

# 目 次

## 第 1 号 (6月21日)

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行 政 報 告 .....	2
日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件 .....	5
日程第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件 .....	6
日程第 6 報告第 3号 平成22年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件 .....	1 2
日程第 7 報告第 4号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算繰越計算書報告の件 .....	1 2
日程第 8 報告第 5号 平成22年度上富良野町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件 .....	1 2
日程第 9 報告第 6号 法人の経営状況報告の件 .....	1 3
日程第10 報告第 7号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定め る件) .....	1 9
日程第11 報告第 8号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定め る件) .....	2 0
日程第12 町の一般行政について質問 .....	2 2
2番 村 上 和 子 君 .....	2 2
1 第5期介護保険計画に高齢者福祉の充実を盛り込むべきではないか	
2 社会教育総合センター、保健福祉総合センターを飲食できるように見直し してはどうか	
3 少子化対策として不妊治療者への町独自の支援を	
4 防災・減災対策の推進について	
5 子どものアレルギー対策について	
6 指定管理者制度の今後の導入と管理運営について	
6番 今 村 辰 義 君 .....	2 9
1 東日本大震災の教訓による町の防災計画の見直しを	
2 放課後子どもプラン事業の利用時間の便宜を	
1 2番 佐 川 典 子 君 .....	3 7
1 島津公園便所を幼児が安心して使える様に!	
2 防災教育について	
3 協働のまちづくりの実現に向けて	
3番 岩 田 浩 志 君 .....	4 3
1 公共工事等の入札について	
2 行政運営について	
7番 一 色 美 秀 君 .....	4 9
1 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の第5期プランについて	
散 会 宣 告 .....	5 3

# 目 次

## 第 2 号 ( 6 月 2 2 日 )

議 事 日 程 .....	5 5
出 席 議 員 .....	5 5
欠 席 議 員 .....	5 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	5 5
議会事務局出席職員 .....	5 5
開 議 宣 告 .....	5 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	5 6
日程第 2 町の一般行政について質問 .....	5 6
9 番 中 村 有 秀 君 .....	5 6
1 住宅火災警報器の設置について	
2 J R 上富良野駅周辺の自転車駐車場の管理について	
3 生活灯の L E D 照明化の促進について	
1 0 番 和 田 昭 彦 君 .....	6 4
1 農業の振興について	
2 上富良野高等学校の振興について	
5 番 米 澤 義 英 君 .....	6 9
1 防災体制について	
2 消防力の強化について	
3 福祉避難施設について	
4 住民票の発行について	
5 公契約制度について	
6 給食センターについて	
日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求める件 ( 平成 2 3 年度上富良野町一般会計補正 予算 ( 第 1 号 ) ) .....	7 7
日程第 4 議案第 1 5 号 専決処分の承認を求める件 ( 平成 2 3 年度上富良野町一般会計補正 予算 ( 第 2 号 ) ) .....	7 8
日程第 5 議案第 2 号 平成 2 3 年度上富良野町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 9
日程第 6 議案第 3 号 平成 2 3 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )	8 1
日程第 7 議案第 4 号 平成 2 3 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	8 2
日程第 8 議案第 5 号 平成 2 3 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) ...	8 2
日程第 9 議案第 6 号 平成 2 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )	8 3
日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 3 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )	8 4
日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	8 4
日程第 1 2 議案第 9 号 上富良野町表彰条例の一部を改正する条例 .....	8 5
日程第 1 3 議案第 1 0 号 上富良野町税条例の一部を改正する条例 .....	8 6
日程第 1 4 議案第 1 1 号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	8 7
日程第 1 5 議案第 1 2 号 上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例等の一部を改正 する条例 .....	8 9
日程第 1 6 議案第 1 3 号 財産取得の件 ( 除雪ドーザ ) .....	9 0
日程第 1 7 議案第 1 4 号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件 .....	9 0
日程第 1 8 発議案第 1 号 議員派遣の件 .....	9 1

日程第19	農業委員会委員の推薦の件	92
町長	あいさつ	92
議長	あいさつ	92
閉会	宣告	93

## 第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））	6月22日	原 案 可 決
2	平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	6月22日	原 案 可 決
3	平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月22日	原 案 可 決
4	平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月22日	原 案 可 決
5	平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月22日	原 案 可 決
6	平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月22日	原 案 可 決
7	平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月22日	原 案 可 決
8	平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月22日	原 案 可 決
9	上富良野町表彰条例の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
10	上富良野町税条例の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
11	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
12	上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
13	財産取得の件（除雪ドーザ）	6月22日	原 案 可 決
14	上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件	6月22日	原 案 可 決
15	専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））	6月22日	原 案 可 決
	行政報告	6月21日	
	町の一般行政について質問	6月21日 6月22日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月21日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	6月21日	報 告
3	平成22年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月21日	報 告
4	平成22年度上富良野町水道事業会計予算繰越計算書報告の件	6月21日	報 告
5	平成22年度上富良野町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件	6月21日	報 告
6	法人の経営状況報告の件	6月21日	報 告
7	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める 件）	6月21日	報 告
8	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める 件）	6月21日	報 告
	発 議		
1	議員派遣の件	6月22日	原 案 可 決
	推 薦		
	農業委員会員の推薦の件	6月22日	推 薦

平成23年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成23年6月21日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 6月21日～22日 2日間
- 第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
- 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 米田 末範 君
- 第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
- 第 6 報告第 3号 平成22年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 7 報告第 4号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算繰越計算書報告の件
- 第 8 報告第 5号 平成22年度上富良野町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 9 報告第 6号 法人の経営状況報告の件
- 第10 報告第 7号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第11 報告第 8号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第12 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	岡本 康裕 君	2番	村上 和子 君
3番	岩田 浩志 君	4番	谷 忠 君
5番	米沢 義英 君	6番	今村 辰義 君
7番	一色 美秀 君	8番	岩崎 治男 君
9番	中村 有秀 君	10番	和田 昭彦 君
11番	渡部 洋己 君	12番	佐川 典子 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代 表 監 査 委 員	米田 末範 君
農 業 委 員 会 会 長	中瀬 実 君	会 計 管 理 者	中田 繁利 君
総 務 課 長	田中 利幸 君	防 災 担 当 課 長	伊藤 芳昭 君
産 業 振 興 課 長	前田 満 君	保 健 福 祉 課 長	坂 弥雅彦 君
健康づくり担当課長	岡崎 智子 君	町 民 生 活 課 長	北川 和宏 君
建 設 水 道 課 長	北向 一博 君	技 術 審 査 担 当 課 長	松本 隆二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊池 哲雄 君	教 育 振 興 課 長	服部 久和 君
ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君	町 立 病 院 事 務 長	松田 宏二 君

議会事務局出席職員

局 長	野崎 孝信 君	主 査	深山 悟 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月17日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、議会運営委員長から、6月6日及び6月15日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等の審議、並びに今期定例会まで議長に提出され、さきに配付しました3件の陳情・要望の審議の報告がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案15件、及び報告案件6件、並びに議員からの発議案1件であります。

なお、議案第13号財産取得の件は、本日、お手元に配付いたしました。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

各常任委員長から、委員会所管事務調査報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成23年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外7名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したところであり、先例により、質問の順序は通告書の提出順であり、21日5名、22日3名となります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであり、

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の

出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 中村有秀君

10番 和田昭彦君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月22日までの2日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、去る3月定例町議会会期中の3月11日、マグニチュード9.0という東北地方太平洋沖の巨大地震が発生し、岩手、宮城、福島3県を中心に、死者・行方不明者2万3,000人を超える未曾有の大災害となりました。発生から3カ月を経過した今なお、多くの方が避難生活を強いられるという状況にあり、お亡くなりになられた方々の御冥福と被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うところであります。

このたびの東日本大震災への町の対応も含め、この機会に、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてですが、職員数については、昨年度中の定年退職者など11名の欠員に対して、医師1名、看護師1名、一般事務職2名を採用し、昨年度当初から7名減の187名による執行体制としたところであります。特に常勤医師の確保に当たっては、旭川医科大学第三内科の御高配により、鈴木泰之内科医師を派遣いただき、診療体制の維持がなされたところであります。

なお、改正職員定数条例が本年4月1日に施行され、あわせて第4次職員数適正化計画がスタートしましたので、同計画に沿った職員数の適正管理に努めるとともに、継続課題としております組織機構の見直しにつきましては、来年度4月1日を目途に取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。東日本大震災への対応のため延期されておりました危険業務従事者叙勲について、例年どおり4月29日付の発令として6月14日に発表され、瑞宝双光章に防衛功勞として安藤勝治氏、吉居実氏が、瑞宝単光章に防衛功勞として堀田豊光氏が、消防功勞として米陀政則氏が受章されました。

改めて、受章されました皆様のこれまでの御功績に、心から敬意をあらわすものであります。

次に、東日本大震災への本町の対応についてですが、まず、義援金につきましては、3月15日より、社会福祉協議会と連携して、役場、かみん、社教センターの3カ所に義援金箱を設置し、多くの町民の方々から、6月17日現在で合計675万2,243円の御協力をいただいております。都度、日本赤十字社及び中央共同募金会を通じ、被災県へ送金しております。また、3月定例町議会で追加補正いただいた315万円につきましても、各機関を通じ送金したところであります。

次に、支援物資につきましては、被災各県から要請のあった品目について、3月19日から6日間、かみんで受け付けを行い、こちらも多くの方々の御協力により、1,600キロにも及ぶ物資が集まり、3月29日にボランティアセンターの協力をいただき、陸上自衛隊上富良野駐屯地の2台の車両により被災地へお届けいたしました。

次に、被災者の受け入れ対応については、避難者受け入れ住宅として、旭町の教職員住宅10戸と町営住宅6戸の計16戸を準備し、現在、福島県から避難された5世帯9名の方、仙台市から1世帯1名の方が教職員住宅に入居されております。

入居に当たっては、1年間の住宅料免除とあわせて、生活必需品の無償貸し出しの支援を行ったところであります。

また、このたびの大震災に当たり、10万人規模の自衛隊員が被災地に災害派遣されており、上富良野駐屯地からも約1,000名の隊員が派遣されました。隊員派遣中に残された御家族の支援窓口を総務課内に設置するとともに、帰隊後に過酷な任務の労をいやしていただくことを目的として、白銀荘の入浴券1,000枚を駐屯地に贈らせていただきました。

さらに、富良野広域連合消防においても、3月と4月にそれぞれ5名の隊員の派遣が行われ、上富良野署からも3名の隊員が、現地において人命救助活動等に尽力されたところであります。

最後に、被災地への町職員の派遣についてですが、5月7日から1班3名体制で2週間ずつの交代で、第4班までの8週間、宮城県石巻市へ職員を派遣しており、同市において、仮設住宅の入居対応や下水道の被害調査など支援業務に当たっているところであります。

なお、今週末には私も被災地を訪問し、お見舞いとあわせて、活火山十勝岳を抱える町として、今回の被災状況と災害対応などについて学ばせていただき、今後の防災対策の強化に役立ててまいりたいと考えております。

次に、予約型乗合タクシー運行事業についてですが、本年4月より、市街地区、島津地区、富原地区、東中地区を対象に試行運行を実施しているところであります。

6月17日現在の登録者数は358人となっており、5月末現在の延べ利用者数は360人、延べ運行回数は245回で、全体の稼働率は39.3%となっているところです。

運行に当たっては、現在のところ特に問題はなく実施されているところですが、今後においては、平成24年4月からの本運行に向けて、運行事業者及び関係機関等と課題等を整理し、円滑に実施されるよう事務を取り進めてまいります。

次に、自衛隊関係ですが、4月28日に自衛隊協力会上富良野支部総会に、5月12日には富良野地方自衛隊協力会定期総会と自衛隊退職者雇用協議会総会に、また、5月16日には北海道駐屯地等連絡協議会総会に出席いたしました。

基地対策関係では、上富良野基地対策協議会による平成24年度防衛施設周辺整備事業要望として、5月19日の同協議会総会終了後に駐屯地、第2師団、北海道防衛局、北部方面総監部に、6月8日には防衛省及び国会議員へ要望を行ってまいりました。

た。

また、5月26日には、北海道基地協議会総会に出席いたしました。

地元駐屯地関係では、第2対舟艇対戦車中隊が新たに編成され、4月22日に隊旗授与式が行われました。直接支援小隊を合わせますと約100名の増員となったところであります。

また、6月19日には、上富良野駐屯地創立56周年記念行事が行われ、多くの町民の皆様とともにお祝いしたところであります。

次に、高齢者世帯等住宅用火災警報器設置事業についてであります。持ち家の高齢者世帯279世帯と生活保護5世帯の合計284世帯に対し、地元取扱業者7社により、5月末をもって設置を完了いたしました。これにより、持ち家の高齢者世帯等のほぼ100%の住宅に火災警報器が設置されたところであります。

次に、これまで懸案となっておりました認知症高齢者の徘徊搜索体制についてであります。町、警察署及び消防等関係機関と地域住民が一体となって早期に発見、保護するため、徘徊高齢者等搜索ネットワークを立ち上げることとし、現在、認知症を有する高齢者の家族の方へ事前登録の呼びかけを進めております。今後、関係機関との連絡調整会議を開催した上で、連携を密にして連絡体制や搜索体制の構築を進めてまいります。

次に、NPO法人とむての森の小規模多機能事業所「なないろニカラ」が東中公園内の旧公園管理人住宅跡に整備を進めておりました「ニカラハウス」についてであります。このたび完成を迎え、6月20日には開所式が行われましたことから、関係者とともに出席してまいりました。

今後も、地域内において、障がい者福祉の充実が図られるよう期待をしております。

次に、行政活動を支えるために極めて重要な財源確保についてであります。町税等の徴収状況は、例年どおり管理職全員による滞納プロジェクトの臨戸訪問徴収や夜間納税相談窓口の開設などに加え、滞納者に対する差し押さえを執行し、徴収の強化を図ってまいりました。

また、平成19年度からのコンビニ収納の開始と同時に施行しました行政サービス制限条例により、納期内納税の意識も高まってきております。

これらによりまして、5月末現在の現年度の収納率は、町税で0.1%、国保税で0.9%向上したところであり、滞納繰越税額は、町税で2,414万9,000円、国保税で3,526万9,000円となっており、前年対比では、町税で124万4,000円、国保税で316万8,000円の減少とな

りました。今後も収納率向上に向けて適切な対応に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。道内の交通死亡事故発生件数は、5月末日現在、死者数45人と前年より21人減少しております。

本町におきましても、4月29日に交通死亡事故ゼロ500日を達成し、現在も進行中であります。これもひとえに町民一丸となり交通安全の取り組みを進めていただいている結果であり、関係機関の御協力に感謝を申し上げます。

今後におきましても、交通死亡事故ゼロ1000日、1500日を目指し、啓発活動を推進してまいります。

次に、地球温暖化防止対策またはバリアフリー化に寄与する住宅リフォーム等助成事業についてであります。6月10日現在で、住宅リフォーム・住宅設備機器導入で12件、総工事費2,739万円に対して、助成額156万7,000円になっております。

また、平成21年10月から制度化している既存住宅耐震改修助成についても、住宅リフォームとの併用が1件あり、30万円の補助を予定しております。

また、省エネ型生活灯につきましては、5月末日現在で、44町内会356灯、1,629万5,000円の申請希望及び相談が寄せられているところであります。

次に、農業関係についてであります。昨年、一昨年と非常に厳しい作柄となったことから、ことしこそ豊穰の秋を迎えられるよう、皆さんが大きな期待を寄せているところではあります。しかしながら、4月下旬からの低温や多雨による春作業のおくれが顕著となり、豆類や馬鈴薯、てん菜など、畑作物の播種時期が5日から2週間程度おくれ、特に春まき小麦については、一部でまきつけを断念し、他の作物に転換する方も見受けられました。水稲についても、5月下旬からの天候回復により、移植後の活着は順調に進んでいるものの、生育状況は平年に届かず、ほぼすべての作物において生育の遅延が心配されます。

次に、本年度から本格実施となります戸別所得補償制度についてであります。特に混乱もなく関係作業が進捗している状況にあります。この制度につきましては、昨年、水田のみの対象から、今年度は畑作も対象となり、従来の制度とは大幅な変更となりました。他の補完制度も含め、農業経営の安定化に活用いただくため、十分な制度説明や情報提供を図りながら、その対応に努めてまいります。

また、今年度から導入いたします中山間地域等直

接支払制度につきましても、さきの震災の影響で、国や北海道との手続について、多少のおくれは生じておりますが、この制度が経営の安定や農村地域環境の向上につながるものと期待しており、農業者皆さんの工夫によって、有効、有益な活用が図られるよう取り組んでまいります。

次に、上富良野産原料100%「かみふらのプレミアムビール」に関する事業についてであります。昨年度設立された、かみふらのプレミアムビール四季彩実行委員会により、本年においては、6月18日から協賛する町内の飲食店や事業所で、かみふらのプレミアムビールの商品活用がなされております。昨年よりも事業の拡充が図られ、宿泊施設やレストランなど、観光関連の事業者の皆さんへも活用が広がり、昨年の5倍を超える量が商品として活用されることとなっております。

また、7月16日には、町民ピアガーデンの開催も予定されており、町民皆さんの地場産物に対する理解の深化とあわせ、地元で活用できる商品として、また、町外からも評価される地域ブランドの一つとして発展することに大きく期待をしているところであり、目標達成に向け必要な支援をしてまいりたいと考えております。

次に、島津公園大型遊具の供用開始についてであります。雪解け後、芝生が安定し陽気の兆しが見え始めたことから、去る5月13日からオープンし、利用を開始したところであります。

予定しておりましたオープン行事は、あいにくの天候により急遽中止にしましたが、翌日からは多くの子供たちに利用いただいているところであります。

次に、建設産業安全大会についてであります。5月10日、建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設工事の繁忙期を迎えるに当たって従事者約200人が集い、交通事故や労働災害防止の決意宣言を全員で確認し、誓い合いました。

無事故、無災害での工事を祈るところであります。

次に、住民会による道路清掃活動についてであります。地域の自主的な活動として広がりを見せており、大変心強く感じているところであります。このほかにも、地区高齢者団体やシーニックバイウェイ協賛団体、スキー連盟、スポーツ少年団、駐屯地隊員有志などの団体においても、国道、道道を含めた多数の路線において清掃活動が実施されました。収集されたごみは、町が処理した分で2,300キロに及んだところであります。

次に、上富良野高校の状況についてであります。昨年4月には42名が入学し、関係者の一人として大

変喜んだところですが、本年については、残念ながら27名の入学にとどまりました。

存続については、引き続き大変厳しい状況にありますことから、5月11日に教育委員会とともに、北海道教育委員会教育長を初め所管部局を訪問し、上富良野高等学校の存続に向けての要請を行ってまいりました。

町といたしましては、今後、上富良野高校への入学者が増加し、地域に根差した特色ある学校として存続できるよう、町民の理解と協力をいただきながら、引き続き関係機関とともに努力してまいりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、本年度、入札執行した建設工事は、6月20日現在、件数で12件、事業費総額で5,391万7,500円となっております。また、本年度、発注予定の建設工事は43件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に配付いたしました平成23年度建設工事発注状況については、国の地域活性化交付金を財源として、平成22年度末に入札執行した事案も含めて記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について、御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成23年4月19日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成22年度末に係る貯蔵品調査等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、平成23年6月1日に公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両75台中66台の車両の現地検査を行いました。出張、現場等の公務により当日検査できなかった車両9台については、東日本大震災で宮城県石巻市に災害派遣により出勤している1台を除く8台を6月10日に検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成22年度2月分から4月分及び平成23年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成22年度分を16ページに、平成23年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま定期監査等の結果報告をお聞きいたしました。

2ページの車両検査の関係でお尋ねをしたいと思います。

6月1日実施をして、出張、現場による未実施車両9台ということでございます。この9台は、後ほど再監査されたいと思いますが、監査事務局の職員にしてさせたという経過が一見、以前に報告があったものですから、今回、その9台のやつ、後ほどやっただろうと思いますけれども、その状況等をちょっと確認したいと思いますが。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（米田末範君） お尋ねの件でございますけれども、後日、これは6月10日だったと記憶いたしてございますけれども、私が直接行って確認をいたしてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 6月10日の実施は8台で、残り1台、一般車両ということで、私の調査では。その一般車両1台というのは、今、東日本大震災で派遣をされた車両ということで理解してよろしいですか。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（米田末範君） 御発言のとおりでございます。

議長（西村昭教君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、各常任委員長より報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長、岩田浩志君。

総務産建常任委員長（岩田浩志君） ただいま上程されました報告第2号委員会所管事務調査報告の件は、議案の朗読をもって報告といたします。

報告第2号、総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の事件について、調査を終えたので同規則第77条の規定により報告する。

総務産建常任委員長、岩田浩志。

記。

調査事件名、1、公的施設の管理運営について。

2、土地改良基盤整備事業推進の件。

1、調査の経過。

(1)公的施設の管理運営について。

平成21年12月16日に開催された平成21年第4回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した調査事件について、平成21年に3回、平成22年に8回、平成23年に5回の計16回、委員会を開催して調査を行った。（調査の経過は別紙のとおり）。

(2)土地改良基盤整備事業推進の件。

平成23年3月23日に開催された平成23年第1回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した調査事件について、平成23年に4回、委員会を開催して調査を行った。（調査の経過は別紙のとおり）。

なお、2、調査の結果につきましては、既に皆さん御高覧いただいているものと思われるので、朗読を省略し、まとめのみの朗読とさせていただきます。

すので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、16ページをお開きください。

まとめ。1、公的施設の管理運営について。

#### (1)維持管理。

公的施設の維持管理経費の予算全体に占める割合が、普通建設事業費と維持補修費を合わせても20%に満たない規模と、一般財源だけでなかなか整備できなかった公的施設の修繕等について、平成21年度から平成22年度（繰越明許費含む）に実施された、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源に一斉に整備されたが、今後、このような整備は困難であると思われる。

公的施設の管理運営について、維持管理の面では建築物躯体の状態にもよるが、調査データに示すように建築物のライフサイクルに応じた計画修繕は図られていない実態が見受けられるので、点検項目の基準を作成し、日常の点検や年間での定期的・集中的な施設の点検を図るべきであり、清掃管理・警備・施錠・機械警備など、日常的な維持管理の基準（マニュアル）を設けて、住民が気持ちよく利用できる施設とされたい。

公的施設の長寿命化については、予算規模及び普通建設事業の縮減並びに維持補修費の補助制度がほとんどない実態から、中長期的な計画性を持った部分修繕・大規模改修が必要である。

また、施設の部分修繕や大規模改修を施工する際には、人に優しい高齢化社会に対応したユニバーサルデザイン（バリアフリー）の施設づくりを図りたい。

公的施設は、本来の設置目的のほかに住民の避難所機能も有することから、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害を勘案し、維持修繕を行う場合は耐震化も視野に入れた計画的な整備を図りたい。

最後に施設全体について、時代の変革、社会情勢、利用実態を勘案して、将来も維持する必要性などを検討する必要がある。住民が真に必要な施設として、サービスの質・量の向上と維持管理経費のコスト縮減の両面をにらみながら、費用対効果を十分に考慮して公的施設の設置目的を達成する行政サービスが提供できているかも検証されたい。

#### (2)公園緑地。

公園緑地の管理について、平成22年度から移行対象の公園緑地30カ所のうち、既に10カ所を6住民会に、平成23年度からは25カ所を10住民会に移行して管理している。町は平成21年度まで高齢者事業団に委託という形で管理させていたが、住民会への移行管理については、委託体系とは異な

り地域住民により自発的なきめ細やかな管理が行われている公園緑地もある。

町と住民会が協定という形で、委託ではなく交付金にしたことにより、地域住民の協議と裁量で経費の使い道を決定することができるため、地域住民のコミュニティを図られ、より身近な公園になったと感じる。特に利用する子どもたちの事故・事件に対する地域住民の意識も向上している。

このようなことから住民会に対し交付金としたことは、町民と行政の協働の取り組みの一つとして大変評価できる。

しかし、まだ課題も多く、維持管理中の事故・けが等に対する注意喚起の対応については、町としての指導が必要である。また、保険等の加入状況の把握と保険内容等の指導や公園緑地の管理を移行した住民会に新たな負担が生じないように公園や芝生の面積に応じた草刈り機械購入に対する基準や作業日数に応じた積算の見直しが必要である。

今後、住民会も高齢化の進展により、公園緑地管理の担い手確保が難しくなることが予想されるので、管理方法を指導するなど、住民会に円滑に移行されるよう町として地域住民の直面している小さな課題に対し耳を傾け、ともに管理していく姿勢が大切である。

公園緑地の中には、樹木の管理が十分とは言えない公園や遊具等の修繕が必要な公園があり、利用者の安全確保のため早急な整備を図り、地域住民が安全でくつろげる公園を目指されたい。

それぞれの公園緑地の形状に対応した改善を行い、地域住民と町が協働の中で力を合わせて管理運営することにより、地域住民にとっての「憩いの公園」となるよう取り組まれたい。

今後に向けて、町内すべての公園緑地が地域住民の手によって維持管理が推進されることを期待する。

#### (3)指定管理施設。

指定管理施設については、当該施設の課題に対し指定管理者と十分協議の上、早急に改善を図って利用者のニーズに対応し、町の施設として住民の福祉を増進する目的や成果が上がるよう努め、「指定管理者制度導入プラン（平成17年1月31日策定）」に示している、制度導入に当たったの基本的な考え方により、施設の効用を最大限に発揮させるための効率的な管理運営の実現と管理委託団体の自立化促進を図られたい。

また、現在、町が直接管理運営している施設で指定管理者制度を導入することで効果的・効率的な管理運営が期待できる施設については、制度導入の検討に努められたい。

## 2、土地改良基盤整備事業推進の件。

農業農村整備事業は、「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための重要な事業であり、土地改良基盤整備事業の必要性については、多くの農業者が待ち望んでいる事業であるが、事業費が高額なため現在の脆弱な農業基盤では、農業者独自の土地改良基盤整備には限界があり、有効な補助事業の活用による早期整備が求められている。

本町においては、その時々々の農業情勢の背景や整備地区の農業者の実情などにより、計画的な事業促進を図ることができない実態があった。

平成22年12月に東中地区道営経営体育成基盤整備事業の要望書が議会に提出され、要望内容は、用排水路・区画整理・暗渠排水・客土・除れき・心土破碎事業の早期実現となっていた。

農地整備における用水路の整備については、これまで用水・排水が兼用で利用されている地区も多いが、その下流域では春の入水時期には水が十分に供給されないという課題があり、今回、用水がパイプライン化されることにより、漏水の解消と下流域の農地にも十分に清水が供給されることは、農作物の品質向上や農業の振興に極めて大きな役割を担っている。

また、排水整備については、土地改良基盤整備の未実施農地では、昨年、一昨年の集中豪雨による湿害で壊滅的な被害をこうむった農地も多い。委員会の調査結果で示すように、本年度からかんがい排水事業が着工される東中地区と既に整備された島津地区を比較すると、被害面積の被害割合は、東中地区の16.9%に対し、島津地区は10.3%と6.6ポイントの減、また、10アール当たりの被害額を比較しても東中地区の2万2,061円に対し島津地区は2,556円と8分の1の被害額となっている。島津地区にも未整備農地があり、暗渠整備事業率が36.2%で単純な比較はできないが、整備済みの農地の被害は極めて少ない実態である。

このことを考えると東中地区における用排水施設や農地は、特に暗渠排水事業整備による透水性の充実は極めて重要であることが明らかである。また、区画整理は、農地の拡大や交換分合（換地）などの対策により作業効率が上がるため、今後の規模拡大を推進する上では大変必要な事業である。

委員会調査にあわせて、東中地域住民から意見を聴取した際に、ここ近年の集中豪雨における透水性の悪化により農作物の品質低下や圃場への土砂流入など、深刻な被害が報告された。また、土地改良基盤整備については、担い手に引き継ぐ上でもその必要性は感じているが、自力での整備には限界があ

り、実施が困難であるため、補助事業を活用した早急な土地改良基盤整備を強く要望している。

北海道は、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業の特別対策費を平成23年度以降も継続（第4期）することを示しており、農家負担率もこれまでの地区と同様に軽減される見込みである。

現時点での東中地区農業農村整備事業計画では7年間の事業期間となっているが、国の土地改良基盤整備事業予算が減額される中、当該事業期間や負担軽減の先行きが不透明な状況であり、本町の農業担い手育成のため、町として1年でも早い事業完了促進と農業者の負担軽減を維持されたい。

最後に、農業者の高齢化や農家戸数の減少が進む中、食料生産の効率化を図る土地改良基盤整備事業は、不整形や小さい区画を拡大したり、狭隘で凹凸のある農道を拡幅することにより大型機械が搬入できるため、農作業の生産効率が高まり、働きやすい農作業環境が提供され、担い手育成や耕作放棄地の防止にも役立つものであり、日本の農業の維持と農地を守るため、町としてもさらなる農業施策を推進されたい。

以上、総務産建常任委員会所管事務調査報告といたします。

議長（西村昭教君）次に、厚生文教常任委員長、谷忠君。

厚生文教常任委員長（谷 忠君）ただいま上程されました報告第2号委員会所管事務調査報告の件については、朗読をもって報告とさせていただきます。

報告第2号、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の事件について、調査を終えたので同規則第77条の規定により報告する。

厚生文教常任委員長、谷忠。

記。

調査事件名、1、地球温暖化対策について。2、少子化対策について。

調査の経過。

本委員会は平成21年12月16日開催の平成21年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した調査事件について、平成21年1回、平成22年11回、平成23年4回、計16回にわたり、委員会を別紙のとおり開催し、その結果を次により報告する。

別紙については、10ページ、一番最後に載っておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

記。

第1、地球温暖化対策について。地球温暖化対策の取り組み。

(1)地球温暖化の背景と日本の対策。

地球温暖化は人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球規模で自然の生態系や人類の生活環境などに深刻な影響を及ぼす大きな社会問題となっている。

こうした中、2005年に京都議定書が発効し、国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みが強化され、我が国は目標期間（2008年～2012年）において、1990年比6%削減を図るため、同年「京都議定書目標達成計画」を策定した。

その後、2009年9月に当時の鳩山由紀夫首相は国連総会の演説で、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガスを削減するという日本の中期目標を明らかにした。

(2)上富良野町の現状と取り組み。

上富良野町の1人当たりの温室効果ガスの排出量は2006年が10.471トンであり、基準年の1990年（平成2年）の6.43トンに比べ32%増加しており、この中で化石燃料の燃焼などによる二酸化炭素が7.147トン、約68%を占め、11.2%増加し、次に家畜関係が主の一酸化二炭素17.3%、メタン14.4%となっている。

この目標達成のため、町は2010年（平成22年）3月に地球温暖化対策実行計画とともに省エネルギー・新エネルギービジョンを策定し、この計画の実行のため、住民へのセミナー開催など啓発事業に努めるとともに、公共施設における先駆的な取り組みとして白銀荘の温泉の暖房・給湯施設を温泉廃熱利用のヒートポンプに切りかえ導入し、年間約170トンの二酸化炭素の削減を図っている。

また、公用車をクリーンエネルギー自動車や軽自動車による低燃費車の導入を図るとともに、平成23年度から個人に対する住宅リフォーム事業や住民会、町内会に対する生活灯のLED化の助成事業など、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出抑制を進めており、年度別の取り組みは次に示すとおりである。

地球温暖化対策の取り組みにつきましては、御高覧をいただきたいと思っております。

このほか、民間事業者による温泉廃熱を利用したヒートポンプの導入のほか、個人住宅においても太陽光パネルや地中熱利用のヒートポンプの設置もふえ初め、地球温暖化への関心も高まってきている。

2、地球温暖化の課題。

町の地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガス削減目標に置く対象ガスは二酸化炭素とし、2020年（平成32年）の目標排出量を1人当たり5.94トンと定めている。

これに対し、将来の二酸化炭素排出量は7.67トンと推計され、基準年1990年に比べ19.3%、2006年に比べ7.3%増加することが予測され、2020年の将来見通しから1.73トンの削減を確実に進める必要がある。

また、計画策定時に行った町民意識調査によると地球温暖化に対する意識は高いものの、実践行動に向けては経済面や具体的な実践方法や効果がわからないなど情報不足を感じており、資金援助や情報提供を要望する世帯が多い。同時に行った事業者意識調査では、一般町民と同様な意見が多くある中で公共施設における率先的行動の実施を要望する事業所も多いため、行政の対応が重要となる。

これらの具体的な削減行動として、「町の事務・事業における率先行動」「町民や事業者による省エネ行動」「自動車対策」「公共施設や町民における新エネルギー導入」などが求められており、これらを推進するため各主体が協働して地域ぐるみで取り組む必要がある。

二酸化炭素削減に向けた行動はこの中に記載してございますので、これらのお目通しを願いたいというふうに存じます。

3、まとめ。

地球温暖化対策を進めるに当たって、行政の率先行動のもと町民・事業者の取り組みが重要であるため、町は地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みに対する情報発信・情報共有を図り、相互に連携協力する官民一体の推進体制を構築しなければならない。

中でも公共施設の二酸化炭素排出量は、その多くがA重油などの化石燃料と電気で占められており、普及啓発効果の高い学校や会館などの改築時において、省エネルギー効果の高い照明器具や太陽光発電の導入を図るなど町の新エネルギービジョンの重点プロジェクトに掲げた事業を積極的に実施すべきである。

町内の民間事業者においても、地域資源を活かした温泉熱、雪冷房、森林資源、小水力発電など未利用の自然エネルギーを活用する行動実践とともに新たなビジネスチャンスととらえ、積極的な事業活動の展開が望まれる。

また、町は先進自治体で見られた「環境家計簿」「我が家節電家族」など、省エネ効果が一目でわかる実践方法を体験的に学習するエコ活動など町民が身近にできる意識啓発事業を積極的に展開し、町全

体の二酸化炭素の削減量の把握やその結果を毎年度、定期的に公開するなど、目標数値を確実に実行する行動姿勢が求められている。

今回の東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、町民や個別の事業所などに対する省エネルギー・新エネルギーの導入の好機にとらえ、国の助成策などの情報提供や町における新たな助成策の検討など早期の対応を図るべきである。

今後においては、省エネルギー・新エネルギー対策に加え、二酸化炭素の排出権取引の仕組みづくりや環境基本計画の策定の検討を進め、2020年目標の1人当たり1.73トンの削減目標に向け、行政が先駆的な役割を果たし、全町的な取り組みを行うとともに環境に重点を置くまちづくりの理念と行動が必要である。

第2、少子化対策について。

1、少子化における国の対策。

これまで、日本における「少子化対策」として、次に示すとおり、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきた。しかし、それが目に見える成果として、生活の中で実感できない現状にあると考えられる。

国の子ども・子育て白書によると、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦労しているといった現実がある。

これらの現実を踏まえ、今後の子ども・子育て支援策を進めていく上では、家族や親だけが子育てを担うのではなく、社会全体で子どもと子育てを応援していくという基本的な考えのもと「子どもを大切に作る社会」をつくる観点が必要としている。

少子化対策の計画策定の経過については、御高覧をいただきたいと思えます。

2、少子化における町の現状。

上富良野町においても子どもの数が減少しているが、合計特殊出生率は1.84（平成15年～19年平均）で、国の1.3、道の1.19を大きく上回っている。

出生数は次の表に示すとおり減り続け、平成22年は92人となり、平成19年の132人に比べ40人、率にして約30%減少している。特に、第1子がここ数年大きく減少し、平成22年は31人となり、平均19年の63人に比べ約半数まで大きく減少している。

出生数の一覧表についても御高覧をいただきたいというふうに存じます。

また、0歳から5歳までの乳幼児人口は、次に示すとおり平成22年643人となり、平成19年の728人に比べ85人、率にして約12%減少して

いる。

乳幼児人口の区分についても御高覧をいただきたいというふうに存じます。

(1)町の人口動態。

町における人口動態は、次の表に示すとおりであり、自然動態においては、これまでは出生数が死亡数を上回っていたが、平成21年度から逆に死亡数が出生数を上回っている。社会動態においては、転出が転入を上回る傾向が以前から続き、この両方の要因により町の人口が毎年減少する結果となっている。

人口動態の表についても御高覧をいただきたいというふうに存じます。

(2)未婚率の推移。

全国的に1990年代から急激に晩婚化が進む中で、町の生涯未婚率は男性12.4%、女性6.4%であり、全国の男性15.96%、女性7.25%に比べ下回っている。

国の人口統計（2005年）による25歳から34歳までの年齢別未婚率は、次の表に示すとおりであり、町においては男性の一部年代層を除き全国平均を下回っている。

中でも女性の25歳から29歳までの未婚率は、国の59%に対し町は32.5%であり、大きく国を下回っている。

年齢別未婚率の区分についても御高覧をいただきたいというふうに存じます。

(3)町の年度別人口の推移。

町の人口は次の表に示すとおり毎年度減り続け、特に20歳から34歳までの人口が減少し、高齢化がここ数年進行している。

中でも、20歳から24歳までの若年層が年々減少し、婚姻数と出生数の減少に影響を及ぼしている。

年度別の人口、それから年齢階層の人口について、それから婚姻数についても御高覧をいただきたいというふうに存じます。

3、町の少子化対策の取り組み。

町は次世代育成支援対策推進法の策定指針に基づき、2004年（平成16年）「上富良野町次世代育成支援行動計画」の策定を行った。

計画期間は、2005年（平成17年）から2009年（平成21年）までの5年間を前期と定め、これを踏まえ、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）までの5年間を後期計画として策定する前・後期合わせた10年間である。

この計画に沿って、町では関係機関と連携し、子育てと子育てのステージ別・分野別の取り組みを次に示すとともに特徴的なものを取り上げた。

子育てと子育ての取り組みの表についても御高覧をいただきたいというふうに存じます。

#### (1) 保育サービス。

町の保育サービスは、町内3カ所で実施しており、保育所定員数の合計195人に対し、平成22年度の実績は198人であり、待機児童は発生していない。

保育の内容は、通常の保育のほか障がい児保育、延長保育を行うとともに、平成20年度から特定保育、一時預かり事業を実施している。

幼稚園においては、通常の時間外や土曜日、夏・冬・春休み期間中に就園児を預かり、ふだんの幼稚園生活とは違った体験、活動を取り入れた特別預かり保育を実施している。

町の保育料は、国の基準徴収額の約95%で設定しており、近隣市町村に比べると高くなっているが、町の保育単価と基準徴収額の違いにより、収入状況に比例する保育料となっていない。このため、階層と保育児の年齢によっては国の基準と大きな差が生じている。

国においては、子ども・子育て新システムの導入が検討され、平成25年度から幼稚園と保育所を統合した「こども園」の開始を予定しており、これに対応した町の方針も重要となってくる。

#### (2) 発達支援センター。

発達支援センターは、平成17年4月から「子どもセンター」を設置し、乳幼児の各種健診のほか、幼稚園や保育所と連携し、支援を要する乳幼児にできるだけ早期に必要な支援を行うとともに、主に小学校入学を円滑に行うための適切な支援を行っているが、その後の継続した支援が課題となっている。

#### (3) ファミリー・サポート・センター事業。

この事業は平成22年3月から開始し、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の会員制の組織で、会員相互で子育ての援助活動を行っている。

現在の登録会員数は、提供会員が7人、依頼会員が9人、両方が1人であり、利用実績は昨年11月から本年4月までの間、10件（10日）の利用がある。

利用時間は3時から7時まで、曜日は平日8件、日曜日2件となっている。

利用児童年齢は、0歳が7件、このほか3件となっている。利用内容は、下の子の預かりが8件、このほか病後児預かりと仕事の都合となっている。

#### (4) 育児サークル活動。

この活動は母親学級の同窓生や同じ年代の子どもを持つ仲間が集まり、自主的な育児サークル活動を展開し、子どもの遊びの場や親の交流の場と子育て

に関する情報交換の場となっており、保健師、栄養士、保育士等を招いた学習会を開催するなど子育てに関する学びの場となっている。

現在9つの育児サークルが活動し、情報交換やネットワークづくりのため、育児サークル連絡協議会を設置し、相互の連携を図っている。

#### (5) 放課後子どもプラン事業。

学校の放課後及び長期休業中における児童の安全で健やかな活動場所を確保するため、地域の参画を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、体験交流活動など児童の健全育成を図ることを目的に、放課後クラブ、放課後スクールを実施しており、平成17年から全国に先駆け取り組み、留守家庭児童の安全な居場所として定着している。

#### 3、まとめ。

最近の若い世代は、未婚、晩婚など結婚に対する価値観の変化や出産、育児不安のほか、出産、育児、教育に対する経済的な負担が少子化の大きな要因となっている。

町の合計特殊出生率はほぼ横ばいで推移し、未婚率も低く、第1子妊娠届出母年齢が28歳前後であるにもかかわらず、出生数が減り、町の人口が年々減少する傾向が進んでいる。

その大きな要因として、20代の若い年齢層が特に減少していることが挙げられ、若年層の婚姻数の減少とともに出生数の減少につながっているものと考えられる。

町ではさまざまな面で少子化対策を実施しているが、若者の定住しやすい環境づくりが大きなかぎであり、移住、定住や町内の働く場所の確保など構造的に若い世代をふやすことが最も重要な課題となっている。

その上で、不妊治療、乳幼児医療、保育サービスなどの充実や男性の育児参加など、地域全体で子どもを安心して産み育てる環境を整備するとともに、幼稚園と保育所のあり方など将来を見据えた中で、近隣町村でも見られる子育て費用の負担軽減など、町全体による支援の視点で進める必要がある。

また、町の次世代育成支援行動計画の目標サービスに掲げた休日保育、病児・病後児保育、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業については、多様な子育てサービスの提供を図る上で、場所や専門職員の確保などの課題はあるが、ニーズに即した事業を早期に進めるべきである。

子育ての支援施策は、保健、児童福祉、教育など多岐にわたる分野の取り組みであるため、町の保健福祉課を中心に関係部局や関係機関・団体との連携を図るため、定期的な情報交換など連携、協働したネットワーク機能の充実に向け、全庁体制で事業を

推進することが特に重要である。

今後においては、先進自治体の取り組みを参考にするなど、総合的かつ特徴的な子育て支援策を打ち出し、これまで以上に子育て、子育て環境の整備に取り組むとともに若者定住を押し進め、町全体で「子どもを育てる」まちづくりのビジョンを町内外に発信し、人口の減少を抑える必要がある。

以上、報告とさせていただきます。

御審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいま2件の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号から

日程第8 報告第5号まで

議長（西村昭教君） 次に、日程第6 報告第3号平成22年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第7 報告第4号平成22年度上富良野町水道事業会計予算繰越計算書報告の件、日程第8 報告第5号平成22年度上富良野町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件について、それぞれ関連がありますので、一括して報告を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま一括上程されました報告第3号 平成22年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第4号平成22年度上富良野町水道事業会計予算繰越計算書報告の件、報告第5号平成22年度上富良野町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件につきましては、一括して概要を申し上げて説明にかえさせていただきます。

それでは最初に、報告第3号平成22年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして説明させていただきます。

繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと存じます。

本計算書に記載の事業は、平成22年度の国の第1次補正予算に盛り込まれました、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を財源といたしました発達支援センター空調施設設備事業外9事業、道営経営体育成基盤整備事業等が3事業、その他の事業として、高齢者世帯等住宅火災警報器設置事業と1事業の合わせて15事業であります。これらの事業は、発注時期及び関係機関との協議が長引いたことなどの理由により、事業完了時期が平成2

3年度に入ることになっておりますが、このたびの平成22年度会計決算期を迎えた際に、予算で設定しておりました15事業の合計予算額1億3,353万8,000円が事業執行等により、合計額1億2,625万3,000円を平成23年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

また、事業ごとの財源内訳で、未収入となっております国費などの特定財源につきましては、当該事業ごとの完成時期に応じて歳入の受け入れ手続をとってまいります。

以上、報告第3号の説明といたします。

次に、報告第4号平成22年度上富良野町水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明させていただきます。

予算繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。

本計算書に記載の事業は、平成22年度国の第1次補正予算関係事業として、一般会計より地域活性化・きめ細かな交付金を財源に、水道事業会計において1,000万円の工事負担金を受け、過年度損益勘定留保資金300万円と合わせて1,300万円の予算措置を行い、その後、入札により支払い義務発生額が1,286万2,500円に確定いたしました。工事の発注時期の関係から工事が完了しないことから、1,286万2,500円を平成23年度会計に予算を繰り越しましたので、公営企業法第26条第3項の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

以上、報告第4号の説明といたします。

次に、報告第5号平成22年度上富良野町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件につきまして説明させていただきます。

事故繰越し繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。

本計算書に記載の事業につきましては、高齢者・障害者巡回相談公用車軽乗用車購入事業及び防災無線電話応答装置設置事業の2事業であります。いずれも3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響に伴い、生産工場の稼働休止により、平成22年度に事業が完了しないことから、このたびの平成22年度会計決算期を迎えた際に、予算で設定しておりました2事業の合計441万5,000円を平成23年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

以上、報告第5号の説明といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御

質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御質疑がなければ、これをもって報告第3号、報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

#### 日程第9 報告第6号

議長(西村昭教君) 日程第9 報告第6号法人の経営状況報告の件について、報告を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(前田 満君) ただいま上程いただきました報告第6号法人の経営状況報告の件における、株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

経営状況に関する書類の1ページをお開き願います。

最初に、平成22年度の事業報告として、会議等の開催、審議の状況であります。

総会関係では、平成22年5月25日に定時株主総会を開催し、平成21年度の事業報告、決算の承認等、及び平成22年度事業計画、予算について、議決をいただいたところであります。また、任期満了による取締役及び監査役の選任を行っていただいております。

取締役会関係では、平成22年5月25日開催の第1回取締役会において、代表取締役及び常務取締役の選任を行っており、平成22年10月26日開催の第2回取締役会においては、平成22年度上半期の事業報告を行っており、平成23年3月30日開催の第3回取締役会においては、平成22年度の事業報告、決算方針及び平成23年度経営基本方針及び予算編成方針について審議を行っております。

監査役会関係では、平成23年4月22日に監査役会を開催し、平成22年度の決算について監査を行っております。

次に、2～3ページの平成22年度部門別の報告をいたします。

上富良野振興公社は、平成21年度から指定管理者制度による公の施設の管理によりまして、吹上温泉保養センター白銀荘、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキー場、日の出公園の管理を行っております。

吹上温泉保養センター白銀荘につきましては、総入場者数は7万9,627名で、前年度対比91.6%で、その内容は、宿泊客で8,399名、前年度対比95.8%、日帰り客7万1,228名、前年度対比91.2%の入館者実績となっております。

例年、福祉向上を目的として十勝岳温泉郷の4施設で実施しております町内在住の70歳以上の方と

障がいのある方に対する優遇措置につきましては、毎年12月1日から3月31日までの平日に限り、1人200円の負担をいただいているところでありますが、吹上温泉保養センター白銀荘の本年度入館者数は1,520名となっております。また、この間に実施されました町営バスの復路無料についても大変好評でありました。

次に、日の出公園オートキャンプ場でございますが、長年続く不景気の中で大変厳しい状況でありましたが、総入場者数は1万4,640名で、前年度1万4,841名に対し98.6%となり、利用収益についても1,464万円で、前年度1,469万3,000円に対し99.6%と、わずかな減少実績となったところであります。

次に、上富良野町営スキー場につきましては、平成22年度にスキー場となる斜面の整備をしていただいたことから、7年ぶりに12月にオープンすることができたところであります。

リフト券の売り上げ枚数につきましては、前年度1,795枚に対し1,974枚で、前年度対比110%、利用収益につきましても、前年度98万6,000円に対し108万8,000円と、前年度対比110.3%の実績となっております。

次に、日の出公園についてでございますが、不況の影響や冷湿害等による花々の生育への影響から観光客の入り込み数も減少傾向にありました。

次に、5ページの貸借対照表について御説明いたします。

資産の部として、流動資産は総額で2,265万2,226円となっており、その内訳は、現金・預金が2,105万378円、期末商品が160万1,848円であります。固定資産としまして、旭川信用金庫などに対する出資金3万円で、資産の部の合計は2,268万2,226円となっております。

次に、負債の部として、流動負債が408万6,317円となっており、その内訳は、未払い金、預かり金、入湯税預かり金等であります。

次に、純資産の部の株式資本としまして、上富良野町、ふらの農協、上富良野町商工会、旭川信用金庫の出資による資本金が1,000万円、利益剰余金として859万5,909円を加え、総額は1,859万5,909円となっております。

負債及び純資産の合計は、2,268万2,226円となっております。

次に、6ページの損益計算書について御説明いたします。

なお、以下の説明金額は税抜きのものであります。

最初に、営業収益であります売上高についてであ

りますが、利用収益と売店収益を合わせた売り上げ合計額は8,375万2,171円となっております。その内訳としましては、吹上温泉保養センター白銀荘が6,784万6,992円、日の出公園オートキャンプ場が1,463万9,909円、上富良野町営スキー場が103万6,676円、日の出公園が22万8,594円でございます。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と商品仕入れ高を合わせて1,270万2,836円であり、この額から期末商品棚卸高160万1,848円を差し引いた1,110万988円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高8,375万2,171円から売上原価1,110万988円を差し引いて、7,265万1,183円となっております。

さらに、販売費及び一般管理費8,911万3,424円を差し引いた営業利益は、1,646万2,241円のマイナスとなっております。

営業外収益につきましては、受取利息3万4,110円、受取配当金800円、雑収入18万6,848円、受託収入3,056万3,100円を合わせて3,078万4,858円となっております。指定管理業務等に伴う受託収入の内訳は、吹上温泉保養センター白銀荘維持管理運営377万4,286円、十勝岳温泉地区施設維持管理116万5,001円、日の出公園オートキャンプ場229万2,382円、上富良野町営スキー場798万6,668円、日の出公園1,534万4,763円であります。

営業外費用につきましては、町へ1,350万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業利益マイナス1,646万2,241円に営業外収益3,078万4,858円を加え、営業外費用1,350万円を差し引いて、営業利益金額は82万2,617円となっております。さらに、営業利益金額82万2,617円から法人税等27万600円を差し引いて、平成22年度期の純利益金額は55万2,017円となっております。

次に、12ページの平成23年度事業計画及び予算についての御説明をさせていただきます。

吹上温泉保養センター白銀荘につきましては、長年続いている厳しい経済情勢から、依然として、金融、観光業、雇用対策など先行きが不透明な状況が続いている中で、3月11日の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故による風評被害などにより、国外、国内、道内の観光客の減少は避けられないの見通しから、白銀荘においても入館者の減少

が危惧されます。

こうした中において、東日本大震災の災害派遣に出られた陸上自衛隊上富良野駐屯地の隊員の皆様に派遣の疲れをいやしていただくために、無料入館券を交付させていただきました。また、例年ゴールデンウィーク後に開通していた道道十勝岳温泉美瑛線の十勝岳温泉と望岳台の間がゴールデンウィーク前の4月28日に開通したことを機に、入館料を割り引きするなどの増客を図っております。

本年度の計画につきましては、宿泊7,490人、日帰り客7万3,510人の計8万1,000人の入館者数を設定し、売上高につきましては、6,756万2,000円を見込み、目標達成に向けて努めてまいります。

日の出公園オートキャンプ場につきましては、3月11日の東日本大震災により、東北、関東地域からの常連であった数多くのキャンパーが減少することが予測され、23年度の入場者数に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

本年度においても、日の出公園オートキャンプ場にとって厳しい状況ではありますが、来場者に対して地場産業、地域振興を基本とした接客、情報の提供、環境整備に努め、管理運営を行ってまいります。

本年度の計画については、総入場者数1万3,500人、売上高1,252万円を見込んでおります。

上富良野町営スキー場につきましては、町民の身近なスキー場であり、町内のすべての学校のスキー授業、自衛隊の訓練、休日における家族スキーなどに御利用いただいております。

近年は、暖冬による降雪時期のおくれ、融雪期の始まりに加えて、スキー場南斜面の形状から営業期間を短縮せざるを得ない状況にありましたが、南斜面の形状等の整備により、12月中にオープンすることを目指し、安全、安心な管理運営を基本に、快適な輸送サービスの提供に努め、輸送人員、利用収益の増加を目指してまいります。

本年度の計画については、リフト利用券の売上高で126万4,000円を見込んでおります。

日の出公園につきましては、訪れる人々を花いっぱいでお迎えするため、環境整備及びサービスの向上に努めてまいります。

14ページから21ページまでの各施設の平成23年度予算状況につきましては、御高覧いただいたものと思いますので、説明を省略させていただきます。

最後になりますが、平成23年5月24日に開催されました株主総会において、取締役の選任につい

て提案され、取締役の伊藤里美氏の辞任により、後任として川上幸夫氏が、平成19年より欠員となっていた役場職員枠としての取締役に産業振興課長の私がそれぞれ取締役として承認を受けて就任しておりますので、この場をかりて御報告させていただきます。

以上をもちまして、株式会社上富良野振興公社の経営状況につきましての御報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 平成22年度の部門別報告書の関係でまず1点。

その福祉対策として、優遇措置ということで、平成22年度は1,520人の方が利用されたということですが、平成20年度、21年度の実績状況をまず確認したいと思います。

それから次に、町営バスの利用ということで、復路無料ということです。この利用状況はどのような人数になっているか、確認をしたいと思います。

それから次に、日の出公園オートキャンプ場の関係です。

この文章の中では、平成22年度の実績は、総入場者数、前年度1万4,841人に対し1万3,817人ということで文書上書かれております。前年対比は93.1%ということですが、今、課長の報告では98.6%という数字が出されております。現実の問題として、総入場者数は1万4,640人ではないかと。そうすると98.6%という数値が合うのですが、その点、間違いがないかどうかということで確認をしたいと思います。

それから次に、3ページの日の出公園の関係です。

ここに視察研修を札幌滝野すずらん公園、苫小牧のノーザンホースパークの2施設を行ったということで書いてありますけれども、決算報告の中で、この旅費等が全然出ていないのですね。それで7ページの中にある販売費及び一般管理費内訳書ということで、旅費交通費5万9,659円がありますけれども、平成22年度の、白銀荘が2万153円、それからオートキャンプ場が2万2,820円、スキー場が1万6,686円ということで、この合計が5万9,659円なのですね。そうすると、日の出公園の関係で視察研修に行ったという旅費等はどこから出ていたのかということで確認をしたいと思います。

それから次に、12ページの関係ですが、平成23年度の事業の関係で、白銀荘の関係で、駐

屯地の皆さん方に入館券5,000枚を交付したということですが、この入館のカンは違いますね。わかりますね。

それで、私、ここで自衛隊の皆さん方にあれしたのであれば、もし、福島、それから仙台から来られた6世帯10名の方にも、本当にお疲れさま、御苦労さんということで何らかの入館券、無料入館券の配付ができないかどうかということで確認をしたいと思います。

それから次に13ページ、上富良野町営スキー場の関係です。

スキー発祥は100年、それから北海道索道協会が50年ということでございますけれども、わざわざここへ書いてあるから、何か事業展開があるのかどうかということで確認をしたいと思います。

それから次に、15ページ。この中で、その1、白銀荘の関係の交際費の関係。というのは、私、昨年の第2回定例会でも、この交際費のあり方で一応お話を申し上げたところです。

というのは、平成20年度に予算10万円で、決算は1万6,710円。それから平成21年度予算2万円に対して決算は5,000円、そして平成22年度は、予算が13万円、今回の決算を見ると3万2,000円と。5,000円なのがなぜ26倍の13万円にしたのかということを探ったのです。その経過が、私も議事録を持ってきましたけれども、副町長は、以前は町と連携しながら白銀荘のPRに努めていたと。しかし、施設をお預かりしている振興公社として、独自の営業戦略でやっていく、そのために必要なのだということで、この13万円計上を強調されていたのですね。実際に、13万円計上しながら、今回の決算を見ると3万2,000円しか出ていないのですね。その点が非常に私、副町長の昨年の第2回定例会で言っていることと、実際に現場でやっていることと、戦略的に私は必要と認めます、認めるけれども、現実にはこういう状況ではいかなものなのかという関係を昨年の経過を見ながら感じております。

何点が申し上げましたけれども、その点明らかにしていただきたい。

議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

再開は11時にいたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど申し忘れましたが、委員会所管事務調査報

告の件につきまして、理事者をお願いを申し上げます。

委員会の調査した内容について十分参考とされ、今後の行政の推進に反映されますことをお願い申し上げます。

それでは、先ほどの9番中村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（前田 満君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、白銀荘の入館者数でございます。

まず、平成20年度の入館者数につきましては、8万8,660人であります。それから平成21年度につきましては、8万6,887人あります。

なお、12月期の70歳以上の入館者につきましては、平成20年度が1,747人、それから平成21年度が1,970人。無料バス、復路のバスの利用者につきましては、平成20年度が2,259人、それから平成21年度につきましては2,395人、それから平成22年度につきましては1,897人となっております。

なお、私ども先ほどの説明の中で、白銀荘においては5,000枚の無料入館券ということでお話をしましたが、町長の行政報告の中では1,000枚ということでございますけれども、基本的には1枚につき5回入館できるようになっておりますので、私どもの報告では5,000枚ということで表現をさせていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。

それから続きまして、2ページのオートキャンプ場の総入場者数につきましては、議員御指摘のとおり、1万3,817名で93.1%ということですので、訂正をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

3ページに記載の日の出公園フラワーゾーン再生プロジェクトに関する旅費の関係でございます。

この組織自体は町のほうの主宰組織として運営しておりますので、この視察につきましては、町の経費で支弁してございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 9番中村議員の交際費の関係について御説明申し上げたいと思っております。

議員がおっしゃるように、白銀荘、今年13万円の交際費を予定してございます。また、オートキャンプ場についても、わずかでございますけれども、

そういう要素を考慮して予定をしてございます。ただ、結果として、実績がそれに近いような状況にないということでございますし、といいながら、この施設の性格上、私どもお預かりしている公社の立場としましても、関係の事業者、旅行エージェント等も含めまして、御利用いただけるような、そういう営業上の戦略については、引き続き今後も取り組むよう強化してまいりたいというふうに考えてございますので、そういう観点で、今年度におきましても同じような状況にあるということでございますことをひとつ御理解いただきたいと思いますし、なかなか実績が伴わないという御指摘もございましたので、これは十分参考とさせていただきたいと思っております。

それとスキー場の関係、ここに書いてございますように、スキー場が日本に普及されて大きな節目にもあるということで位置づけをしてございますが、スキー場の運営上、特に、それにふさわしいような計画はございません。ただ、そういう本来のスキー場の機能をしっかり今子供たちを中心に、そういうニーズにしっかりこたえていくような運営をしなければならぬということで、ひとつ、そういう思いを持っていることで表現をしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） オートキャンプ場の関係で、今、前田課長は、1万3,817人、93.1%と言ったけれども、その何行か下に、入場人員、総入場者数、1万4,640人と数字が入っているのですよ。だから、僕は1万3,817人でなくて1万4,640人。したがって、課長は、最初説明をした98.6%は正しいのですけれども、その前の数字の基礎数字が違うのではないかとということで私指摘をしたところですよ。そういうことで、その点ちょっと確認をいたしたいと思っております。

福祉対策の優遇措置ということで、非常に高齢者の皆さん方には喜ばれていますし、それを楽しみにしてやっているのが実態なので、これは白銀荘としていろいろな面で負担はかかりますけれども、何とかこの優遇措置の中で高齢者等の喜びを、継続をしていただきたいと思います。

それから、この中で先ほど申し上げましたスキーの100年、それから索道の50年ということで、事業のあれはないということでございますけれども、予算の中にもございませんから、それは理解をしたいと思います。

それからあと、旅費、交通費の関係で、札幌滝野すずらん公園、それから苫小牧ノーザンホースパーク、これは町のほうの公園管理のほうの予算で行っ

たということで、何人行って幾らかかったのか、ちょっと数字だけでもお願いをいたしたいと思います。

それからあと、先ほど、自衛隊の皆さん方の御苦労ということで、5,000枚ということでしたけれども、今回の震災で福島、それから仙台から来られた6世帯10名の皆さん方にも何かそれらの形で、上富良野の雄大な観光地としてのあれで配慮をしていただけないかということで申し上げましたけれども、これが答弁がございませんので、お願いをいたしたいと思います。

それから、交際費の関係は、予算は持っているけれども、実効を伴ったものがないということで、副町長も今後実効のある形ということでございますけれども、ただ、非常に厳しい状況の中で、いろいろ営業活動をしなければならないと。そういうことになっていきますと、これらに伴う交際費等は、ある面で広告宣伝等も含めて必要ではないかという気がします。せっかく予算措置をしたのだから、有効、実績がある形で、これらの使用についてなお検討をいただきたいと思います。

ただ、いずれにしても、株主総会、それから取締役会、それから監査等、それぞれ段階を踏んだ形での決算、それから予算の関係だろうと承知しておりますけれども、そういう立場でまた、十分予算の目的に合った形での使用ということでお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変失礼いたしました。私どものほうの数字の中で、下の表の数字が正解ということで、今資料を調べてみまして確認させていただきましたので、訂正させていただきますと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

この視察に要した費用につきましては、まず、旅費が公用車を使用したということで、実旅費は支出しておりません。あと費用弁償が1名につき1,700円支出でございます。全体の参加者につきましては、役場業務担当ということで、建設水道課のほうから3名、産業振興課観光担当のほうから1名、プロジェクト委員が4名、合計8名の参加でございました。

以上です。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 9番中村議員の再度の御

質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

交際費につきましては、昨年も御意見いただいていますし、私どもやはりそういう予定をしていないと行動をとれませんので、といいながら、13万円がいいのかどうかについては、十分検討する余地がございますので、先ほど申し上げましたように、御意見ちょうだいした、そういう意図を十分参考にさせていただきたいと思います。

それと町長も行政報告の中で申し上げましたように、6世帯10名の方々への、こういう温泉の御利用については、一つ考え方としてわからないわけではありませんが、そういう避難されるの方々への、ここでの住まいのそういう環境を十分整えることに力点を置いてございますので、そういう点での対応に重点を置いて今後も対応してまいりたいというふうに考えてございますので、御質問の趣旨については意見として承りましたけれども、実行の余地はないことをひとつ御理解いただきたいなというふうに思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 保養センターの無料入館券を交付した点についてお伺いいたします。第1点目。

経営状況は非常にやっぱり厳しいというのが実態です。それで、こういう時期に町はきちっと買って、それを交付するのだったら交付すべきだと僕は思います。こういうのは、ほかでもいろいろと財政的に節約しなさい、交際費節約しなさいと言っていて、一方でこうやって寄附という形であげるといって、町が引き受けるというのは、僕は間違っていると思うのですよね。やっぱり経営を考えるのであれば、町がこの券を買って、それで貸与するのなら貸与するという形の手法をとるべきだったのではないかとこのように思いますが、この点はどうか、お伺いいたします。

もう一つは、副町長は、我々にしたら、非常に困ったというか、情けないというか、答弁されているのですが、やっぱりこういった企業、振興公社という企業であります。運営する以上、その目的にかなった宣伝だとか、旅費の使い方だとか、交際費の使い方というのはあるはずなのです。今の答弁を聞いていますと、ちょっと聞き違いかもしれませんが、そういったものがなかなかやっぱり聞こえてこないのです。こういう形で交際費を使いますと、こういう形で効果を上げてきましたと、努力したけれども、こちら辺は進歩したけれども、この点はだめだったのだというようなところをきっちり説

明していただかないと、やっぱりこういう予算の計上の仕方という点でもおかしいのではないかと。それなりの予算をつけて、それなりの前進面があるわけですから、そういうものもきちっと押さえられて評価していなかったのかなという点では非常に残念なので、この点もう一度確認していただきたいというふうに思います。

日の出公園等のプロジェクトチームという形で、今見ていましたら、あそこを観光客の方が上がっていく姿も見受けられています。そういう意味では、これからどういうふうになるかわかりませんが、あの道というのは、向こうに何かあるのかなというふうな、やっぱり期待を持たせるような、そういった雰囲気はあると思います。やはりラベンダーを植えていますから、もっと高揚してくるのだらうと思いますが、そういうものを次年度以降、3年間ですから来年度で終わるのだらうと思いますが、ことし、来年にかけて、またどういう構想があるのか、その点、お聞きしたいというふうに思います。

スキー場の点についてなのですが、非常にスキー連盟の方も、やはり検定だとか講習、いろいろやりながら、利用客をふやす努力をしまして、そういった経過も振興公社と結びついて、その結果だというふうに僕は思っているのですが、よく聞かれるのは、やっぱりリフトをつけてほしいと、子供に。こういう声が非常に多いのです。僕もスキーだとかいろいろやっているものですから、そういう声がありまして、この間の審議の中では大変財政的にも難しいと。検討する余地もあるという形で、どういうふうになるかわからないような答弁もされていますが、やっぱりこういう声があるのだということも踏まえて、将来の環境づくりのためにも、スキーリフトの設置も検討すべきではないかなというふうに思いますが、この点、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の4点ほどの御質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

公社の立場で物を申せばいいのかわかりませんが、いずれにしても、震災支援の関係で無料入館券を町が発行したということは、いろいろ申し上げているとおりであります。この背景、ちょっと長くなって申しわけございませんけれども、町としまして、白銀荘を含めまして、あそこに複数の施設がございますので、また、連携をとるように組織化されている上富良野十勝岳旅館協会のそういう組織もございますので、そういう方とひざを交えてざっくばらんに、そういう御苦労にどう報いるかについての情報交換をさせていただいたところ、無料

入館券をみんなで発行しましょうと。町がそういうことを担うことについては大賛成だという御意見もいただきましたので、発行を町長において決めたとことをございます。ただ、施設それぞれ、施設の機能がそれぞれ違います。白銀荘については御案内のとおり入館、入浴を主にしていますし、ほかは入館もそうですが、宿泊、そういう機能を主体的にやっていることを考えると、できれば、白銀荘がそういう担いをしてくれることについては大変ありがたいというような意見もございましたので、そういう形で、結果として、こういう御説明申し上げているような状況になってございます。そういうことで、そういう経過はあったということで、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

当公社が白銀荘を管理運営してございますが、これらについても、企業努力の中で何とか、今8名ほどスタッフがいますが、入館の落ち込みをする、その中で、またそういうお客さんを迎えるということで、十分組織機能的にも対応できると。また、それが白銀荘も含めていろいろな施設に相乗効果があるのだらうということを取り組んでいることをひとつ御理解いただきたいと思えます。

それと交際費の関係についても、私が申し上げているのは、交際費の予算を確保しましたけれども、行動をとっていないということと違いますので、その点、ひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

いろいろと営業上の取り組みを行ってございます。ただ、交際費の支出に伴うような、そういうケースがなかなかないわけでございますので、予算があるから使うというようなことになっていないということもひとつ御理解いただいていると思えますし、改めて申し上げておきたいというふうに思えます。

それと日の出公園の関係。これは公社というより町が今、日の出公園の全体を再生しようということで、魅力の再生の計画に基づいて取り組んでございますので、これらにつきましても計画的にそういう事業促進を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それとスキー場の関係。特に私どももお預かりしている施設、特に少し前までは、暖冬でなかなか時期が予定より大きくおくれてオープンせざるを得ない。また、クローズも早まるというようなことで、営業期間が極めて短い状況でありましたけれども、昨年おかげさまで一定程度期間が想定した状況にございましたので、また、御利用についてもいろいろとスキー場の面等も含めて整備をしている、そういうことも含めて御利用いただいているものというふ

うに思います。

いずれにしても、スキー場のリフトをどうするかについては、当面は現状をしっかりと維持して、私も索道の関係で検査を受けましたが、監督官庁からは、あの方式が道内に9カ所か10カ所まだ残っていると。非常に安全性は高い施設だというふうに言われていますので、あの施設をできるだけ延命して、機能が継続できるように努めてまいりたい、そのようなことを前提に、御利用いただけるような、そういう営業展開に引き続き努めてまいりたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 白銀荘の無料券の交付についてなのですが、全体的に町自体がいろいろ経費の見直しをやっていて、こういうことがまかり通るのかということについては僕は本当に思っているのですよ。やはり経営のことを考えるのであれば、財政的にはきちっと購入して、それを売り上げとして当然計上すべきだったのだけれども、これがなされていないというところに、どんな理由があるにしても問題だと僕自身考えているものですから、その点、運営上でいえば振興公社という形になっていますけれども、財政の流れからいえば似たり寄ったりのところがありますが、そこら辺をきっちりと明確な答弁してほしいのですが、なかなか明確な答弁がないので、非常に残念です。何か玉虫色で、あいまいな形で、企業努力しているから何とかこれはおさまるのだというような問題以前の問題だと僕は考えているのですね。

この点、もう一度確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） なかなか御理解いただけて大変申しわけございませんけれども、その中身のことを申し上げるといろいろな面がまた出てくるかと思えますけれども、いずれにしても、源泉、かけ流しの温泉を利用いただくわけですので、そのために特別に費用をかけなければならないような状況は極めて少ないということですので、そういう観点で、売り上げを補てんするのか、費用を補てんするのか、いろいろ議論あるかと思いますが、いずれにしても、大きな費用でないというそういう見込みを、私が公社の立場でも、費用を補てんしていただかなければならないということについては要素としては少ないのかなというふうに思っています。私も二足のわらじを履いていますので、どちらの立場で申し上げたらいいかわかりませんが、いずれにしても、前段で申し上げましたように、そういう各施設とお話し合いした中で、

そういう無料券を発行することについては大賛成だというような話の経過から結果に至っていますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っています。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって報告を終わります。

#### 日程第10 報告第7号

議長（西村昭教君） 日程第10 報告第7号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました報告第7号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年2月28日午後5時5分ころ、業務のため、大町2丁目6番のケアハウスかみふらのハイムいしずえ正面玄関西側より敷地内に入りました。そのとき、職員駐車場より後退してくる車両があり、相手車両が気づいてとまるだろうと思い、前進したところ、相手車両が気づかず後退してきて接触したものであります。公用車側は、接触する寸前に停止しましたので、損害は小さく済んだところであります。

この接触事故の処理に当たりましては、相手方の後方確認が不十分であったため、過失割合を当方が25%、相手方が75%と確認し、示談が成立いたしましたことから、町側の過失25%相当額3万3,808円を損害賠償することで、平成23年3月29日に専決処分を行ったところであります。

職員に対しましては、安全運転の注意喚起をしたところであり、今後は再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故が発生しましたことを深くおわび申し上げます。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第7号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月29日、上富良野町長向山富夫。記。

1、和解の相手方。

上富良野町 町 丁目 番 号、 。

2、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方、 に対し、金3万3,808円を支払う。

(2)相手方、 は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第11 報告第8号

議長（西村昭教君） 日程第11 報告第8号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました報告第8号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年5月26日午後2時20分ごろ、里仁・江幌・静修線バス往路運行におきまして、上富良野町立病院を午後2時18分に出発して上富良野中学校停留所に向かう途中、ホクレンスタンド横を通過して北1条通を右折しようとした際に、北1条通側の交差点手前の一時停止線付近に相手方車両が一時停止しておりました。町営バスの委託ドライバーは右折できると判断して右折したところ、相手車両フロントバンパー右側と町営バス右側中央部、下部が接触したものであります。交差点でありますことから、速度的には低速でありましたことから、幸いにも双方にけがはありませんでしたが、相手車両の右側フロントバンパーに損害を与えたものであります。なお、路線バスは、接触部の破損はありませんでした。

この接触事故の処理に当たりましては、相手方車両は交差点で一時停止していることから、当方の安全確認が不十分であったため、過失割合を当方が1

00%の過失と確認し、示談が成立いたしましたことから、町側の過失相当額7万1,922円を損害賠償することで、平成23年5月28日に専決処分を行ったところであります。

旅客運送という業務の性格からも、このような事故を起こしましたことを深くおわび申し上げます。

当該路線は、運行業務委託路線でありますことから、委託事業者の責任者に対して顛末報告を聴取するとともに、従業員の安全運転の徹底指導につきましては厳しく申し入れたところであります。

また、この事故を契機に、職員全般の安全運転に対する注意喚起を行ったところであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

報告第8号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する路線バス（里仁・江幌・静修線）の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年5月28日、上富良野町長向山富夫。

記。

1、和解の相手方。

上富良野町 町 丁目 番 号、 。

2、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方、 に対し、金7万1,922円を支払う。

(2)相手方、 は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 運行委託先はこの業者なのか、もう一つは、これ一時停止している車に対してぶつかっていったということですね。非常に重大な問題を含んでいると思うのですが、どういう行政指導を委託業者に指示されたのか、顛末書についても、どういう顛末書が、もう提出されたのかどうなのか。

もう一つ伺いたいのは、この運転に従事していた運転手は、引き続きこの路線バス等の運転に従事されているのかどうか。もしも従事されているとすれば、これは大問題で、即刻、この路線から外して、やはり何らかの対処をすべきだというふうに思いますが、現時点でどういう対処をとっているのかわかりませんから、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、委託会社の名称につきましては、上富良野ハイヤーの事業者でございます。

また、運転手等につきましては、私のほうからも厳重に注意をいたしまして、引き続きバスの運行業務をしている状況にあります。もちろん会社からも、その職員については社長のほうから厳重に注意をされたところであります。

責任の重大さにつきましては、十分重大な過失でございますが、幸いにも人身等の事故にはつながってございませんでしたことから、また、幸いにもバスにも乗客が乗っておられませんでしたので、今回につきましては、先ほど冒頭申し上げましたように、私のほうからも運転手には厳重に注意をし、会社社長にも二度とこのような事故が起きないように厳重に注意をさせていただきました。

顛末については以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう事故を起こした運転手が引き続き運転に従事しているというところは、全くおかしい話だと僕は考えます。仮に、今回人身に至らなかったという形で述べられておりますけれども、やはりそれ以前の問題で、安全に運行するということが前提なわけですから、それに基づいて契約が履行されているわけですから、そういった中でこういった事故を起こした、乗客がいないとしても、やはり僕はこういった方を運転に従事させるのは一時的にも見直して、やっぱり待機させるだとか、何らかの方法を講ずるべきだというふうに思いますが、この点について町長は、この間、どういふうにこの事故対処に当たって、内部でも、あるいは委託業者先に対しても、どのような指導を、あるいは内部で協議されていたのか、確認しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の質問にお答えを申し上げます。

過失につきましては、特にバスの運行ということを考えますと、先ほども申し上げましたように過失の重大性につきましては、議員のおっしゃるとおり

だと考えています。

ただ、法的なことを言いますと、道路交通法に違反もありますし、また、それらに伴います過失の重大さに伴いまして行政処分等が科せられてくるわけでございますので、接触事故だからいいとはもちろん言いませんが、これらの法に照らして、その処分の内容等については、当然私どもも加味、考慮する必要があるというふうに考えてございます。

委託会社でその運転手をどのような処分にするのかは別といたしまして、私どももこれら一定の法に照らしながら、これらの処分も考えていかなければならない現状でございますので、今回の事故の内容を参酌いたしますと、特に議員のおっしゃるような厳しい措置については対処いたしませんでしたことを御報告いたします。

以上であります。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） もうこれで最終的に処分は終わったという形で理解していいのですか。これからまた検討して、そういったものに対処するという形で、今の課長の答弁でしたら、最終的にこれで終わったというような答弁なのですが、この点、副町長はどうですか。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 大変、起きたことについては申しわけないと思っています。

今、担当課長のほうから申し上げましたように、受託業者でございます、地元ハイヤー会社のほうにいろいろと事情も聞きましたし、それから、口頭でありますけれども、厳重に注意喚起、そういうことをしたところでございます。

ただ、重要なのは、今後こういうことを繰り返さないようなことにしなければならないということでございますので、今、運転している者が当時の者だとすれば、安全教育をしっかりと徹底して、再発防止につなげる、このようなことについては、このケースにかかわらず、受託業者は3社ございますので、今後に向けて、そういう安全教育とか、それから今現在の契約条項にうたっている内容でいいのかどうか、故意にやればもちろんでございますけれども、そういう責任の度合いを、もしくは責任の分担をどうするのか、これらについては点検をして、適正な内容にする余地があるのであれば、それは点検して改めたいというふうに思えますし、そういうことをまた受託業者のほうに申し入れをすることも判断しなければなりませんと思っています。

いずれにしても、再発防止に向けて、力点を置いて、そういう点検をして進めてまいりたいと思えますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第12 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 日程第12 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番（村上和子君） 改選前の最後の議会ということで、私は、さきに通告してあります6項目について質問させていただきます。

まず1項目め、第5期介護保険計画に高齢者福祉の充実を盛り込むべきではないか。

1点目、要介護高齢者が質の高いサービスを利用できるよう、町として、実態調査等、把握はできているか。

2点目、特養については、恒常的に待機者が何人かいる状況にあるが、現況のまま推移していく見通しなのか。増床または民間事業者等を受け入れる計画等、将来の方向性を示すべきではないか。

3点目、高齢者の住まいという視野に立った整備で、福祉・医療・地域の連携による地域包括的なケア施設が必要と考えるが、この3点について伺います。

2項目めは、社会教育総合センター、保健福祉総合センターを飲食できるように見直してはどうか。

社会教育総合センターと保健福祉総合センターについては、規則で所定場所以外で飲食しないこととなっているが、協働のまちづくりを推進する上で、住民会での使用回数も多く、会館を持たない住民会が使用しづらいという多くの声があるが、こういった規則を見直しして、飲食を伴う会場に変更し、住民が使い勝手のよい施設にすべきではないか。

3項目めは、少子化対策として不妊治療者へ町独自の支援を。

子供を産みたいということで不妊治療を受けている方は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる。配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなど、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、これらの一部を町独自で助成するなどの支援を町としては考えられないか、町長に伺います。

第4項目めは、防災・減災対策の推進について。

東日本大震災で多くの犠牲者を出し、今なお行方不明者や避難所暮らしの方が大勢おられるわけですが、上富良野町も自然災害に対応できる災害時要支援者施設や避難場所、避難路の保全、山地災害の未

然防止、水防拠点の整備、防災公園の整備・促進など、防災・減災対策を推進し、地域社会の安全・安心を確保することが必要であると考えますが、これらの対策の強化についてどのように考えておられるか、町長にお伺いいたします。

次、5項目めは教育長にお願いしたいと思えます。子供のアレルギー対策について。

アレルギーを持つ子供が増加している傾向が見えるが、国では学校向けアレルギー疾患取り組みのガイドラインが出されているが、それらの導入はされているか。また、学校では、アレルギー疾患対策はどのような指導をとっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

6項目め、指定管理者制度の今後の導入と管理運営について。

町では、吹上温泉保養センター、日の出公園、オートキャンプ場、見晴台公園、町営スキーリフト、パークゴルフ場、6つの施設について指定管理者による管理の導入を図っているが、当初は経費が節減されるということであったが、利用者の増減や光熱単価による経費削減の効果を分析するのは困難ということであるが、今後の導入については、民間企業が参入しやすい条件整備を進めるべきであり、運営については、外部の専門家や利用者である町民を審査委員会に積極的に導入するなど、評価、結果を公表すべきではないかと考えますが、町長、いかがお考えでしょうか。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、第5期介護保険計画に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の要介護高齢者の実態把握についてですが、毎年、民生委員の方々の御協力を得て、65歳以上の高齢者を対象に実態調査を行っているほか、介護が必要な高齢者の方々へは、地域包括支援センターのほか、居宅介護支援事業所のホームヘルパーの訪問調査で、その実態を把握するよう努めております。

本年度は、6月末までに民生委員の方々による高齢者実態調査を実施しておりまして、その調査を終えた後に掘り下げた調査を行う予定であります。

2点目の特別養護老人ホームに関する御質問と3点目の介護関連施設に関する御質問につきましては関連がございますので、まとめてお答えさせていただきます。

初めに、特別養護老人ホームの状況についてですが、現在のラベンダーハウスの待機者は、いずれの

方も病院や他の施設に入院・入所されているか、在宅であってもショートステイを利用されており、差し迫って入所を必要とされている待機者はいない状況にあります。

今後の待機者の見通しにつきましては、徐々に増加するものと見込んでおりますが、国の次期介護保険制度見直しによる在宅サービスを中心とした基本的な考え方に沿って、各種介護保険サービスを展開してまいりたいと考えているところであります。

また、特別養護老人ホームの増床については、第5期計画の期間中となる平成24年度から平成26年度までの間に増床する考えは現在のところ持ち合わせておりませんが、要介護者の推移を見て、将来の方向づけをしてまいりたいと考えております。

しかし、その一方で、介護保険料の負担感に関する課題もあることから、両立した中で対応を図ってまいりたいと考えております。

また、中間施設として、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、在宅での通いや訪問、泊まりのサービスが提供できる地域密着型の小規模多機能型居宅介護や認知症対応型のグループホームの整備などは重要な課題と受けとめており、第5期介護保険計画の中で、このような地域包括ケアシステムを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの社会教育総合センター、保健福祉総合センターにおける飲食についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、保健福祉総合センター、いわゆる「かみん」は、平成16年11月に町民の健康づくり、生きがいづくり、幸せづくりを目的に開設いたしました。

オープン当初は、教養娯楽室と調理実習室を除き、室内での飲食は原則禁止としておりましたが、住民会のふれあいサロンの実施による昼食場所や会議、会合の際にお弁当を食べる場所がないと利用者から飲食場所の緩和を求める声が多く寄せられましたことから、平成20年4月より、各部屋の床材や構造、部屋の配置、衛生面を考慮して、1階の多目的ホールとプレイルームを除いて飲食を可能とするよう取り扱いを改善しております。

多目的ホールにつきましては、可動席を使用した場合、機械装備類が多く、故障の原因になる可能性もあることから禁止しており、可動席未使用の場合のみ、ひとり暮らし高齢者のふれあい昼食会や住民会のふれあいサロンなどの行事にも利用できるよう改善を図っております。

また、社会教育総合センターにつきましては、アリーナと視聴覚室以外は飲食可能としております。

なお、両施設ともアルコール類を伴う飲食については認めておりませんので、セントラルプラザや公民館等を利用していただくようお願いいたしております。

次に、3項目めの不妊治療の費用に対する町独自の助成についての御質問にお答えいたします。

委員御発言のとおり、体外受精や顕微授精等の特定治療につきましては、医療保険が適用されず高額な医療費が自己負担となっております。

その負担を減らすために、北海道において1回15万円、計10回までの助成が実施されており、町におきましても、毎年、複数の方が助成を活用し、不妊治療に取り組んでおります。

少子化対策として、町独自の支援をとの御意見ですが、現在、町におきましては、総合的な少子化対策を策定しており、不妊治療費の支援につきましては、今後、実態を把握させていただき、研究検討課題の一つとしてとらえていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの防災・減災対策の推進についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化による影響は、議員も御承知のとおり、当町におきましても、局地的な集中豪雨による農業被害、土砂災害がふえてきている状況にあります。当町の防災対策も十勝岳噴火災害の対応だけでなく、時代の変化に対応した防災の取り組みが必要と考えているところであります。

今後の当町の地域防災計画につきましては、関係省庁などと連携を図り、助言、指導をいただきながら、不断に必要な見直しを加え、より精度の高い防災計画としていくことで、さまざまな災害から住民を守り、安心・安全のまちづくりを推進していくことが重要であると考えております。

また、本年4月には、防災士1名を配置して防災対策を推進しており、地域講習会などを開催し、防災と福祉の連携を図りながら、情報共有と実践的な訓練を実施し、さらに防災意識の向上を図って、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目めの指定管理者制度の今後の導入と管理運営についての御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度は、公の施設の管理に関して、多様化する住民ニーズへの確に対応するため、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用することが有効との考え方から、平成15年の地方自治法の改正により、それまでの管理委託制度の廃止によって創設されたものであります。

町では、平成18年度から、白銀荘、日の出公

園、オートキャンプ場、スキーリフト、パークゴルフ場の5施設と、平成19年度から見晴台公園を合わせて6施設について、町内の3法人が指定管理者として管理運営を行っております。

これら施設の管理経費を指定管理者制度導入以前と比較しますと、一部経費の縮減効果も見られ、また、本来の制度目的である施設サービス向上という面においても、利用者ニーズに柔軟な対応が図られていることなど、着実に効果が上げられているものと受けとめております。

次に、指定管理者の選定についてですが、原則公募により選定しているところであります。

その申請資格には、地域の雇用や経済振興につながるよう町内に事業所等を有する法人等としているほかは、特別の条件はありませんが、これまで公募に応じる事業者数は少ない現状にあります。

今後においては、制度目的がより有効に達成できるよう、町内の民間事業者等が積極的に申請参入されることを期待しているところであります。

また、指定管理者の選定の手続にあつては、課長職による選定委員会を設置しておりまして、これまで外部委員をお願いしたことはございません。外部委員の登用につきましては、利害関係のない大学教授や税理士といった専門家を登用している自治体の事例もありますので、今後の研究課題とさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5項目目の子供のアレルギー対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が見られております。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境づくりを目指し、平成20年6月に出生された学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに沿って取り組みを行っているところでございます。

ガイドラインに沿った学校生活で求められる配慮や管理などの内容としては、1つ、プール、スキー授業も含めた体育授業や休み時間などの運動、2つ目は、遠足や長時間の野外活動や行事、3つ目に、花粉や校外清掃などほこりの舞う環境での活動、4点目に、動物との接触を伴う活動、5点目に、修学旅行や宿泊研修など宿泊を伴う校外活動、6つ目に、食物や食材を扱う授業や活動、7つ目に給食などなどであります。

以上の事業活動や食べ物などがアレルギーを引き

起こす原因と密接に関係するため、新学期開始時における健康調査、健康診断や保護者からの申し出などで児童生徒の実態把握に努め、教職員間の情報共有を図った上で、十分注意して教育活動を進めております。

また、教育委員会といたしましては、子供の危機管理初期対応マニュアルを作成し、食物アレルギーの発生時に的確な緊急対応が図れるようになっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） この後の再質問につきましては、昼食休憩後にしたいと思います。

昼食休憩といたします。

再開は1時から再開したいと思います。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、村上和子君の質問並びに理事者の答弁がございましたので、村上和子君、再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目目の再質問させていただきます。

1点目の65歳以上の要介護高齢者の実態調査は、民生委員さんの方が調査後ということでございますので、その後、御報告をいただくことで、よろしくお願ひしたいと思います。しっかり詰めていただきたいと思います。1点目のところは答弁ありません。

2項目目の2点目の特養については、この第5期介護保険計画では平成24年度から26年度まで、全くこのままということなのか。計画の中には盛り込まれておりませんが、このままでいくという考えなのか。

また、町長は、要介護者がふえた場合には、推移を見守ってということでございますけれども、そうした場合は、計画がなくても、老朽化しておりますので、建てかえとかということはお考えになるのかどうか。私は、この計画がないところには物事始まらないと思うのですが、今、将来の方向性を見出すべきではないかと思っておりますけれども。

それと、向こう3年間の間に、町はこのままでいくと、計画に盛り込まないということになると、この間に民間業者の方が特養をつくりたいと、参入したいとかということになった場合には、町としてはどのような対応をお考えになるのか。

それと3点目の地域包括的なケア施設については、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型のグループホームの整備については重要と考えておられて、第5期の介護保険計画の中で地域包括ケアシステムを進めていくということで理解したいと思いません。

こちらについては、これももし町が主体でなくて、NPO法人なり社会福祉協議会等がということになりますと、委託等も視野に入れてお考えになるのかどうか、質問したいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えをさせていただきますが、まず、特別養護老人ホーム等の施設介護につきましては、5期計画の中では具体的なハードの整備は想定しておりません。さらに、仮にこの5期計画の計画期間内に民間業者等が参入を希望されたりという事態につきましては、これは富良野圏域全体で、北海道が関与いたしまして、この圏域でどの程度入所施設が必要かという見通しを立てますので、その中で、ただビジネスサイドで設置をされるというようなことは、これは一定の枠がかけられておりますので、そういった無秩序な整備というものは行われなような仕組みになっているというふうに聞いておりますので、それらの計画につきましても、5期計画に反映できるように、富良野圏域としてもそういう将来推計を立てるというふうに向っておりますので、反映できるものと思っております。

当面、5期計画の中では、施設整備をしなければならぬような状況は、現在のところ、町としては想定していない状況でございます。

それから、中間施設についてでございますが、これらについては、今、私の思いの中には、町が設置主体となって設置するというような考えは持ち合わせておりませんが、現在幾つかのそういう事業者等から将来の計画等、あるいは思い等についてお話を伺っているような状況もございまして、これらについては、民間の事業者の皆さん方に、そういう地域のニーズにこたえていただけるような環境はつくってまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） まさにこれから超高齢化時代を迎えておりますし、やっぱりお年寄りの方にとりまして、地域で、住みなれた環境で、いろいろなケアがついている医療関係、いろいろなそういったサービス、介護が受けられるサービスが総合的に受けられるケア的なものを求めていらっしゃると思ひ

ますので、まさに高齢者にとっての最高の福祉になると思ひますので、これはもしそういう話があれば、早急に取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、2項目めに移らせていただきます。

2カ所の社会教育総合センターと保健福祉総合センターで飲食ができる施設に変更してはどうかということですが、かみんでは、多目的ホールとプレイルームでは飲食ができません。これは1カ月に1回、独居老人の給食サービスをしておりますが、この場合は飲食はできます。それと住民会のふれあいサロン、こういったものについても、そういうイベントについてはできますけれども、あとのふだんの住民会なんかで使用する場合には、この多目的ホールと、それとプレイルームでは飲食できませんので、そこのところを申し上げているので、社会教育総合センターもアリーナと視聴覚室ですか、そこは飲食だめだというのですけれども、そこを飲食可能に、もっと使い勝手のいいものにしてほしいと。これは住民からもかなり希望がありまして、飲食を伴うものは公民館とかセントラルプラザがあるとはいひますけれども、大町でも旭町でも、住民会館を持っておりませんので、やっぱり住民が、協働のまちづくりを掲げるのであれば、集まる回数もふえておりますので、そこのところを、所定というところを、4カ所を、飲食を可能な場所にしていただけないかということをお願いしているのです。

これまた、社教と「かみん」につきましても、この場所で飲食をしてはいけないというのは、一番の理由は何なのでしょう。お尋ねしたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） まず、かみんの多目的ホールにつきましては、現在、目的を定めた行事について御利用いただいて、飲食を許可している状況でございます。また、一方、プレイルームにつきましては、これは利用者がお子様が主体でございますので、こちらのほうは、やはり飲食というのは、私といたしましては、好ましいことではないということで、こちらのほうは子供さんの居住環境と申しまししょうか、遊ぶ環境をやはり主体と考えておりますので。

多目的ホールの可動席を使用していないときの利用につきましては、ただいま村上議員のほうから、ふれあいサロンのようなものというようなお話もございました。それがそこを使用しなければできないような大人数の会合ということになって、さらに昼食というような、そういう場面につきましては、その時々でどうしてもほかに代替施設がないとすれば、それは一考する必要はあると思ひますけれど

も、制度として、仕組みとして、そういうものを位置づけるということは、まだ今のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 一つには、人数によるとかというお話で、その時と場合によるような感じを今町長からいただきましたけれども、規則にちょっと所定の場所と書いてありますので、そこら辺をもうちょっと柔軟に書いていただけないかなと思うのですよね。

そういったところで、アルコールはもちろん論外でございます。アルコールはいたしませんので、お弁当とかというのは食べられるような状況にぜひしていただきたいと思います。

それでは次、3項目めの少子化対策としての不妊治療の町独自の施策をお願いしたいというところでございますけれども、上富良野町も、5年ぐらい前は140人ぐらい出生いたしておりました。今、100人を割り込みまして92人。先ほど厚生常任委員会の委員長のほうから御報告がございましたが、第1子が平成22年度は31人だと。31人しか生まれていないと。今までの状況と全く半分以下だと。こういうような状況がありまして、なかなかお子さんを持ちたいといいますが、なかなか生まれない。今、晩婚化の傾向ですし、やっぱりどうしてもそんな中で子供を持ちたいということで、一生懸命不妊治療をやられている方が何人かいらっしゃいます。

それで、体外受精ですと30万円から50万円ぐらいかかりますので、何か、道から、1回15万円で10回、150万円のような感じに受け取られますけれども、これは、2年ぐらい前は1治療で10万円だったのです。今回、平成23年の4月1日から15万円に5万円上がったのです。1年に2回だったのが今度3回まで助成をされるということで、それでこの一、二年の間にそういう治療費の助成が5万円上がっていますから、私が申し上げたいのは、こういった方は御夫婦の収入を合算して730万円以上の方は全くこの助成の該当になっておりません。それから、病院は知事の指定した病院、これは富良野にありません。旭川の森産婦人科とみずうち産婦人科と旭川医大、3カ所でございます。そこへやっぱり通わなければいけませんし、それから、病院とかは変えることはできませんけれども、申請もそうですし、それも変えることはなかなか難しいかもしれませんが、こうした今、お子さんの出生率も第1子が非常に落ち込んできておますし、不妊治療をされていていらっしゃる方に高額なお金がかかりますので、3回だったら1回回数をふや

してあげるとか、それから、旭川へ行かないと、どうしても指定病院でないとなめなものですから、その交通費ですとか、そういったことを町で、回数を1回ぐらいふやしてあげるとか、そういったことは考えていただけるのではないかと思うのですけれども、これにつまましていかがでしょうか。お尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

不妊治療に対する町独自で支援制度をとというようなお尋ねでございますが、議員と全く少子化問題に対する認識は同じでございます。私といたしましても、やはり一人でも多くの方がお子様を産んでいただいて、かつてのようにぎわいのある町にしたいというのは、全く同感でございます。

一方で、そういう思いを持ちながら、なかなか子供を持ってないという方がいらっしゃる事実も把握しているところでございます。上富良野町におきましても、過去五、六年の経過を見ましても、十四、五名の方がそういう治療をお受けになっているという実態もでございます。

また、北海道の制度も、今年度から助成が上積みされまして、1年目のみでございますが、3回まで認められているところでございまして、2年目以降は2回というような状況でございますが、現場のほうにも、健康づくり担当のほうにも、上富良野の町民の皆さん方の治療を受けられている実態、さらには、お聞きいたしますと、民間の保険等で一部そういうことに対応されている保険もあるというようなことも伺っております。

そういったことで、上富良野の実態をもう少し研究させていただいて、この少子化対策について、町といたしましては少子化対策というのはトータルでさまざまな仕組みを設けておりますが、今、議員お説のこの不妊治療に対しても、非常に重要な課題だということでは認識しておりますので、もう少しお時間をいただいて、研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 町長は、まさに子育て支援にかなり力を入れていただいていますし、いきいき妊婦応援の助成ですとか、それから出産一時金も即対応していただきました。ちょっとお時間とおっしゃらないで、早速、考えていただきたいと思えます。それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは4番目の防災と減災対策について質問したいと思えます。

4月に防災士1名が配置されましたので、災害に強いまちづくりを大変期待いたしております。それで、情報共有ということをお答えいただきましたけれども、災害が起きたときは、携帯電話はかからない、メールの来るのも遅い。そういったときに、遮断された場合に、結局そうなった場合に連絡システムをどう考えるのか。情報が遮断されてしまった場合、連絡システムをどうするのか。それと地域講習会をいつ予定されているのか、お伺いしたいと思います。

今回、東日本大震災で本当に多くの方が犠牲になられまして、私たちも被害者の暮らしをみずからの身に重ねて考えているところでございますが、それらについてちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の防災に関します御質問にお答えさせていただきます。

まず、情報共有につきましてですが、私が情報共有を図ってというお答えをさせていただいておりますが、これにつきましては、防災に対するさまざまな町の取り組み、あるいは意識の向上、そういったものを住民の皆さん方と町とが同じ思いを持って防災対策を進めようという意味の情報共有でございまして、議員お尋ねの情報インフラを整備すると、そういう意味で申し上げたわけではございませんで、大変申しわけございませんが、そういう通信回線等の、そういう意味の情報インフラにつきましては、これは事業者のほうで、もちろん当然町も積極的に発言はしてまいります、それはまたちょっとハードの整備ということになりますと、次元が高い。我々自治体ではなかなか届かない領域もございしますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、防災の地域講習会につきましては、もう既に防災士の方、あるいは担当者が出向きまして、それぞれ町内会あるいは住民会単位で取り組みをさせていただいておりますことから、こういう活動を通じて、さらに防災に対する意識の高揚を図るとともに、やはり私の思いの中には、防災といいますが、どちらかという、我が上富良野町におきましては十勝岳の防災対策というようなことを想定いたしますけれども、もっと身近な、ふだん起こり得る可能性のある、例えば火災ですとか、交通の災害ですとか、そういったふだんの生活の中から災害を防ぐ、そういうようなことも含めて地域の方々に防災意識を高めていただきたいという思いで、講習を既に進めている状況にございしますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 要介護者施設なんかがないのですけれども、弱者の方の、こういったことについてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 弱者に対する課題、これは、実は課題でございます。基本的には、万が一災害が発生いたしますと、特に避難等が必要な災害が発生いたしますと、一時的にはそれぞれお近くの避難所へ避難をしていただくというのがマニュアルでございまして、その後、災害弱者に対しましては、それぞれ状況に応じて、医療がある程度できる場所が必要なのか、あるいは生活介助が必要な場所が必要なのか、そういったさまざまなパターンが想定されますので、それらについては、そういう機能を十分に兼ね備えた、福祉の面を装備した避難所というものは町では持ち合わせておりませんことから、そういったことに少しでも近づける、フォローができる避難所に避難をしていただくということは、マニュアルの中で定めてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、次に行きたいと思ひます。

5項目目の子供のアレルギー対策についてですが、国から示されたガイドライン7項目について、教育活動を進めているということでもいいと思ひましても、特に7番目の給食ですけれども、今、何と22種類に及ぶアレルギー食品がありまして、中には食物全般、薬を飲んで給食を食べている生徒さんですとか、それからピーナッツは死に至る危険があるという方もいらしたり、それからアーモンドはオーケーであるとか、それから、冷凍食品は全くだめ、こういった方もかなりいらっしゃるの、給食センターではアレルギー対応をしております、南富良野の給食センター、それから富良野の給食センター、今、広域連合で自賄いといえども、こういったアレルギー対応給食をしているのは上富良野だけなのですよね。ですから、今後についても、こういった広域での給食についても、アレルギー対策をどうするかということもテーブルに乗せてほしいと思ひますけれども、これだけアレルギー食品が多いということになれば、給食についてもやっぱりアレルギー対策をどうするかということも課題だと思ひますけれども、その点、教育長はどのようにお考えになるでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問に

お答えをさせていただきます。

食物アレルギー、今議員おっしゃいました22種類ではなくて、我々は25種類という押さえ方をさせていただいております。一時、給食の献立メニューに、最近ですけれども、その25種類ものを記載させていただいて、御父兄にも周知をする。当然そのことによって、子供たちのためにも、一応こういうものが今回給食に出ますよということで周知をしてございます。

そういう対応の中で、あと、この献立メニューをつくることによって、各学校で健康カード等を御父兄から徴収してございますので、そういう状況も学校の先生と連携を合わせながら、その食べ物がだめであれば違うものを用意するという形で、今現在、広域連合になってございますけれども、自賄いで我々の上富良野給食センターについての動き方をさせていただいてございます。

今、御指摘のように富良野広域連合でというお話は、今後の課題として、我々も広域連合の教育委員会の中でまた協議をしていかなければならないというふうに思います。

とりあえず、本町においてはそういう形で表示をして、子供たちの安全、安心を確保しているという状況で進めてございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） よろしくお話ししたいと思うのですが、今、25種類とおっしゃって、私22種類でもびっくりしていたのですけれども、大変ふえてきている状況にありまして、それで、どうなのでしょう、何か上富良野の給食センターでは、牛乳をお茶に変えましたり、それから、そばは、かわるものがあるのですけれども、つくるところまではいかないというのですね。かわりのものをつくるわけにはいかないと、こういった話で、本当に薬を飲んで食べている子もいて、どうしたらいいのかなと思うのですけれども、牛乳をお茶に変えることはできたとしても、あとのものをつくるまではいかないので、そういったことに対しては、今後進んだ取り組みはできるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、牛乳をお茶でということの対応は、献立メニューの中である程度対応できますけれども、全体の中で約1,000名近く子供たちがございますので、特殊なそういう子供については、やはり御家庭での管理という形になってくるのかなというふうに

思います。

とりあえず、先ほど言いましたように、献立メニューを前もって御父兄等にも配付してございますので、そういう状況にまた合わせながら、なかなか特質的な子供についての対応というのは、今の給食全体の動きの中ではちょっと難しいかなという判断でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 6項目めの指定管理者制度の今後の導入と管理運営につきまして再質問したいと思います。

平成17年度に指定管理者制度を導入したらどうかということをご私一般質問で申し上げまして、対応はすぐ早く、平成18年度に導入に至ったわけですが、経費削減はちょっと今見えにくくなってきていますね。当初はそういったことも節減されるということだったのですけれども、なかなか見えにくい状況があります。

選考委員ですけれども、課長職だけで選考委員ですと、何となく身内だけの選定というところに町民は見えてしまうのではないかと思うのですけれども、やっぱり町の課長職の方だけでだめとは言いませんけれども、何か私はちょっと身内だけの査定になってしまうのかなという感じがします。

公募が大変少ないということなのですけれども、やっぱりもうちょっと、大変不景気なときでもありますし、地元の業者に取り組んでもらえるところは取り組んでもらうような、今後についての指定管理者制度についてはどのように考えておられるのか。また、選定に当たっては、やっぱり外部の方を少し入れていただくというようなお考えはできないものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の指定管理者制度についての御質問にお答えさせていただきますが、指定管理者の選考に当たりましては、現在、課長が対応しているという実態でございます。

この選考につきましては、定められておりますいろいろな要件を満たしているか、あるいは、住民のサービスにこたえられるような事業計画がなされているかというような基本的なことを審査させていただいているところでございまして、その前提には、応募されます事業者の方がプレゼンテーションをしていただいているところでございますが、外部の方を入れてその審査をというような部分につきましては、現在のところ、まだそういう複数の応募者がおられないという実態の中で、そういうような検討も現在しておりませんが、議員が今お話にあり

ましたような、そういう要素も必要だということであれば、これはまた課長の中で、自分たちでそういった住民サービスに十分こたえて、しかも行政経費が節約できるような、両立ができるような仕組みが、今の選考の中で果たされているかどうか、検証いたしますので、その上で必要であれば、また、そういう手法も検討させていただきたいなと思っております。

この指定管理者制度、本来であれば、幾つもの事業者が参入してくれれば、町のためにもいいのですが、どちらかと申しますと、午前中にも企業会計の報告にもありましたように、事業として果たして魅力のある委託なのかどうかということも少しハードルの高いものがありますので、事業者の皆さん方に事業として魅力を持っていただけるような、あるいは事業として取り組んでみたいというふうに感じていただけるような、そういう仕組みのものにできるかどうか、もう少し私どもも勉強しなければ、非常に課題が大きくて見えづらいのですが、いずれにいたしましても、町内でそういう参加してみたいという気持ちになっていただくような素地はつくっていかねばならないと思っておりますので、これからまた、そういったことに関心している考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります2項目につきまして、1項目めは町長に、2項目めは教育長にお伺いいたします。

まず1項目めでありますけれども、東日本大震災の教訓による町の防災計画の見直しを、であります。

東日本大震災から早くも3カ月が過ぎました。被災された方々に改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そして、今なお現地で7万人規模の自衛官が生活支援などの災害派遣に携わっています。町の職員も3名のチームを組み、派遣されています。

この大震災によって、大正末期、昭和初期とも言いますが、十勝岳噴火による泥流災害を経験した町といたしまして、今回の大震災から想定する地震被害を含めた災害対策への関心が町民の間で非常に高まっているものというふうに思われます。

道新6月1日の夕刊によりますと、高橋知事は、大震災を経て想定外という言葉は通用しなくなったと述べられ、日ごろから不測の事態に備える

必要性を指摘されました。チーム道庁としての総合力を結集し、道民の生活を守るという使命感を共有しなければならぬと、強く自分の意思を表現されて訴えております。

そこで、この大震災を経て、あるいは高橋知事の発言を受け、町の防災について、どう取り組むのか。高橋知事ではありませんが、もはや想定外であったという発言は許されません。そのためには地震や火山噴火による泥流など、あらゆる災害による被害想定を再検討することが肝要であります。すべてのシナリオを予測して安全対策をとることは難しいかもしれませんが、できる限りの見積もりを行う努力が求められていると思います。

町の防災にどう取り組むのか、そして、上富良野町地域防災計画などの計画の見直しについての町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、2項目めでありますけれども、放課後子どもプラン事業の利用時間の便宜を、であります。

町の教育委員会では、教育目標の一つである「豊かな心と健やかな体を養い、感性を豊かに支え合う意識を育てる」を推進するため、文部科学省が推進している放課後子ども教室推進事業（放課後スクール）と厚生労働省が推進している放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）を平成19年度から実施しています。働くお父さん、お母さんにとって非常にありがたい事業であろうと私も思っております。

ところで、今回の東日本大震災において、多くの自衛官たちが災害派遣に出動いたしました。そうした中で、新1年生に関することではありますが、入学式から4月13日の給食開始までの4日間、下校指導により、先生が自宅近くまで送ってくれて保護者に受け渡すという学校施策、思いやりの施策とも言えると思いますが、そういう制度がありますが、その間は、放課後クラブでは逆に面倒を見てもらえず、災害派遣に夫が派遣されている女性自衛官たちは休める状況ではなく、子供を受け入れることができず困っていました。

町は、その現状を承知するや否や、今回は放課後クラブに自衛隊家族は4日間全部、さらに、その他の家族も4日間のうち2日間は預けられるという迅速な対策を講じていただきました。利用された新1年生の家庭も多かったのではないのでしょうか。自衛官に限らず、仕事絡みで困っているお父さん、お母さんが本当に多いのが現状であるというふうに通っております。

そこで、1点目の質問でございますが、今回だけの特例ではなく、下校指導期間も放課後クラブに預

けられるよう、来年度以降もさらにこれを充実させ、永続させるべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、土曜日と夏休み等、冬休み、春休みなどですが、長期の休みの際の放課後クラブについてですが、9時からしか預けることができず、9時からという時間では既に仕事が始まっている時間帯であり、とても困るというお母さんたちも多いのであります。8時少し前から預けられるように改善すべきと考えています。安心して子育てができる環境づくりのためにも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

2点について教育長にお伺いいたします。

以上であります。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの防災計画の見直しについての御質問にお答えさせていただきます。

当町の防災計画は、町とともに町民及び事業者が全力を挙げて、町民の生命・財産を災害から守ることを目的に策定されており、最近では、平成17年3月に上富良野町防災会議の承認を得まして、一部修正を加え、現在に至っております。

当町の防災対策につきましては、十勝岳噴火災害に重点を置いておりますが、今後は地震や風水害などの自然災害に加え、時代変化に伴う新しい災害の発生も想定されることから、それらにも対応できるよう不断の見直しを図っていくことが必要と考えており、あわせて、村上議員にもお答えさせていただきましたように、地域住民の防災意識を高めていくことも極めて重要な課題と考えているところでございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2項目めの放課後子どもプラン事業の利用時間の便宜を、の2点の御質問にお答えをさせていただきます。

上富良野町教育委員会では、子供たちの放課後における安心・安全な居場所として、平成19年度から放課後スクール及び放課後クラブを開設しております。

異なる学生での集団遊びとして放課後スクールを実施しておりますが、6月10日現在、137名が登録しております。また、就労している保護者に対する留守家庭児童対策である放課後クラブには、87名の登録であります。

1点目の質問であります、1年生の下校指導期間における放課後クラブの利用についてであります。小学校入学後の登校、下校は、校外指導にお

ける学習活動であります。

特に、下校指導は、児童が自宅または緊急避難宅へ下校するに当たり、先生方と道順を確認しながら交通安全などを学習するものであります。

次年度の下校指導期間については各学校で日程について検討してまいりますが、児童の安全教育の学習としての意義を十分に保護者の皆様に御理解をいただくことで、本年の特例を次年度に制度化することは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に2点目の質問であります、学校休業日における開設時間についてですが、保護者の出勤時間に対応するため、指導員を開設準備として開設時間前に配置しております。開設時間については、登録者の就業状況と利用状況を十分把握し、放課後子どもプラン事業運営協議会の意見を伺いながら、今後、前向きに検討してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、1項目めにつきまして、町長にお伺いいたします。

その前に、前向きな回答をいただきたらうというふうに思っているのですけれども、私の質問も抽象的な面もありますので、答弁も抽象的になっていると。具体的などころも確認していきたいというふうに思っています。

それで、まず高橋知事も言われました、想定外という言いわけはもう通用しなくなったと言われておりますが、この点について町長も同じ考えなのか、違うのか、ここをまずお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

知事が述べたというふうにお話しされております想定外ということにつきましての言葉の定義につきましては、それぞれ思いが違って述べられていることと思っておりますが、私といたしましては、防災計画上の、私どもが策定いたします、自治体として策定いたします防災計画上の想定というのは、これは、言葉といいましょうか、想定という意味を用いて想定をさせていただいております。想定外ということ、この私どもの一自治体の範囲の中での防災計画を立てる中で、あるいはふだんの防災について、想定外ということは、私といたしましては、どのようなことをもって想定内、想定外というふうに分けるかという、そういう状況は、今のところ私としては想定できませんので、お答えのしようがないという状況でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） よくマスコミでもたたかれましたよね。東日本大震災、まさかマグニチュード9.0の地震が発生しないだろうと、学者もみんなそう思っていたのですよ。それが起きた。それが想定外ですよ。そういうことを考えてもう一度教えてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、このたびの3.11のような大きな災害、それらにつきましては、それが学術的に想定できたものか、できなかったものか、それは私はそこまで判断する知識も持ち合わせておりませんが、私といたしましては、自治体を預かる者としたしましては、そういう想定、想定外というものの定義については、これは私どもが判断することより、むしろ学者だとか、そういった方々が客観的に判断していただいて、それに基づいて私どもが対応、対処するということが一般的には行われている形ではないかというふうに思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私もそう思いますね。だから、そういったいろいろな専門的な方から意見を聞いて、想定外というものを研究したいということだろうというふうに思います。

何といえますか、ちょっとこの話をすると、大正末期の泥流時が非常に悲惨な状況だったですね。しかし、過去1200年ほどをさかのぼった統計によると、もっとひどい泥流が発生している可能性があるでしょう。この上富良野町の中でも、10何メートルの泥流が積もっているところあるでしょう。それを考えると、大きな泥流が発生している可能性は極めて高い。それらを地質調査なり何かして、調べることが想定外をつくらないことだと私は思います。

例えば泥流の話ですよ。地震でも何でもあると思いますが、泥流については、過去に、大正末期の泥流よりもっと大きな泥流が発生している可能性ということについては、町長どうお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

多分、そういう大正15年の泥流を超える、十勝岳噴火に伴う泥流というものは、私も確たる知識は持ち合わせておりませんが、多分あったであろうということは推測できます。しかし、有史以前に、さらに地球が誕生してから、そこまで視野をもし広がるとすれば、到底私の知識の及ぶ範囲ではご

ざいせん。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 言われるとおりだと思のですね。今の防災計画ですね、十勝岳総合防災訓練の想定は、大正末期の泥流規模を想定してつくられているわけですよ。だから、それを見直すこともやっぱり考えないといけないと思うのです。もっと大きな泥流が発生している可能性もあるのですから、そういうことを申し上げているのです。

平成17年3月に防災会議の承認を得て、一部修正を加えた防災計画というのは現在できております。そして町長は、地震や風水害などの自然災害に加えて、時代変化に伴う新しい災害の発生も想定されると、こういうこともおっしゃっております。ということで、この平成17年の防災計画の、具体的にどこが不備な点だというふうに町長はお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、平成17年に策定されております防災計画につきましては、どういったところが不備で、あるいは、どういったところが時代に対応していないかと。それから、当然経年変化もございますので、町の施設等の整備、あるいは道路、上下水道等の整備も変わってきておりますので、時代に即しているか。あるいは、先ほど今村議員御発言のような十勝岳に例えれば、噴火災害の大正15年に照準を合わせていることが、それが今の科学的な判断から妥当なのかどうか、そういったことは当然学者の皆さん方にゆだねなければなりませんけれども、そういったことの見直しが必要な部分もあるでしょうし、どこが見直しを必要なのかということも、これは私ども、町の中ではすべてクリアできないこともございますので、さまざまな方々から御意見をいただきながら、あるいは御指導をいただきながら、まずどういう見直しが必要か、あるいはどういうところが欠如しているかということをしかりと今検討しようということは、もう我々内部ではしかりと気持ちをそこへ向けておりますので、早速そういう方向へ向かって作業を進めてまいります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。検討していると。そういうお話もちょっと伺ったことあるのですね。

ただ、町長がやっぱり方針なり構想を示さないと、具体的に何をやっていいか、無駄な作業になる可能性がありますよね。だから、これとこれについ

て検討せよとか、そういった担当課長等、担当者の方に何か示されたことがありますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、私の頭の中で描いておりますのは、まず、先ほど来から議員お話の、どのような災害を上富良野町の計画の中で位置づけしていくかと、そういう技術的あるいは学問的な部分については、それぞれ専門の機関なり、学者の皆さん方にまずゆだねる部分だと。私どもは、そういう想定に基づいて災害が発生した後について、これは自治体として対応をとるということが位置づけられておりますので、むしろ、そういう災害発生後に少しでも被害を減少させる、そういう仕組みづくりが私ども町の責務だというふうに考えております。そういう切り分けをしながら作業を進め、さらには、村上議員にもお答えさせていただきましたけれども、まずお一人お一人の住民の皆さん方に、防災というものに対する認識をしっかりと持っていただくということも一つの大きな作業だと思っていますので、そういうすみ分けをしながら、しっかりとした防災計画を樹立したいということで、既に動いているところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 不断の見直しを図っていくことが必要と考えていると、ここが答弁された内容では非常に重要な箇所だと思われるのですね。不断というのを、先ほどどんな言葉かなと考えていました。絶え間なくという意味だろうと思いますね。絶え間なく見直しを図っていくように考えているのだと。これでよろしいですかね。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

不断の見直しを図っていくということは、私、そのような認識を持っております。先ほど、繰り返しになりますが、村上議員のときにも少し触れさせていただきましたけれども、気象災害のようなゲリラ的な集中豪雨というものの経験は、少なくともここ近年はなくて、最近とみにそういうような傾向も見られると。そういう時代変化、気候変化、あるいは文化の発達に応じて今までに経験なかったそういう災害も現実には発生しておりますので、そういうことで常に防災計画の中にそれらがしっかりと反映されているかどうかということは、期限を切らずに常に見直すという姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私も一番先に言いましたよ

うに、すべてのシナリオを想定して対処を考えていくというのは非常に難しいと思うのですよね。その努力をやることによって、それを積み重ねることによって、前回気がつかなかったやつがまた出てくるかもしれないですね。ぜひ、そういったことをやっていってほしいと思っているのですけれども。

町長、今週末に被災地に行かれまして、いろいろ町の防災計画の見直しに関する教訓事項等をつかんでこられると思うのですけれども、これは町長でなくてもよろしいのですけれども、町長であれば、おれはこういう着眼を持っていくのだと、着眼を言っていたきたい。あるいは、副町長とか担当課長が答弁されるのであれば、私は町長にこういう建議書にして着眼をお示ししましたということについて伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今週末、石巻のほうへ防災の実態について勉強させていただくために出かける予定をしておりますが、私はもちろん、この上富良野町におきましては、今回のような大津波による災害というものは非常になじまないというふうに、むしろ私が今回注目しておりますのは、現地に職員が派遣されておりますが、その職員から都度報告いただいている中で、住民の皆さん方と役所の中のコミュニケーション、あるいは情報共有、そういったものが非常にきちっと確立されていないがために、仮設住宅の入居等が非常に手間取っていると。しかも、スムーズに進んでいないと。そういうような報告を受けておりますので、そういう災害が発生後に役場としての機能をどうやってしっかりと保つべきかと、そういったことに力点を置いて勉強させていただければなというふうに考えているところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。いろいろ考えておられると思います。私が提案するのも老婆心的なところがあると思うのですけれども、先般の、今月の17日の新聞に、ボランティアについて載ってました。阪神淡路の大震災、1995年ですか、このときボランティアを受け入れるボランティアセンターというものがほとんどなくて、せっかく来られた人をどう振り分けていいかというのが全くできなかったらしい。それを教訓にしてできてきたわけですね。

そして今回の大震災で、宮城県の実地協議会によると、同県内では、震災前から全35の社会福祉協議会が自治体とボランティアセンターの設立、運営について要綱などをつくり、ボランティアを受

け入れる訓練を行ってきたということでございます。これはすごいと思うんですね。どういったことをやらなければいけないのか。右往左往、がちがちになると思うんですね。

この報道によって、私もこれ、多分正しいと思いますので、この上富良野町には防災センターあるいは設立や運営のマニュアルというのはございませんよね。あるのですかね。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えいたしますが、ボランティア活動のセンターは備えておりますけれども、防災を意識した、そういった取り組みに特化した仕組みは、町としては持ち合わせておりません。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） この報道によりまして、大きなところでも、札幌、釧路、江別の3つしかないそうです。そして、この10市町、ほかにもあるのですが、それを除いても、それぞれの市町村社協でマニュアルをつくっているのは、千歳、日高管内の日高町、胆振管内の真狩村くらいだというふうになっていきますので、ないと思います。

この防災センターというのは設けないと大変だということをいろいろ書いてありますね。災害復旧にボランティアの力は欠かせない。災害後に受け入れ方、あるいは受け入れ方法を検討していたのでは遅く、混乱に拍車をかけることもある。事前に災害を想定した準備が欠かせないというふうに言われています。

また、訓練をやっているところが一つだけあるんですね、この道内に。ボランティアを受け入れたら、あるいは被災者のニーズを把握したりする訓練を行っているところが、釧路がやっていると。ちょっと町か市が書いてございませんけれども、ということです。

今後、このボランティアというのをいかに振り分けたり運用していくかという、非常に大事になってくる一つの要素だと思います。これはあらゆる災害を想定するという話からまたちょっとずれた話です。そういうことでありますが、ひとつ、こういったのも見てきていただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害のときにボランティアの活動が非常に大きな働きをするということは、私も新聞紙上、あるいは報道等によって聞いているところでございまして、また、実際、阪神淡路のときにそういう活動を中心

的になって取り組まれた方のお話も伺っております。非常に阪神淡路のときにはルールがなくて大変だったということも聞いております。当然、ボランティアの方々の働きというものは大いに期待をするところでございますが、町の防災計画の中で、そういったことも当然位置づけの一つとして位置づけながら、まず、すべてを一遍に完全なものを整備することは大変ハードルが高いと思いますけれども、議員お話のような、まず我々が想定できるところから一つ一つ地道に、その計画の精度を上げていくということの中で、そのボランティアの皆さん方の仕組みについても、そういう一環の中で、またしっかりと位置づけできるような、これから一步一步踏み出していきたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 町長も今言われましたように、町の防災計画にもボランティアのことはうたっているところがあるんですね。例えば風水害対策編でありますけれども、第16節にうたわれています。あと、同じ風水害のところには要支援者のボランティアの件が出てきております。非常に考えておられるなという感じはしました。次、火山災害、これらについても、この風水害と同じ内容だよというような表記やら、あるいは違ったところにおいては、これと全く同じようなやつですけれども、載っているということでもありますので、ぜひこまごましっかり煮詰めて、保健福祉総合センター、あそこが非常に重要な役割を持ってくると思われますので、しっかり上富良野町の防災ボランティアセンターというものを考えていただいて、その設立や運営のマニュアルを備えていってほしいなというふうに思っています。

もう一つ、この防災関係で非常に気がかりなのは耐震の話なわけです。いろいろあるのですけれども、これは学校の施設の整備基本方針の見直しということで、これは厚生文教常任委員会から前会出された資料ですから、皆さん見ておられると思うのですけれども、文部科学省は公立学校の施設整備に関する基本方針を見直すと。平成27年度までの5年間に全学校施設の耐震化を完了させる方針を決めたとなっております。5年間でやると。だから、これも、そのうち通達か何か来てやらなければいけないようになると思います。予算もついてくると思うのですけれども、そのほかに、東日本大震災で多くの学校が避難所になっており、児童生徒、地域住民の安全性確保の面から、耐震化のみならず防水槽の準備ですね、あるいは食料などの備蓄倉庫、トイレ。これはトイレとしか書いてありませんけれども、身障者の方等もいろいろ避難してきますので、

そういったバリアフリー的なトイレも考えなければいけないと思うのですね。そのトイレ、そして自家発電装置、こういったものも防災機能の強化を図るために備えつけなさいというふうにもう言われていますね。さらに、建物だけではなくて、天井材や外装材などの強化も図りなさいというふうに言われています。

先ほど言いましたように、これは公立の小中学校の話。ただし、実際の上富良野町を例にとってみますと、避難してくる場所はどこかと。公民館とか分館とか会館とかいろいろ入っていますよね。ここの耐震化もしっかり調べて、だめなところは早急に直さなければいけないと思うのですね。先ほど言った備蓄倉庫とかトイレだとか、発電機だとか、貯水槽とか、そういうのも全部そうですね。

その答弁と、それに対して町長はどう思っておられるのかということ、私がやっぱり一番危惧するのはこの庁舎なのです。この庁舎は、いざ災害のとき、司令塔になるはずなのです。皆さん役場の職員は恒常業務をやりながら、災害支援活動もやっていかなければいけないということで、ここが耐震化されていないと非常に困るというふうに思っているわけです。ここの耐震化についてもあわせてお伺いしたいなというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

後先になりますけれども、この庁舎の耐震化については、耐震測定が終わっておりますので、庁舎の耐震の数値については担当のほうからお答えさせていただきます。

それで庁舎の耐震は、私の報告を受けている範囲でございますが、十分でないということは既に承知しております。この庁舎を将来どういうふうに位置づけていくかと。一朝災害が発生したときには、当然ここが司令塔になるという機能を持っているところでございますが、庁舎を耐震化することに対しますと、もう40年も経過している施設でございますので、これは非常に広く議論を交わして、そしてしっかりとした方向づけのプロセスを経ないとなかなか容易に私の思いだけではということにまいりませんので、御理解賜りたいと思います。

それから、学校を含めて、おしなべて公共施設と私は位置づけておりますけれども、とりわけ学校の耐震化については、既に数値が示されておりますので、必要な対策は講じてまいります。これは進めるように決定しております。

ただ、上富良野小学校が、実は改築計画を持っておりますが、先ほど文科省の方針につきましては、

文科省としての思いを決めたということございまして、これが正式に法案を整備して、国の方針として定まったという段階でございまして、これからいろいろ国会の中で議論を重ねて、先ほど今村議員からお話のありました防火水槽、あるいはバリアフリートイレ、あるいはさまざまな、発電機等のお話もありました。そういったことについて、もしそういう整備が求められるものでありましたら、それは国の責任において、一定程度補われるものだというふうに考えておりました、そういったことに対する情報収集は積極的にしてまいりますし、少なくとも上富良野小学校がそういう今の計画の中で防災上も大きな位置づけを占めるということはしっかりと認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 6番今村議員の庁舎の耐震化の関係につきまして、私のほうから若干御説明申し上げます。

実は昨年の秋に耐震の実績が出まして、そのときに委員会等を通じて御説明申し上げましたが、いわゆる耐震の数値につきましては、I s 値という形で表現されますが、学校のような建物につきましてはI s 値が0.6以上という基準になってございます。また、防災の拠点となります、本部となります庁舎等につきましては、それを1.5倍した数値が基準値となりますことから、0.9が基準値となります。

耐震の結果ですが、最低数値で言いますと、0.18程度という庁舎の状況になってございます。今、学校の耐震を最優先として、平成27年度まで学校の耐震を計画してございますが、その遠くない将来に向かって、これらの庁舎の改築等の計画も持たなければならないなというようなことを今内部で協議をしている最中でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。あらゆる公共施設ももちろん大切ですし、大震災でありましたよね、庁舎がすべて大津波でさらわれて、そういったことも想定しておかなければいけないのかなど。この庁舎の耐震化というのも非常に私は大事だというふうに思っております。

今、地震の話しているのですけれども、この富良野圏域、上富良野も一部入っていますけれども、活断層が結構発見されておりますよね。昔は2本ぐらいだと言われていた。今7本ぐらいあるのではないですかね。そういったこともありますので、よく考えてほしいのと、このほやほやの情報というのが、この東日本大震災のとき、警察、消防、自衛隊、こ

れ、連絡が全然つかなかったのです。無線の周波数とか機材が違いますから。

議長（西村昭教君） 今村議員、済みません。質問の趣旨から相当、具体的に言われていることはわかりますけれども、それている部分がありますので、もう少しもとの本題に入って簡潔に質問されるようお願いいたします。

6番（今村辰義君） わかりました。本題にまたフィードバックしまして、あと私が危惧しているのは、この間も5月11日、大雨が降りましたですよ。こういった災害に対する備え、アメダス、マメダスのマメダスは余りないですね。こういった設置についてもどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

観測機器の整備等についてのお尋ねだと思いますが、私も現在のマメダスにつきましては、農業関連で設置されている観測機器というふうに聞いております。気象庁と直結いたしますアメダスについては、役場の裏に1カ所というような状況だというふうに理解しております。

観測地点が少ないということは、私も全く同感でございます。これは町が設置できるものではないなというふうに理解しております。それぞれ関係機関に1カ所でも2カ所でも数をふやして設置できるように、ぜひ進言してほしいということは、あの直後、指示しておりますので、すぐ整備されるかどうかは非常に課題でございますけれども、そういう認識はしっかりと持って、原課に伝えてありますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

続きまして、教育長にお伺いをしたいと思います。

まず1点目の質問でありますけれども、放課後クラブの利用についてであります。

結論は、目的からいってもやめることはできないというようなことを言われました。ただ、困っているお父さん、お母さんたちがいるということも御存じだろうと思うんですね。そういった、町としては問題点がある。町長もきのうも言われましたけれども、すべての人々に光を当てる施策をやりたいのだということも言われました。そういったことを考えても、子供さんを下校指導ですか、その4日間、どうしても仕事を休めないで、家の近くで受け入れることができないという方はおられるのですよ。だから、そういう問題点は間違いなく現存するのです。

その目的ですね、校外指導における学習指導であると。特に、下校指導は児童が自宅または緊急避難宅へ下校するに当たり、先生方と道順を確認しながら交通安全等を学習するものであり、これは大事なものであると。目的だと私思っていますね。ここは、意義と先ほど言われたと思うのですけれどもね。

それと、その目的にフィードバックする、そして、こういう問題も現実にあるのだ。では、何かできないのかといいますと、私はあると思うのですね。実際にそういう下校指導をして、家の近くまで連れていって道順を覚えさせるとか、交通安全を教育する。その後、また放課後クラブに連れていけばいいではないですか。どうしてもお父さん、お母さんが仕事を休んで受け入れることができなかったら。じいちゃん、ばあちゃんがいるところはいいですよ。いなくて、どうしても仕事を休めないという方については、先生もまた学校に帰るのだから、一緒に連れていって放課後クラブに預けたらいかかなと思ったのですが、どうですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほどお話あった下校時の学習活動ということについては、御理解をいただけたかなというふうに思います。

先ほど交通安全のお話ばかりしてございますけれども、やっぱり危険な場所ですとか、危険なものですとか、不審者ですとか、いろいろなもの、そんなときにはないと思っておりますけれども、そういう対応もやはり学習の一環としての対応を図っていかねばならない。

おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃれば、それにこしたことはない。それと、やはり一度家庭に帰って、お母さん方に、やっぱり1年生、入ったばかりですから、こういう状況であるということも先生方とのつながり、そういうことも、地域と家庭、学校と家庭のつながりというの、我々としても大切にしたい。短い期間ですけれども、そういう対応を図っていきたいというのは一つのねらいだというふうに押さえています。

それと、その後に放課後クラブに来たらよろしいのではないかと。我々も受け入れることは全然構いません。でも、たまたま先生がそのまま連れていくということは、果たしてどうなのか。あくまでも家庭に戻すのですから、家庭が放課後クラブに連れてきて、そういう体制をとれば、我々も指導員のほうに言って、こういう4日間なら4日間の中で放課後クラブの対応をやりますよということ、我々と

してもやることはやりますので、そういうシステムになっていますので、そういうことは何も心配しないでいただきたいというふうに思います。

たまたま先生がそのまま連れていくというのは、ちょっとその部分の対応というのは、学習活動の一つとして、送り迎えした時点で終了という形の対応を図っていききたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） ちょっと教育長と思いは同じだけれども、かみ合っていないのですね。

私は、受け入れることができない忙しいお父さん、お母さんの話をしているわけです。そのお父さん、お母さんが、家の近くまで連れてこられて、放課後クラブに連れていけるのだったら、そんなの最初から私こんな話ししませんよ。連れていけないから、そして、目的は目的として学習指導させなければいけない、交通安全の教育もしなければいけない、だから、先生が連れてきているのは私も大賛成なのです。そして連れてきて、お父さん、お母さん仕事でいないのだから、また連れて帰ってもらって、放課後クラブに先生みずから預けることは可能かどうかという話を私聞いているので。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員のお話、私も非常にわかります。あくまでも一つのシステムの中で動かしてもらって、それが縦割りなのか、横割りなのかという部分はありますけれども、制度として一つございます。ファミリーサポートセンターという一つの方法は実はあるのです。でも、あえてそこではなくて、私が言いたいのは、あくまでも一度、その4日間、これが日数はちょっと別にいたしましても、そういうときにはやはり一度お父さん、お母さんが家庭に戻って子供を受けるといことの一つの学習だということをお私に言っているのです、それがかなわないのであれば、方法としてはいろいろなことを考えながら対応していかなければならない。

今回特例で、本当にそういう状況で切迫していましたので、我々としても特例として動きましたけれども、そんな形の中で、今お話しした特例の中でも、自衛隊さんの方々ばかりでなく、共稼ぎですとか、それから母子家庭の方々も今回の対応の中に入っております。一つその部分だけではなくて全体でかわり、特別に認めなければならない部分という形で今回考えましたけれども、そういうことも一つ、前段に言いましたことも大切にしていかなければならないということをお私に言っていることだけは理解をいただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。ことしは特例で、来年以降、考えられないという話に戻したいと思います。

ことしは自衛官以外のお父さん、お母さんにも、4日間のうち2日間認めてくれたではないですか。認めたとすることは、2日間そういう学習指導、安全の教育をしたら、何とか子供たちは覚えてくれるだろうということで、そこで設置をしたと思うのですね。来年から4日間はやっぱりきついなと、2日間は何とかかなという、そういう考えはお持ちですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問でございます。

今言ったのは、4日間やるうち2日間は見てくれるのかというお話なのですが、基本的には下校指導だということの押さえ方をさせていただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） どうもかみ合いませんので、私が言った趣旨は通じていると思いますので、2点目に行きます。

2点目は、非常に前向きに検討していただいているというお話でございますけれども、放課後クラブの、要するに受け入れる時間ですね、春休みとか夏休み、あるいは休日の日ですか。9時からでは非常に困るお父さん、お母さんが多いというもおわかりだと思います。そこは前向きに検討すると言われたのですよね。この前向きというのはどういう意味かということ、積極的にという意味があるのですけれども、積極的に検討するということでよろしいですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 言葉どおり、前向きに検討させていただきたいと思います。

なぜかといいますと、やはり我々の考え方だけでなく、指導員体制ですとか、いろいろな部分の動き方がございますので、先ほど言いましたように、一応ルール上9時からスタートしてございます。以前にも、8時半には準備のために指導員の方々に来てございますので、その前後については受け入れているのが現状でございます。それを8時前でございませうから、もう30分という形になれば、やっぱり指導員の方々というのは体制もきちっと整えていかなければならない。そういうところの調整をしながら、運営協議会の中で諮っていききたいということで、前向きに考えていききたいということをお答えをさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

6番（今村辰義君） ありません。

議長（西村昭教君） 以上で、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） さきに通告のとおり、3項目の質問をさせていただきます。

まず1点目は、島津公園便所を幼児が安心して使えるようにという質問です。

島津公園は、平成22年度防衛事業により、国の補助と町の一般財源を投入し、新しい大型遊具を設置することで、町民だれもが気軽に訪れ、幼児から高齢者まで幅広い層が集い楽しめ、利用できる公園づくりを目指すとし、ことし5月13日、春より、新しい大型遊具設置で多くの子供たちや親御さんに喜ばれています。

この上記文の幼児から高齢者まで幅広い層が集い楽しむ、そのときには、当然トイレを利用することとなりますが、新しい遊具の近くのトイレは、いわゆる旧式のぼとんトイレで、手すり等もなく、仕切りも完全ではなく、虫や悪臭、使用時に落ちるなどの危険性や衛生面、どれをとっても現在には珍しい最悪のトイレです。特に幼児が利用するとき、親も付き添うことすら難しい状況で、これでは安心・安全を目指す公園トイレとは言いがたいところで

す。

また、駐車場横の女子トイレも、洋式便器がないので、障がいを持つ人やひざ、腰の弱った高齢の方や片足を捻挫した方などの利用にも弊害となります。

女子トイレの4つのうち半分を洋式にすることや、バリアフリーはもとより、UD化（障がいのある人やさまざまな人に利用しやすい）が問われている現在であり、この2カ所の公共公園トイレの改善に着手すべきと考えるが、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、噴水の器具がさびたままの状態で昨年から放置されておりますが、公園の入り口付近でもあり、今後どうするつもりなのか、この2点について伺いたいと思います。

次は、防災教育についてです。

上富良野町の防災教育は、他町村と比べ、参考資料、砂防施設の見学、学習カリキュラムにおいてすぐれておりますが、今回、東日本大震災により、日本全国でより一層の防災意識が高まっているところです。

今までの学校における防災訓練等は、過去の歴史を学んだり、被害に遭わないように避難し、準備することに重点が置かれておりましたが、小学校の高

学年であれば、救護や救命活動の意義も理解し得る年齢でもあり、高学年の学習時に防災教育の一環として、救命に対する教育も導入して災害や緊急時における簡単な処置などを学ぶことを考えてはどうかと思います。

また、救命活動や応急手当を学ぶことで、命の大切さ、ともに協力し合うことの大切さを知ることになり、救命救急の知識を子供のときから身につけることで、将来、非常時に備え、町民の救命にも寄与できるのではと思うところです。

消防本部のある町、過去の泥流災害を乗り越えた町、防災教育に熱心な我が町だからこそ、他町村に見られない一歩進んだ防災教育の充実が図られるべきと思いますが、町長と教育長の考えを伺いたいと思います。

三つ目は、協働のまちづくりの実現に向けてです。

自治基本条例の制定に伴い、協働のまちづくり準備委員会、平成22年の協働のまちづくり推進委員会の設置を経て、基本計画が策定されました。これを機に、どのような実効性のある後押しを行政が考えているのか伺いたいと思います。

現在の自治活動奨励補助は、地縁団体による住民自治活動に特化しているため、外に向けての発信に乏しいところです。国レベルでも言われているように、もっと目的を持って集まったボランティアやNPO団体が営利を伴わない活動の熟度を上げ、町の活性や町外に向けてグローバル的なまちづくりに推進しやすいように後押しすべきであり、パフォーマンス的な事例でない限り、新しい動きや発想を認めるべきで、町の活性を真に考えることが重要であると思われます。

今後の進展も含めて、協働のまちづくりに新たな予算づけを考えると来ていると思うところですが、町長の考えを伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、島津公園トイレ等に関する御質問にお答えさせていただきます。

大型遊具に隣接しているトイレは、小便器1基、和式大便器1基のくみ取り式トイレで、島津公園供用開始時の昭和55年度の設定から30年を経過しておりますことから、公園整備補助制度等の活用により水洗化へ改築する方向で、平成24年度実施を目指してまいりたいと考えております。

次に、駐車場横トイレにつきましては、障がい者や乳幼児親子などが利用できるよう多目的トイレを1基設置しておりますが、一般の男子、女子トレイ

はすべて和式便器になっております。設備改善につきましては、既存の公園整備助成制度が適用されないため、現有の維持管理費の中で一部洋式便器への改造を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、噴水につきましては、たび重なる補修の限度を超え、昨年度より停止をし、本年度予算において電気設備やポンプ設備などの撤去を実施いたしました。

なお、水槽部分については、緊急雇用創出による公共施設環境整備事業の中で花壇への転用を予定しており、町民の皆様にも楽しめる施設にするよう考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの協働のまちづくりの実現に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、平成22年度に協働のまちづくり基本指針を作成し、本年度は協働のまちづくり推進委員会において、協働事業の事例の検証を進めているところであります。現在、一部の住民会において、地域の安全パトロールを初め、地域の児童公園の管理、美化活動などに積極的に取り組む事例や各種ボランティア団体によるさまざまなまちづくり活動など、主体性のある町民の方々の多様な取り組みにより公共サービスを提供する場面がふえてきていることは大変心強く感じているところであります。

このような町民の方々による自主的なまちづくり活動の広がりが協働のまちづくりを進めていく上で極めて重要なことと考えており、町といたしましても、このような活動に対して積極的にかかわるとともに、支援をしてまいりたいと考えているところであります。

議員御発言のとおり、自治活動奨励補助につきましては、住民会など地縁団体による住民自治活動を対象に制度化されているものであります。町内におきましては、ボランティア団体やNPO法人などの目的団体においても多様な活動がなされております。これらの団体が町民のために取り組む活動に対しましては、補助の範囲を広げるなどの検討や多くの町民が協働のまちづくりに参加できるような仕組みづくりが重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2項目めの防災教育についての御質問に私からお答えいたします。

本町は、大正15年の十勝岳噴火による未曾有の泥流災害を経験し、復興を成し遂げた歴史を持っております。

その当時の歴史的経過を社会科副読本などで学

び、さらに砂防見学会での砂防ダムの見学により、その対策に至った経過について、児童一人一人が理解をさらに深めているところでもあります。

このような災害に対する意識は、他市町村に比べて高いところでありますが、今回の東日本大震災による被害状況を見ると、地震はもとより津波に対する日ごろの防災意識がいかに大切であるかということが改めて認識させられたところでもあります。

緊急時における応急処置の方法や救命に対する知識を学ぶことで、実際に被害に遭遇したときにはどうすればよいのか、ふだんの学習から身につけておくことは非常に大切なことであります。

教育委員会といたしましても、防災教育の一環として、救命活動や応急処置などを学ばせることは、命を守る上で重要なことと考えております。つきましては、小学生高学年を対象とした救命や救急処置に対する学習を取り入れるよう各小学校に対して働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 再質問の前に、議長より了承いただきましたので、資料に目を通していただきたいと思っております。（町長にトイレ現況写真を配付）

大型遊具に隣接しているトイレは、平成24年度に水洗化を目指すというお答えをいただきましたが、ことし1年の間に事故が起きたり、衛生面での不快感を覚えることへと、スピーディーな対応が望まれる時代であり、町としての対応についてどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、安全性の確保につきましては、当然、公園を管理していただいております方が配置されておりますので、安全管理については、これは万全を期すように心がけてまいりたいというふうに思っております。

また、早期の対応につきましては、これは当然、一定程度の予算を要することから、今すぐという対応にはなかなかまいりませんが、さきにお答えいたしましたように平成24年度の実施に向けて進めさせていただく予定をしております。

1点申し上げておきますが、あそこの地形から、排水が逆勾配だというようなことで、原課から、技術的に一考を要する、そういう部分がありまして、ことしはそれをどのように技術的に対処するかとい

うことをしっかりと検証した上で、平成24年度の事業化に向けて取り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） お答えの中に、小便器が1基というふうにおっしゃっていたのですけれども、写真を撮りに行ってきたのです。これ、小便器2基あるのですよね。ここら辺、町長は、実際にこのトイレを見ていないのではないかとこのように思うのです。多分汚いし、イメージも悪い、また虫が出るのではないかと。子供たちにとっては、我慢することで健康に悪影響というのも出る可能性があります。そういうことを考えていきますと、早期の改修というのが求められるというふうに思いますが、そこら辺はどのようにお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、私、トイレを利用したことがございません。便器の数が私の答弁と現実が違っている部分があるようでございますが、これにつきましては、大変十分なお答えになっていなかったということについては、おわびを申し上げたいと思います。

その早急にとこのことにつきまして、あるいは子供たち、利用する方にとって不快感を与えないようにということは、議員お話しのとおり、私も全く同じ考えでございますが、しかし、こと事業化することになりますと、それはやはり一定程度の時間と準備を要するということは、これは御理解いただけるのではないかなというふうに考えておりますので、そういったことを総合的に勘案した中で平成24年度に実施をさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） それはわかっていながら、そういうことを言うというのはどういうことかという、補正を上げてでも早急にすべきではないかという気持ちから言っていることであって、そういうことは最初から理解しております。

水洗化を目指すというふうにおっしゃっていたのですけれども、イコールUD化を目指すということによろしいのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

補正を組んでというようなお考えをお示しいただ

きましたけれども、私の町の施策を進める手順といたしまして、今回のこのトイレの事案につきましては、本年度しっかりと基礎調査を終えた上で事業効果を十分に高められるような準備を整えて、明年度に結ぶということで取り組むことを考えておりますので、それは御理解をいただきたいと思います。

また、UD化につきましては、これは、駐車場横のトイレにつきましては、そういったようなことを想定の中に取り入れていかなければならないという認識は持っております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 遊具の近くのトイレは、UD化の水洗を目指すということによろしいのですかということをお聞きしている。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 遊具の隣については、子供たちに使いやすいような水洗化に改修するというようなことで、UD化につきましては、その場所であることは現在考えに持ち合わせておりません。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、平成24年度に事業計画をするという話をいただきましたけれども、24年度といいましても、1年がありまして、24年度の早期に、例えば大型連休の前にそれがなされるのか、それとも、また夏を越した段階でなされるのか、その辺はどのようにお考えになりますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、その事業実施時期等につきましては、ことしの後半から新年度事業の策定を進める中で、その中で検討して位置づけをしまいたいというふうに考えておまして、現在、いつというふうに申し上げる状況ではございません。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） それでしたら、できる限り早い時期に、子供たちが楽しんで遊んでいるところのすぐ近くのトイレですから、本当にできるだけ早急にとこのことをお願いしたいと思います。

また、駐車場近くの女子トイレなのですけれども、利用者の気持ちに、女性の立場になってというのはちょっとおかしいかもしれませんが、そこら辺を理解していただきたいというふうに思います。明らかにトイレを使用する時間というのは、男性と女性と比べて女性のほうが絶対長いのです。多目的トイレはありますけれども、多目的トイレがだれかに使われていると、当然、またお待ちする時間も長いということになります。また、利用する人にとっても、自分よりもっと障がいを持った人が利用すべきではないかという善意の気持ちから、なかなか

そこを利用できないでいるのです。

これ、気持ち、どういうことかといいますと、あちこちに駐車場がありますけれども、障がい者用のマークがありますよね。あそこに一般の方はなかなかとめられないという常識を今皆さんがお持ちです。それと同じで、UD化を目指すといっても、今ある障がい者用のトイレを通常の人が利用するということに対してちょっとちゅうちょを覚えるのですね。そこら辺の女性の気持ちをわかっていただきたいなというふうに思うのです。

公園に人が集うような、そういう政策で今回大型遊具も設置していただきましたし、去年も池の周りから池を全部改修いたしました。そういうふうに人が集まるような施策をしておきながら、必然的に生理現象となってトイレを利用するということに対する安心・安全に関することがなおざりになっている。また今後、イベント等だとか、災害が起きたときに、このままのトイレではとても利用しづらいというふうに思っているのですね。そこで早急にしていきたいなという思いがあるのですが、町長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

大勢の方々が集まる場所にトイレが必要だと。しかも快適なトイレが必要であるということは、今非常にさまざまな集客を目的とする場所で、トイレのよしあしが集客にも影響するというような実態があるということは、今さら申し上げるまでもございませんが、とりわけ、今お話の島津公園等につきましては、島津公園を整備する計画の中で、現在の遊具の隣のトイレの扱いについては、これはもう当然、その計画の段階から議論をしてきております。しかしながら、あれもこれも単年度に、短期的にということは、非常にそれはなかなかハードルが高い実態もございまして、そういう中で、加えてあその場所につきましては立地の高低差が逆だという、そういうハードルもございまして、今年度の実施はできなかったわけですが、その一連の整備の中で平成24年度に整備をさせていただくということで、認識の中では、一連の事業の中で実施をするというふうに組み立てているところでございます。

また、公園横のトイレにつきましても、私、女性の立場でなかなか理解できませんが、これから改修計画を立てる中で、実際お使いになる皆さん方が違和感を持たないで自然に使っていただけるような形を検討してつくり上げていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、もう一度確認させていただきたいと思いますが、平成24年度にということなのですが、平成24年度のできるだけ早い時期に、夏を越さない、ことしもこのままです。来年もまた夏、二度目の夏を迎えるかどうか、これは虫が出たり、悪臭が出たり、衛生的にも大変よくないのです。それで、その辺は町長はどのようにお考えなのか、早期にという言葉の確定的な言葉をおっしゃっていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えいたしますが、先ほども申し上げましたけれども、これから、その整備する時期等につきましては、今議員がおっしゃいました衛生的な部分も理解しておりますので、それは今後の事業計画を立てる中で、皆さん方に理解をしていただけるような時期に設置するという御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） それでは、防災教育についての再質問をさせていただきたいと思えます。

お答えを聞いておりますと、何か提案させていただいた質問を取り入れていただけないというふうに理解していいのかなというふうに思っております。北海道の中では、本当に新しい取り組みになると思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに。

また、教育長のお答えの中で、各学校に働きかけるというふうにおっしゃいましたけれども、その具体的に働きかけることについて、どのような働きかけを考えていらっしゃるのか、その辺を伺いたいと思えます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

まず、前段、本年度から新学習指導要領が改訂になって、スタートいたしました。時間数も延びている状況でございまして、その中で、高学年の、やはり命を守るということの一つの考え方という、成長段階に応じた対応というのが指導要領の中に入ってきてございます。その中には、けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当てというのが高学年の今の指導要領の中に入っていることを基本に押さえさせてもらっていますので、当然、議員御質問のとおり、この救命救急の部分というのは、教育活動のあらゆる機会、校長の朝会ですとか、それから学級ですとか、それから水泳前ですとか、いろいろなそういうタイミングを見て、先ほど言いました消防のほうから来ていただく方法もありますし、いろいろなことの組み方、ちょっと学校の

指導要領が変わった状況もあるということだけ御理解をいただきながら、我々としても、学校にその部分で入っていくということの姿勢で対応していきたいというふうな判断でお答えをさせていただきましたので、その点も御理解を賜りたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 3月11日から数えまして、きょうで103日目になります。想定外という言葉をよく聞くことになりましたけれども、危機管理ができるすぐれた指導者は、想定外の事態を予測して的確な最善の対応をとることで、350名の小学生の命を救った、そういう事例が釜石の小学校でありました。拠点避難所として指定されている防災センターに避難した54名が逆に津波にのまれたと。また、過去において、附属池田小学校の事件があったりします。常に備えよということなのですね。

避難訓練や災害時に守る合い言葉というのがあります。皆さん御存じだと思いますが、「お・は・し・も」、押さない、走らない、しゃべらない、戻らない。この言葉によって、この子供たちが救われております。救急や応急処置の方法というのは、消防署の職員の方のお力をお借りしなければなりません。小学校の高学年でできそうなものという範囲を考えると、実は先日、富良野の消防の広域連合の消防長であられます原さんとお話をさせていただきましたところ、大変理解を示していただきました。広域連合の副連合長の町長において、この取り組みについて、町長としてどのようにお考えになるのか。また、教育長の判断だけで消防署の職員にいろいろな面でお手伝いをいただくということが可能なかどうか、その辺についても伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 佐川議員、答弁は教育長です。答弁者は途中で変わるということになりません。

12番（佐川典子君） 私、町長と教育長にちゃんと提出しています。

議長（西村昭教君） 答弁は教育長ですか。

新たな質問ですね、教育長の答弁は、

わかりました。

町長、そうしたら、答弁お願いいたします。

町長（向山富夫君） 佐川議員の防災に対します、小学生、今ここで議論になっているのは高学年のことかなというふうに思いますけれども、消防組織として、子供たちにそういう防災教育を与えるということは、これは消防としては何ら差し支えるも

のでもございません。

ただ、教育のカリキュラムの中で、そういったものを取り組めるかどうかということは、これは教育現場でないとわかりませんので、消防を預かる者として、子供たちにそういう知識を身につけていただくことに対しましては、積極的に協力させていただこうと思っております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） よろしくお願ひしたいと思います。

私もいろいろなところを調べさせていただきました。山形県村山市の子供救命士の事例だとか、あと東京都日野市の事例があります。東京都日野市のはすごいのです。子供たちが応急処置だとか応急手当ての方法だとか、そういうのも実際にホームページにも書いてありますので、この辺も、ぜひ新しい防災教育を進める上富良野町として参考にして、お願ひしたいというふうに思っております。

では、次の質問に移りたいと思います。

協働のまちづくりの実現に向けての再質問をさせていただきます。

先ほどの町長のお答えのほうなのですが、自主的なまちづくりの活動が協働のまちづくりを進めていく上で極めて重要なことと考えており、町としても活動に対して積極的にかわり、支援をしたいと考えている。これ、長くて、短く言えば、考えているということによろしいのでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 考えているということで、間違いではございません。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 私は、実現に向けてどのように考えているのかという質問をさせていただいたのですが、これについて伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、協働のまちづくりにつきましては、現在、委員会において、種々御議論、検討していただいているところでございまして、そういった中からの御提言あるいは御意見等を参考にしながら、最終的に、町として自治会活動の、あるいはそういうまちづくりに対します自主的な活動に対しまして、どういうサポートをしていけばいいかということは、しっかりと煮詰めていこうと思っておりますので、さまざまところから御意見を現在いただいているところでございまして、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、現在進行形という

ことで、今後、いずれ反映するように予算づけもするということで理解してよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

この協働のまちづくりということは、これからのまちづくりの相当大きな部分を占める大きな柱になっていく要素だと思っております。ですから、今、自治会活動等に助成をさせていただいておりますけれども、これは、言ってみれば、まず手始めということで、究極的にはさまざまな町の活動に対して、やはり財政的な支援も伴いながら、自主的にまちづくりに参画していただくと。それが自主自律をしていく最も基本的な部分だと考えておりますので、予算、あるいは支援の幅程度については、これはまだ今いかにほどというような考えはお示しできませんけれども、基本的に、やはりそういうようなところに予算も含めて厚くしていかなければならないということは、全く佐川議員と同じでございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 上富良野でも私も一応調べたことがございますが、本当に、読み聞かせのボランティアの方だとか、いろいろなボランティアをしていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいます。

それで読み聞かせのほうなのですけれども、当初、1団体に年間3,000円で、教育関係のほうから少し加算されたということを知りまして、今は、現在8,000円ということになっておりますけれども、何人の方がボランティアをされていて、本当に交通費にもならない。ボランティアの活動はもちろん無償でさせていただいておりますが、私もたくさんボランティアをやっておりますが、本当に行政ではできない、学校の先生ではできない、ほかの部分で一生懸命努力して、町の活性化につなげようとして努力しているのです。このできない動きをどういうふうにとらえていくかということが、行政の立場で、これからの地域意識もありますので、そこら辺がすごく重要になってくると思います。

上富良野町の町政運営改善プラン23というのがこの間出されて、私、目を通させていただきました。実践スケジュールです。総務課として出している部分がございます。これ、NPO団体や運営に関する支援策、それだとかボランティアの推進、住民提案の事業化予算の創設、いろいろこういふふうに予算化に向けて動いているのだということで理解してよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答え

させていただきますが、特にボランティア活動についてどういうふうに進めをしていくかということは、非常に幅が広くて、一律には申し上げられませんが、行政が少しのお手伝いを、財政的にのお手伝いをすることによって、非常にその働きを高めていくことができる可能性を持った活動、あるいはそういう財政措置を講じなくても、環境を整えることによって活動が促進されたり充実されたりすることなど、あるいは、一方では、そういう組織も持たず、グループも持たず、個人の力で地域の中でこつこつとしっかりと町のためにいろいろな支えをしていく方、多様でございますので、それは予算を伴うものについては予算を伴って、あるいは環境を整備することが大事であれば、そういうふうにもその方面に力を入れるなど、それはその事案によって柔軟に対応していくようなことを想定した計画となっております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） これから地域力を伸ばすために無償で働いている人たちに、町長がおっしゃいます光を当てるように頑張っていただきたいというふうに思っておりますが、自治活動奨励補助金というのがありますが、今後予算化に向けた場合に、これとは別な枠で考えていくのか、それとも、この中に新しいものをつくっていくのか、その辺はどのようにお考えになるか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

その予算の名称だとか呼称については、まだ具体的に検討している段階ではございませんが、いずれにいたしましても、今、自治活動に奨励補助金という制度がございますので、これは制度を改めなければまた広げられないものでありましたら、制度の改善も必要ですし、今の制度の中で取り組みができるものでありましたら、またそれは柔軟に見直して幅を持たすということも考えられますので、これは少しお時間いただいて、中身を精査させていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 私もいろいろと調べたのですけれども、実は先日、旭川市に行って調べてまいりました。旭川市はすごいのですよ。地域の住民の力を伸ばす、それ1点に、地域力を目指していくのだという。そして、多様化する市民のニーズや複雑化して見えなくなっている地域の課題に効果的に対応し、市民ニーズに合ったきめ細かな公共サービ

スを提供することが大事なのだというふうになっているのです。上富良野町も、旭川市でつくっている市民の企画提案による協働のまちづくり事業、これをぜひ参考にして進めていただけるかどうか、その辺、旭川市だけではないですけども、ほかの市も調べましたけれども、ほかの町を参考にして、ぜひ具現化をしていくという考えにたどり着くようにするためにはどういうふうにしたらいいか、町長に伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

協働のまちづくり、それぞれ自治体によって呼び方は多様でございますが、旭川市の取り組みについても今お述べいただきました。私も自慢話するわけではございませんが、ほかの自治体の皆さん方から、上富良野の協働のまちづくりはすばらしいというふうにお褒めをいただいております、これはそれぞれの自治体が取り組みをしております、どこがいい、どこが劣っているということではないと思いますので、これからさまざまな事例、あるいは町独自の協働のまちづくり推進委員会等にもお手伝いいただきまして、さらに中身の濃いものに、そして、私の思いの原点は、かつてこのような超近代的な文化生活ができる以前の、本当に住民が一人一人、隣近所が一人一人支え合ってきた、そういうまちづくりの原点が協働のまちづくりだと考えておりますので、私としては、そういう方向へ目指したまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。よろしいですか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） ぜひ、ボランティアの精神を持った、私たちの町に住んでいる中のそういう動きを、そういう火を消すことのないようお願いすることについて、町長にもう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、ボランティアも当然でございます。あるいは、ボランティアというような形の見えない中でも、必死にまちづくりのために汗をかいてくれている方もたくさんおられますので、そういう方々の思いを大切にまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番

佐川典子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、3時20分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時20分 再開

議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番岩田浩志君の発言を許します。

3番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してあります2項目について質問をいたします。

1項目め、公共工事等の入札についてお伺いをいたします。

町の本年度の一般会計予算については、前年度並みの予算編成が行われたところでありますが、依然と厳しい財政状況に変わりがなく、各公共事業は減少の一途であります。また、これまで建築物の修繕等についてはなかなか整備できなかったが、平成21年度、平成22年度に実施された経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、地域活性化交付金、きめ細かな臨時交付金等により修繕等の整備が促進された。中でも、各建築物の屋根や外壁の改修等については、これらの交付金等により整備が行われた。

そこで、特に塗装工事に関する公共工事入札について、下記表に基づきお伺いをいたします。

(1)塗装工事に関する入札について、工種が塗装、建築、その他となっているが、指名業者が塗装業に限定されている。その理由をお伺いいたします。

(2)塗装工事に関する入札に町外の業者が指名されているが、建設業は総合的な資格を持ち合わせているので、町内の建設業者を指名することができないのか、お伺いいたします。

(3)これらの工事について、入札予定価格がどのように設定されたのか、お伺いをいたします。

なお、表については朗読を省略いたします。

(4)平成22年度より公共工事等に特別簡易型総合評価落札方式の導入が計画されていたが、運用状況についてお伺いをいたします。

続きまして、2項目め、行政運営についてお伺いをいたします。

これまで各常任委員会で報告があった所管事務調査報告、平成22年第1回定例会での総務産建常任委員会所管事務調査報告、平成22年第3回定例会での総務産建常任委員会所管事務調査報告、平成22年第4回定例会での厚生文教常任委員会所管事務調査報告に対し、町の協議の経過、結果について、

また、町長の指導のもと、どのように反映されているのか町長にお伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、公共工事等の入札についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

公共工事の入札につきましては、予算の効率的執行を図りつつ、納税者の負担にこたえる観点から、透明性を確保しつつ、適正な競争のもとで優良な施工を実施することが不可欠な要素であり、一般競争入札が原則とされております。

しかし、本町におきましては、不適格事業者の排除などを目的として、条件つき一般競争入札や指名競争入札を多用している現状にあります。

まず、1点目の塗装工事に関する入札の工種についての御質問ですが、議員お示しの資料に記載されております工種につきましては、例年4月に公表しております当該年度の発注予定に掲載しているものでありまして、入札の段階におきましては、適切な積算のもとで事業費規模をもとに、どの工種が主体なのかを判断して、入札参加者指名委員会において、工事内容に適した工種の中から入札参加者を指名しているところであります。

よって、4月の公表段階は、概要でお示していることを御理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の塗装工事の入札に町内建設業者を指名できないかとの御質問であります。建設業法では、それぞれ工種ごとに許可しており、町では、この建設業法に基づいた工種別の指名を行っているところであります。

このようなことから、塗装工事の入札に当たって、塗装工事の許可を有する業者を指名することとしている点を御理解いただきたいと存じます。

次に、3点目の入札予定価格の設定についてですが、北海道建設部で発行する営繕工事積算単価表を使用し、これらの公的単価表に積算のない単価等につきましては、専門業者の見積もり等を参考として事業費を積算した上で入札予定価格を決定しているところであります。

次に、4点目の特別簡易型総合評価落札方式の運用状況についてですが、町におきましては、特別簡易型総合評価落札方式試行要綱を制定いたしまして、比較的技術的な工夫の余地が少ない工事で、予定価格3,000万円以上の工事を対象として、平成22年4月から試行的に運用しているところであります。

平成22年度におきましては、この制度は一般競争入札が前提のため、入札までに約2カ月間程度時

間を要することなどから、補助事業等に適用するには制約事項が多く、対象事業がなかったことから、適用には至っておりません。

今後におきましては、適当な対象事業がある場合には、積極的に適用してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの行政運営における議会各常任委員会の所管事務調査報告への対応に関する御質問にお答えします。

各常任委員会の所管事務調査として、議会閉会中の継続調査に付託された事件について、それぞれ精力的に調査され、定例町議会の折に、その報告がなされておりますことに、敬意をあらわすところであります。

議長からも、報告の都度、今後の行政運営の参考とされるようお言葉をいただいているところであります。

私といたしましては、これらに加え、町としての調査研究などとあわせて、各種施策に反映できるよう鋭意取り組んでいるところであります。

今後におきましても、議会における調査研究を十分に参考にさせていただきたいと考えております。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） まず、公共工事の入札の1点目の質問に再質問させていただきます。

この表に、建築、塗装、その他ということで工種が掲げられてありますけれども、これは年度当初の予定表から見ても変更することもあるということなのですけれども、この予定表を見て、例えば、建築業者であれば、これは建築だから建築の仕事なのかなということも予定されている業者もいるのかなと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

この4月にお示しいたします予定表に基づいて、それぞれ該当いたします事業者の方々がどのように判断されているかということについては、私どもでは知り得ないわけですが、こういった概要についてお示ししながら、個々の工事につきましては、都度、指名委員会等におきまして、先ほどのお答えで申し上げましたように、どういった工種が適当なのかということを決めて指名をさせていただいておりますので、こういったことで不都合だというような声も私の耳には届いた経過もございませんので、御理解いただいているものかなというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それから、この表に、塗装業者の入札に関して建築とありますけれども、ここで建築、塗装という振り分けというのは何か意味があるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 特に意味は持っておりませんけれども、それぞれの事業によって担当者が違うことなどから、担当者の判断によって、その振り分けが表示されているというような部分もあるというふうに現場から聞いております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 1点目についてはわかりました。

次に、2点目の質問について再質問させていただきます。

町長の御答弁で、塗装工事の許可を有する業者というふうにありますけれども、この塗装工事の許可という点については、建設業者も皆さん持ち得ていると思うのですが、その点についてお伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 建築業者の方々も、塗装の許可をお持ちかどうかという御質問でございますが、私の認識といたしましては、町内はわかりませんが、一般的にそういう許可もお持ちの業者もあるでしょうし、あるいは、そういった個別の許可を有していない業者もあろうかと思いますが、これは個々についてはちょっとわかりかねます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） どうもちょっと認識がお互い違う部分もあるのかなということで、一般建築業を持っていると、塗装もないと住宅を受けることができないうことで、当然ほとんどの方が持っていると思います。それで、この点については、建築業者の皆さんが3年ぐらい前までは、このような塗装業者に発注されるのではなくて、主たる工事が塗装であっても、建築業者に発注されたということで、3年前から変わってしまったと。この点について、例えば、尾岸町長から向山町長にかわって方針を転換されたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 私が就任させていただきましてから、これらについて見直したことも、あるいは仕組みを変えたこともございません。従来どのような形だったかということも存じておりませんが、現在行われている形がすべてでございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それで私も、建設業者からいろいろ情報をいただいていたのですけれども、やはり自分で確認していきたいということで、昨日、上川振興局の担当官のほうにお話を聞きました。そうしたら、発注者の考えで建設業にも、塗装業にも発注できるということでございます。ですから、この表に載っている工事に関しては、すべてを建設業に発注することもできます。これは発注者の考えです。

それで近隣の自治体をちょっと調べさせていただくと、入札で見える限りは、低額の二、三百万円ぐらいの工事については塗装業者に発注している部分もありますけれども、1,000万円を超えるような工事に関しては、ほとんど建築業者に発注されている状況でございます。

それで担当官にもこの塗装業ということでちょっとお伺いしたところ、一般的には塗装単体の工事がほとんどだと。ここでいう塗装工事というのは、道路のライン引き関係をもとに設定されたということで、軽微な塗装に関しては塗装業者に発注ということで、近隣の自治体でも500万円以上の塗装業者の発注が私の見る限りではありません。ですから、どこの自治体も、どこからどこまでという厳密な線引きがない中で、発注者の考えで発注しているということでございます。

その点について、町長と私の考えがちとずれているのかなという感じがしたのですけれども、この点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

制度的な部分につきまして必要でありましたら、担当課長から御説明申し上げますけれども、どういう業種の方々に、あるいはどちらの業種の方々にということにつきましては、それは現在、上富良野町の指名委員会等で持ち合わせておりますルールに基づいて、あるいは一般的なルール等を引用いたしまして運用されているというふうに思っております。発注者の私が入札以前の、仕事の内容がどうあるからどちらに指名、あるいはどちらにウエートを、どういう業態の方にとすることは、これは一切申しもおりませんし、これは仮に岩田議員と理解が違って、これはそういう意図を持って思いを発するものではないというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 3番岩田議員の建

設業の分類等に関する御質問もありましたので、その点、私の担当のほうからお答えしたいと思います。

業種的には、28業種に分かれた許可制度が建設業法という法律に基づいて設定されてございます。この中で、特に建設一式、それから土木一式という特例の二つの建設工事許可があるわけですが、法律上の許可制度を運用する上で、この二つの一式制度というのがどうして設けられたかというところを若干説明すれば御理解いただけるかなと思いますので、少し時間が長くなりますけれども、御説明申し上げます。

各市町村レベルで発注を行うわけですが、例えば、離島など単独の市町村で形成されている、隔離されたようなところについては、この業種すべてがそろっていないというような場面も多くあります。あわせて、極めて大規模な工事に至りますと、この工種の種別がほとんど、例えば建築でいいますと、15業種とか20業種が絡むような工事がございまして、これらをすべて分離発注するという点については非常に施工上問題があるということで、比較的この中で工種別に分けて大きな要素を含んだ部分を主体工事とみなしまして、その主体工事をなす業種区分で発注できるようにするという趣旨がございまして、これが特に土木一式、それから建築一式ととらえられるものでございまして、これらに該当する業種取得者は町内業者に多数ございまして、問題はございませんけれども、例えば今回話題になっております塗装工事につきましては、実際のところ、1業者のみ指名登録名簿に載っているという関係でございまして。

この登録につきましては、3年以前、実は上富良野町にございませんでした。そのため、便宜的な、要するに離島とか、そういう業種がそろわない発注方式を準用いたしまして、建築一式という扱いの中にもみ込んで発注してございましたけれども、現時点で1業種、1業者がございまして、明確に発注分類を塗装といたしまして、競争が発生するように町外業者を含めて発注するという形式をとってございまして。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） どうして町内の建築業者に発注することができるにもかかわらず、それを町外の業者と競争させて、言葉は悪いですが、町外に仕事が流れていくような状況をあえてつくって仕事を発注しなければいけないかというのがちょっと理解できないのと、近隣の自治体でもそういうような方法で当然一般建築業に発注してございまして、特

に道のほうの仕事に関しては、かなり低額の工事についても建設業に発注されているという状況でございます。その辺について、もう一度お伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどからのお答えと重複いたしますけれども、私といたしましては、適正な競争原理が働くこと、理想論で申し上げますと、一般競争入札でございますが、そういうことは、実態としてこのような地方にはなじまない部分もございまして、今の制度で行っておりますが、岩田議員の御質問にあるような、そういう公平性あるいは透明性を欠くようなことは私はないというふうに理解しております、これからもこのような形で工事が進むような仕組みでいくことを想定しておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 現在、町でどういうことが起きているかということ、昨年、建設業者で町の仕事が1本もとれなかったと。経営努力が足りなかったと言ってしまうばそれまでなのですが、それで中富良野に看板を移そうかといった話も聞いてございまして、例えば、ことしの予定表を見て、建設の仕事がないから技術者を解雇したと、こういう建設業者もございまして。

そういった中で、今本当にモラルがなくなって、逆転状態で、これまで塗装業者に下請していたものが、今度、塗装業者から建築業者が仕事をもらっていると。例えば、この中で極めつけは、平成23年3月31日の吹上保養センター屋根改修工事でございます。これについては、建設業者がこれが塗装屋の仕事かと。よそから来られた業者も、上富良野の建築屋さんには町長にばかにされているんじゃないのと、そういった話も聞かされました。私もこれまでそのような実態だとか仕組みだとかなかなかわからない中で来て、そういった話を聞かされたので、ちょっと調べてみますと、やはりそういったことで首長がそのバランスを考えて仕事の発注をしているというふうにはほかの自治体ではそのような方法でやっているのだなというふうに感じました。

そこで、町長がそのままこの方式を取り入れていくということであれば、金額に関係なく工事の内容が塗装が主体であれば、5,000万円であろうと、6,000万円であろうと、こういう方法でいくということでもう道筋をつけられたのかなというふうには私はとらえております。

そこで、例えばこのまま町が塗装工事でいくとい

うことであれば、きのうも担当官に聞きました。そうしたら、経営審査決定書で指名願を出すことが、現在の町の建設業者皆さんできます。ただ、それには3カ月、4カ月の時間を要します。そういうことであれば指名願を提出することができるということでもありますけれども、このような小さい町で塗装業者とそういった建築業者がその仕事を取り合うといったことも決して好ましい状況ではありませんし、例えば、ある隣町では建設業者と塗装業者が2者で入札を行っているところもございます。これに関しては、できるだけ町内に仕事をということで建設業者にその申請をしていただいて、2者に整えたのではないかなと私は想像するのですけれども、そういったことを考えれば、当然こうやって町外の業者と競争させるのであれば、町内にも指名願を出していない業者が3社あります。塗装工事業の看板を上げている業者。この方々にここ近年、そういった照会、行政指導等をしたことがあるのでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、前段でお話ございました、他の許可を得ている方が、今御質問にありますような他の許可を得て、そして指名願を出すということは、これはルール上大いに結構なことでございますし、そういう道は閉ざされているものではないというふうに理解をしております。

そういうことから、そういう参加できる前提は努力をしていただければ、いつでも、いつでもといたしますが、年の区切りはございますけれども、そういう道はありますので、大いに頑張っていただければと期待するところでございます。

また、他の指名願の出していない、許可を得ていない業者について、行政指導をしたかというようなお尋ねでございますが、そういう情報提供等はされてきたことあるのかなと思いますけれども、町が指導をするというような立場に果たしてあるのかどうかということは、私といたしましては、お答えできるような知識は持っておりません。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 3社に私確認したところ、ここ近年、そういった照会ありませんと。大工さんから指名願、書類をそろえて出しなという、そういった勧めはありましたけれども、行政からそういったことはないということでございます。

また、建設会社におかれましては、これまで、なぜそういうふうに変わっていったのかなという説明がないままこのようになったということで、困惑しているうちにここまで来たということでござい

す。

そういったことで、このままこういうふうに行くというふうことを明確にされるのであれば、当然、私からもぜひとってくださいということでお話しするよりしようがないのかなというふうに考えておりますけれども、ほかの自治体から見てもかなり状況が違う中で、担当官のお話でも、例えば、このような高額の工事が塗装業者に発注されているというお話をしたら、一般的ではございませんねというお答えをいただきました。できるということで、可能性ではどちらでもできるということでもありますから、発注者の意思でこういうふうになっているのであるというふうには私は認識しております。

その点について、町長は今後このままこのような方法を続けるということで認識してよろしいですか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

何度も同じお答えの繰り返しになりますけれども、それぞれの工種に応じた許可を得ている方々がそれぞれ適正に競っていただいて、そして、投資効率の高い仕事をしていただきたいということが大前提でございますので、そういう機会を得られる機会は皆さん持っておりますので、ぜひそういう本来あるべき姿、私の思っております本来のそういう仕組みの中で、これから町として対応することが望ましいというふうに私は理解をしているものでございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） この点について、もう1点確認しておきたいのは、町内の建設業者に発注すれば、ほぼ100%町内の塗装屋さんとその仕事が回るというふうには私は認識しております。そんな中で、このように町外の業者に当然塗装の仕事がいつでも、全然そういうことについては町長としては何ら構わないことだというふうには受けとめてよろしいですか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えいたしますが、そういう先を想定して町の事業を発注するというような想定は持っておりませんので、こういう場面でそういうお答えをすることは、私といたしましては、適当でないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） わかりました。

それでは次に、3点目の質問に移りたいというふうに思います。

この北海道建設部で発行する営繕工事積算単価表、通常、業者が道単価と言われるものかなというふうに思っておりますけれども、この部分については、各業者さんもかなり厳しいのだという話を聞いております。

それで、ここで2点ほどちょっと、実際の積算内容を伺いたいと思います。

まず1点目は、平成21年3月30日の塗装工事、町営住宅整備工事、4,200万円落札額のこの工事の予定価格の設定方法を具体的にお示しいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 積算の根拠でございますけれども、当然、道単にあるものは、例えば足場工なら、足場工は道単にきちっと載っておりますので、それは道単を使用しております。塗装のことについては、中には、ほとんど道単には載っていない単価がございますので、見積もりを徴収して積算してございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 道単価にない部分は業者の見積もりということでありましてけれども、その業者の見積もりというのは、どこの業者の見積もりでございましょうか。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 上富良野町内業者でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それは1社なのですか。それとも、例えばほかの建築業者だとか、他の塗装業者だとかからも見積もりをとっているのかどうか。額が高額なので、その点の方法を聞きたいと思っております。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 町内業者1社でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） もう1点、平成23年3月31日の塗装、吹上保養センター屋根改修工事についても伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 上富良野の保養センターも同様でございます。

ただし、中には、改修工事の中に、工種の中に、全体を100といたしまして、約85%が塗装工事でございます。あとの残りの15%は、主に、相当

屋根が傷んでいる部分がございますので、屋根のふきかえ部分も設計の中に入っております。

見積もりの業者につきましては、先ほどの町営の公営住宅と同じ方法をとっております。

以上です。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） わかりました。

次に、4点目の特別簡易型総合評価落札方式の質問に再質問をさせていただきます。

これは私も一般質問で提案させていただきまして、平成22年4月から試行的に運用しているということでもあります。

それで、ここで制約事項が多くということでありましてけれども、ちょっとどういうことなのかかわからないので、説明をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 3番岩田議員の質問にお答えをいたします。

私、入札全般の業務を担っておりますので、その点で御回答させていただきたいと思っております。

いわゆる総合評価型の入札制度ですが、基本的には一般競争入札を原則としておりまして、その応札をしたものから、いわゆる地域の貢献度ですとか熟知度、これらをもとに、別に点数制度をつけておいて、その点数と掛け合わせて、応札金額とあわせて行いますが、いわゆる一般競争入札でございますので、告示から実際には落札者を決めるまで、審査会等の準備がございますので、おおむね2カ月程度かかるなど。そういったしますと、補助事業の場合には、概算要求をして、交付申請をして、それからの着手ということになりますので、時間的にも非常に、そういう意味で制約が多い。したがって、この補助事業にはどうしてもなじまないという観点でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 補助事業ということで、そういう制約が多いという内容はわかりました。でも、3,000万円を超える一般財源の事業というのはなかなかないのかなというふうに想像するのですけれども、その中で、例えば、対象となり得るような町内業者等のカルテあたりは既にできているのかどうか、伺いいたします。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 3番岩田議員の御質問でございますが、先ほど冒頭御説明いたしましたように、この評価方式でいいますと、町内限定で行うものとは違います。いわゆる入札制度につきましては、これまでの歴史をかんがみて、いわゆる透明性

を確保すること、競争性を確保するということは、今も不変の課題になってございますので、上富良野町内、もしくは富良野圏域だけで、これらの総合評価方式を実際にやるなんていう制度ではございませんので、少なくとも、例えばやるのでしたら、道内の地域限定にするのか、これは考え方いろいろありますが、いわゆる町内業者のみで行う制度ではないということだけ御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それはわかっているのです。それで、少なくともこれまでの工事を勘案して、町内の建築、土木業者のカルテ程度はもう既に準備が整っているのですかということを知りたかったのですが。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 3番岩田議員の質問にお答えをいたします。

いわゆる工事につきましては、上富良野町で発注した工事につきましては、その工事の内容をもとに点数化をしております。その品質に関して。ただ、受注実績のないところについては、上富良野町の評価はございませんが、いわゆる一般的なこの業者さんの点数、通信簿は、既にございます。ただ、指名競争入札ではございませんので、どういう方が応札してくるのか、応札の後にこれらの工事が適切に施工されるのかどうかの審査をしっかりとすることになっております。

したがって、今現在のどういう方が入ってくるのかは、うちに登録のある業者の名簿はもう既に持っておりますが、その方々がどこまで応札になってくるのかは、まだ結果としてはわからないということでございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） わかりました。ある程度準備は整っているということで、もう既に運用できる状況にあるということで理解をいたしました。

それで2項目めの行政運営についてということで、これまでもそれぞれの委員会で所管事務調査を、きょうもさせていただきましたが、町長になかなか具体的な答えがいただけていないのですけれども、この点について、もう少し具体的な動きがあったのかどうか。例えばホームページ等々でもなかなか読み取れない部分がありますので、この点、もう一度お伺いをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

所管事務調査等をどのように活用しているのかというような御質問、加えて、それをどのようにそれ

ぞれ原課に指示をしているのかというようなこともあわせてのお尋ねだと思っておりますが、先ほどお答えさせていただきましたように、議長から、その都度、これらの調査結果を十分に行政施策の中で生かしていくようにということでお言葉も賜っておりますし、また、実際、それを具体的にどの部分にどういふふうに生かすというような、そういう具体的に形として残したり見えたりするというような、そういうような形態はとっておりませんが、平素、私ども役場の内部で調査研究をしていることなど、あるいは所管の委員会において調査研究をされていることなど、多重的に組み合わせて、最終的、私が政策をつくる段階で大いに活用させていただいているということで、形や仕組みであらわすことは、これはでき得ないことを御理解いただきたいと存じます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 私はできると思うのですよね。例えばきょうの報告にしても、例えば各担当所管に、これを内部協議して、レポートを私に提出せということで、それに町長が魂をつけて、すべてをしてほしいとか、そういうことを言っているわけではなくて、しっかり見えるような形で内部協議並びにどの部分がどのように反映されているのかというものを、やはり町長が示すべきだと私は考えるのですけれども、その点いかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の2項目めの御質問に再度お答えいたしますが、私も議員の時代、委員長として責任者として調査をした経験もございまして、現在も当時も、これは独自に調査をして、そして、行政運営に役立ててほしいということが私は精神だと思っておりますので、私、今、行政執行を預かる立場として、それを広義に受けとめまして、さまざまな場面で役に立てたり、あるいは活用させていただく部分については、それは大いに活用させていただきますとともに、さらにそれに内部の調査研究等も重ね合わせて、より一層仕組みがしっかりとした政策立案をしていこうという思いでございます。今岩田議員からお話もございましたが、それは政策手法の問題でありまして、それは個々の価値観でございますので、私は私としての方針を持って行政の施策の組み立てに当たっているということで御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、3番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

次に、7番一色美秀君の質問を許します。

7番（一色美秀君） さきに通告いたしました1項目について質問いたします。

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の第5期

プランについて。

(1)ひとり暮らしの独居世帯、夫婦のみの老人世帯が増加しております。特に、独居世帯の増加が著しく、今後ますます世帯の変化が家族介護体制を弱めるため、社会的な介護体制が重要になります。

第4期、これは平成21年度から今年度、23年度まで、町が掲げる基本目標といたしまして、高齢者が可能な限り家庭や住みなれた地域で健やかに暮らし続けられるよう、地域住民の参加のもと、これからの高齢社会を支える人材の育成や住民相互に支え合うことのできる地域社会を目指します。健康づくりや介護予防を積極的に推進するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を進め、また、高齢者が今まで培ってきた知識や技術、あるいは人と人のつながりを地域活動に生かし、高齢者がさまざまな分野で活躍できる活力ある地域社会を目指しますとございますが、その具体策と進捗状況はいかがでありましょうか。

(2)といたしまして、小規模多機能型居宅介護とその実践のため、町としての施設の設置計画についてお伺いいたします。

小規模多機能型居宅介護の基本的な考え方は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するものであり、まさに地域に密着した施設であります。空き地、空き店舗を利用し、商店街とも連携し、相互協力と多くの雇用を生み出します。さらに、国より100%助成金、3,000万円が利用できるので、早急な取り組みが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点でよろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険に関する2点の御質問でございましたが、まず、1点目の高齢社会を支える人材の育成や支え合い、また高齢者の生きがいづくりと社会参加の目標についての御質問ですが、人材の育成や支え合いにつきましては、ボランティア活動やふれあいサロンのような地域支え合い、認知症サポーター研修等、住民お一人お一人が参加可能な形で推進を図っているところであります。

また、高齢者の生きがいづくりと社会参加につきましては、老人クラブ活動やいしずえ大学、高齢者事業団活動、生きがいデイサービス、元気はつらつ塾自主グループ活動等、さまざまな社会参加の輪が広がっております。

次に、2点目の小規模多機能型居宅介護施設の設

置計画についてであります。村上議員の御質問にもお答えいたしましたように、地域密着型の小規模多機能型居宅介護の充実を積極的に推進してまいりたいと考えております。

計画推進に当たりましては、町が設置主体となるのではなく、民間事業者が主体となるような方法で推進を図ってまいりたいと考えております。

また、空き地、空き店舗などの利用につきましても、その可能性を探ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） いきいき長寿プランかみふらのによりまして、現在、第4期でございます。ことしの平成23年度まででございますけれども、重複いたしますけれども、その基本目標に先ほど申し上げましたとおりのことでございます。さらに、その具体策と進捗状況、また、5期のプランも策定しつつあるのではないかと思いますけれども、ただいま町長の答弁では、非常に私の質問に対して何の回答にもなっていないのではないかと存じます。本当に高齢者が可能な限り住みなれた土地で健やかに暮らしていけるのか。こんなことをやっているのだと、また、これからどのようなことを策定しているのだという具体策を示していただきたい。特に、第5期プランはどのようになっているのか教えていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

この住みなれた上富良野で一生住み続けてほしいという願いを強く持っていることは事実でございます。それにつきまして、既に御案内だと思っておりますが、介護予防事業等、積極的に取り組みをしております。さまざまな高齢者のとじこもり等が起きないように、事業名は幾つもございますが、いちいち申し上げませんが、そういった介護計画に基づきまして、また町独自のいきいき長寿プラン等に基づきまして、それぞれの個々の事業がしっかりと取り組みがなされているというふうに考えております。

とりわけ、寝たきりにならないように、あるいはとじこもりにならないようにというようなことには特に力を入れておまして、既に議員も御案内だと思っておりますが、先ほど申し上げましたような事業に取り組んでいるところでございます。

そういった一つ一つの取り組みが、安心して住んでいただけるようなまちづくりの、私はしっかりとした基礎になっているというふうに理解しておりますので、一つ一つの進捗状況、あるいは経過等につ

きましては、御説明する資料も今持ち合わせておりませんが、確実にその目標に向かって、しかも5期の目標に示しておりますような形に向かって進んでいることだけは申し上げられると思います。必要であれば、個々の事業につきましては、担当のほうから御説明申し上げますが、私のほうからは以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 平成20年度の5月1日現在で、我が町の人口が1万2,226名、そのうち65歳以上の高齢者は2,912名で、高齢化率は23.8%でございますけれども、私もちょっと資料があれなのですが、昨年度の高齢化率ですとか、さらに平成26年度、また平成30年度ごろの予想高齢者の率がわかりましたら、わかる範囲でよろしいのですが、教えていただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥雅彦君） 7番一色議員の御質問にお答えいたします。

今現在持ち合わせております平成26年度現在の見通しとしまして、65歳以上の高齢化率につきましては、28.2%を予定して、そういうような見通しとしてございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） あと3年後に約28.2%、平成30年度になればさらに進んでいくかと思われまます。まさに、ここ数年間のうちに3人に1人が高齢者、65歳以上を占めるということになります。本当に目の前のことであり、避けて通れない現実だろうと思ひます。

これは、今すぐにでもこれに対する対策を打ち出して実行していかなくては、策定を待ってではなかなか間に合わないのではないかと思ひます。

それとちょっと話は飛びますけれども、先ほど村上議員の質問にもございましたけれども、ラベンダーハイツの所長さんにお伺いいたしますが、ラベンダーハイツでは、現在の待機者の数はゼロだということをお伺いいたしました。入所する介護の認定の度合いによってさまざまな、そういうことだろうと思ひますが、介護の認定の度合い、入所するための度合いですが、それをちょっと教えていただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 一色議員の御質問にお答えをいたします。

ラベンダーハイツにおきます現在の待機者の状況

でございますけれども、6月11日現在で30名でございます。ただ、さきの村上議員さんのほうの町長からの答弁にありましたように、いずれも現在入院中、あるいはほかの施設へ入っておられる、あるいはラベンダーハイツのショートを活用しながらということで、30名の中でもうせば詰まった状況という方はおられないというところまで町長のほうから答弁をさせていただいたところでございます。

介護度等の関係になりますけれども、ラベンダーハイツにおきましては、やはり重度の方が中心となりますけれども、今、在宅の方で重たいという方は、5の方は1人しかおられなくて、あと4の方が6名ほどですか、その方たちも在宅の方はショートを活用しながら、順が来るのを待っているという状況でございます。本当にあしたにでも入らないとどうにもならないという状況ではないということは、さきに町長のほうから答弁させていただいたとおりでございますので、以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） わかりました。実は、ラベンダーハイツのほうに申し込まれた方から直接聞いた話なのですが、やはりその方は、入る入らないは別といたしまして、実際に自分が動けなくなったときに家族に迷惑をかけたくない。ラベンダーハイツに申し込みをしておけば安心だと。安心を買っているのだというようなこともおっしゃっていました。

皆さん、自分のこととして実際に考えてほしいのですけれども、もし自分が認知症になったり不自由になったときに、できるだけ地元で、身近な隣近所の人だとか友人、幼なじみに囲まれて生活したい。でも、その場がないわけですね。非常に上富良野の場合は少ないわけでありまます。他町村に流れているわけでありまます。

最近、こんな例があります。90歳ぐらいのおばあちゃんなのですが、最近、大変物忘れが激しくなっています。いつも私配達しているのですが、いつの間にかいなくなっております。家族の人にお伺いをしますと、遠くの養護施設に入ってもらったそうでございます。そうですか、ぜひお会いしたいとお見舞いしたいと伝えまますと、勝手に行かないでくれと。会うと里心がついて困るのだと。そう言われました。本人はきっと寂しい思いしていると思ひまます。環境によっては回復することもあるのに、余計に認知症が進むのではないかと思ひまます。

これが残念ながら、今上富良野町の現実で受け皿がございません。これは本人と家族のみならず、この町にも大きな損失だろうと思ひまます。なぜならば、介護保険という大きなお金が入ってまいりま

す。それが一人、また一人と流出することによって、介護保険料のみならず、それにかかわる経済行為が、お金が他町村に流れております。その防止策のためにも、次に掲げました小規模多機能型居宅介護と、その実践のため、町としての施設の設置計画があるのかどうなのか、そのことについて、再度、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 一色議員の居宅介護施設に關します御質問にお答えさせていただきます。

前段で御高齢の方の施設介護の状況等もお聞きいたしました。特別養護老人ホームのような施設が必要なときに必要なところにあるということが望ましいわけでございますが、これはなかなか一朝一夕には対応が大変難しいという実態も御理解いただいていると思います。

そこで、そういうような施設介護に至らない、前段で居宅型の施設介護をもって、そういう対応を図りたいというのは、先ほど村上議員のお答えでも申し上げましたように、町としては非常に積極的に考えております。特に、民間の事業者等から打診をいただいていることも事実でございますし、むしろ町のほうからも、そういうような事業者に対しまして積極的にアプローチをしようという考えも持っております。この5期の介護保険事業計画の中では、特に居宅型の介護施設については力点を置いた政策を掲げたいというふうに考えておりますので、一色議員がお尋ねのような仕組みを一日も早くつくれるように努力してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 先ほどの町長の答弁にありましたように、地域密着型の小規模多機能型居宅介護の充実を積極的に推進したいと考えているというお話でございます。

ただ、計画の推進に当たっては、町が設置主体となるのではなくて、あくまでも民間事業者が主体となるような方法で推進したいということですが、ここでちょっとお尋ねいたしますが、小規模多機能型居宅介護ということはどのようなものなのか、実態を本当に把握しているのだろうか、大変失礼でありますけれども、この小規模多機能型居宅介護がどういうものであるということを少し、もし説明いただければお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 詳細の施設の中身等については、すべてを理解しているわけではございませんが、まず、私ども一般的に目にいたしますのは、やはり認知症の方々に対応するグループホーム、あるいは通所に対応できるの方々に対応する施設、あわせ

て、ショートでお泊まりいただきながら対応する高齢者のための施設、そういったような事業をする多機能型の施設等々があるかと思いますが、非常に広範な対応の施設があるというふうに伺っておりますが、その一つ一つについてはお答えする知識は持っておりませんが、いずれにいたしましても、在宅で介護ができるようなことをサポートする仕組みだというふうに理解しておりますので、もし個々のどういったような施設があるのかということでのお答えが必要でございましたら、担当のほうからお答えさせていただきます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 実は先日、私、美瑛町の社会福祉法人、慈光園が経営しております小規模多機能ひなたというところを見学してまいりました。美馬牛の駅のすぐ前にございます。

年をとって、住みなれた自宅でなれ親しんだ環境のもと、なじみの友達とかかわりを持ちながら暮らし続けたいとだれもが望んでおります。自宅は自分の部屋であり、道は廊下であると。施設の職員が居間にお邪魔するように自宅を訪問し、日中の集いの場として食堂に集まるふうにして事業所に通うと。普通の家でゆっくりと暮らすのだというような施設でございます。

ちょっと時間をいただいて、このひなたの簡単な説明をさせていただきますけれども、利用登録定員が18名でございます。通いの定員が9名、泊まりが4名でございます。これは介護保険の認定を受けた人が利用登録をして利用するわけでございます。

この小規模のサービスの利用は、非常に安くございます。料金をちょっと説明いたします。基本料金は月額が要支援1の軽い方4,469円、一番重い要介護5の方で2万8,120円。宿泊費が1泊1,500円。食費は朝が380円、昼、夕食は500円。おむつ代は実費ということでございます。こういった形の中でつくられたわけでございます。

これは、実際の母体になっているのは社会福祉法人でございます。さらにまた、NPO法人もこういうことはできるわけでございますけれども、ただ、民間でやるということは非常に大きな努力が必要でございます。やはりこれはあくまでも町の計画にあるのだと、町の手づくりの計画によって国より大きな支援をいただく、民間を待っているはそう簡単にはできないのではないかと思います。行政がより積極的に地域住民に話しかけ、また商店街に協力を求めて進まなければならないと思いますが、そのような考えはあるかないか、再度、町長にお伺いいたし

ます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

多機能型の居宅介護施設についてでございますが、当初の答弁でもお答えさせていただきましたように、町が事業主体となって実施するというようなことは、今の上富良野の介護計画の中では想定しておりません。しかし、先ほども申し上げましたように、現在、多機能型の居宅介護施設の運営は、そのほとんどが民間で行われているというのが現在の実態だろうと思います。むしろ過密ぎみのところもあるというふうに聞いております。

そういったことで、いろいろな社会福祉にかかわります事業者の方々が、そういった方向に今非常に注目をいただいているということは感じておりますので、町といたしまして、さらに積極的にアプローチいたしまして、今、施設介護に至らないために、そういう居宅介護施設等の整備は重要だと思っておりますので、そういう発信をして、そしてまた誘導策が図られるように、さらに検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 確かにそういう考え方でありましようけれども、実際、現実としては、特老ラベンダーハイツと、それから今現在行われております、いろいろなデイサービスですとか、ホームヘルプ、ショートステイ、それに対応できない、そのすき間を埋める、本当に密着したサービスでございます。これは本当に民間でやるということは非常に大きな努力が必要になってくる。もし、そうであれば、我々、本当に議員も含めて、それから地域の住民も踏まえ、さらにまたケアマネージャーの方、またお医者さん、さまざまな年代の方、また商店街の方、いろいろな形をとって一つの勉強会を設けると。そういう形の中から発足していかなければならない。ぜひ、その中にも行政との、特に行政の方は多岐にわたって詳しい方もございます。そういった人方とともに一緒になって進めていかなければならない。そういった研究会を含めた中から、いずれ本当に自分たちがそれを取り組んでいかなければならない。なおかつ、地元でそれだけの大きな、これからお年寄りの大きなお金が落ちてきても、みすみす外に出さないのだと。循環型に落としていくような形。そして、自分たちがまちの中で地域の住民と一緒に進められる、そういった施設をつくっていかなければならない。

過去に子供たちが多いときには、各地域地域に学校がございました。今は本当に学校が統合されてなくなっております。逆にこれから、我々のような高齢者がふえるときに、その地域地域一つにこういう多機能型の施設があっただけでいいかと思えます。そのためにも、ぜひこれは、個々の努力にもよりますが、行政側のより積極的な取り組み、待つのではなくて、お互いにやろうという姿勢を持って取り組んでいただきたいと思えます。その点について、再度、町長に御意見をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

多機能型の施設の設置だけによらず、今、国といたしましても、地域包括ケアシステム等、そういった仕組みも構築しようとしております。施設を中心とするのではなくて、施設もそのケアシステムの中の一つとして位置づけて、議員が今お話しのような、町民皆さんが価値観を共有して、ともに安心して住めるまちづくりを目指すということ是不変でございますので、そういう中で、何度も申し上げておりますが、居宅型の施設が施設介護に至らないための非常に大きな役割を果たす機能を持っておりますので、議員もこれから、ぜひいろいろなお知恵をお貸しいただいて、政策立案の中に生かしていきたいと思えますので、御意見を賜ればありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

## 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長より報告いたします。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） あす6月22日は本定例会の2日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

午後 4時29分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年6月21日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 村 有 秀

署名議員 和 田 昭 彦

平成23年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成23年6月22日（水曜日）

議事日程（第2号）

議会運営等諸般の報告 議会事務局長

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））
- 第 4 議案第15号 専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））
- 第 5 議案第 2号 平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 3号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 5号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 6号 平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 7号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 8号 平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 9号 上富良野町表彰条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 上富良野町税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 財産の取得の件（除雪ドーザ）
- 第17 議案第14号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件
- 第18 発議案第1号 議員派遣の件
- 第19 農業委員会委員の推薦の件

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	中田繁利君	総務課長	田中利幸君
防災担当課長	伊藤芳昭君	産業振興課長	前田満君
保健福祉課長	坂弥雅彦君	健康づくり担当課長	岡崎智子君
町民生活課長	北川和宏君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君	農業委員会事務局長	菊池哲雄君
教育振興課長	服部久和君	ラベンダーハイツ所長	大場富蔵君
町立病院事務長	松田宏二君		

議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 渡部洋己君

12番 佐川典子君

を指名いたします。

#### 日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、9番中村有秀君の発言を許します。

9番(中村有秀君) 私は、さきに通告をしております一般行政について、3項目8点について質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、住宅火災警報器の設置についてでございます。

設置普及率についての情報共有化ということで、設置普及率の向上については、富良野広域連合消防本部及び上富良野消防署では、各種の周知広報活動を行っております。平成21年12月現在の上富良野消防署管内の普及率は44%と、平成22年2月の富良野広域連合議会で報告をされました。その後、上富良野署は、平成22年10月15日から平成22年11月14日まで実施した住宅火災警報器設置の一般家庭防火査察結果での設置普及率は57.02%となって、平成21年12月より13.02%普及率が上昇しております。しかし、平成23年5月31日付の北海道新聞報道によると、平成23年3月末現在の上富良野町の設置普及率は57%となって、前年の平成22年11月14日まで実施した防火査察と全く同じ数値であります。

平成23年3月末までに町で実施した高齢者世帯

等の住宅火災警報器設置事業は284世帯に設置されたが、その事業によって設置普及率の数値を伺うとともに、未設置者に対しての周知啓蒙活動の対策についてお伺いをいたします。

(2)高齢者世帯等の火災警報器設置事業の実施状況についてお伺いをいたします。

平成23年第2回臨時会、平成23年1月31日開催にて、この設置事業について議決されたが、その際、設置済み者との不公平感と助成対象未設置率が過大計上についてただしました。事業の報告によると、未設置対象世帯560世帯で事業による設置世帯は284世帯で50.7%となっているが、未設置対象世帯の基礎資料と大きな差があり、この実態をどのように判断するか見解をお伺いしたいと思います。

また、事業費6,000円掛ける284世帯、170万4,000円であるが、見積もり合わせ等を行ったのか、その経過についてお伺いをしたいと思います。

次に、2項目め、JR上富良野駅周辺の自転車駐車場の管理についてお伺いをしたいと思います。

平成9年11月に上富良野駅前自転車駐車場が財団法人自転車普及協会により設置されてから13年余りが経過をし、JRを利用する通学・通勤者の利便に供され、平成23年6月8日の調査では208台の自転車が駐輪されております。しかし、自転車駐車場の奥の部分には長期駐車自転車があるので、次の点についてお伺いいたします。

(1)長期駐車自転車の調査・管理等はどのようにされているのか。

(2)長期駐車自転車の処分台数及び処分費用は。平成20年から23年度までについてお伺いをしたいと思います。

(3)駐輪場の丸運側入り口は閉鎖されているが、その原因は何か。また、栄町側からの利用者の声を聞くと、ぜひあけてとの要望がありますが、検討をお願いしたいと思います。

3項目め、生活灯のLED照明化の促進についてお伺いをいたします。

東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の被害と共に、電力不足と節電が社会問題に発展してきています。それに関連して、LED電球によるCO<sub>2</sub>削減、節電効果と電球の長寿命化、電気料の大幅削減等をマスコミに報道されています。当町も、町内にある生活灯のLED化として、平成23年度当初予算で60灯297万円の予算計上を

し、第2回定例会で一般財源1,325万円の補正が計上され、町長の積極的な推進を高く評価をしたいと思います。

生活灯のLED照明化促進について、次の点についてお伺いをいたします。

(1)平成23年度の生活灯のLED照明化は、第1種・第2種生活灯別の推進計画をお伺いしたいと思います。

(2)生活灯費の費用分担する町内会の事情にもよるが、平成23年度の電気料負担の軽減額は幾らか。また、平成23年度の設置数と平成24年度の1年間は幾らになるのかお伺いいたします。

(3)3カ年計画で生活灯のLED照明化と理解をしているが、今後、町内会からの申請が出された場合の対応についてお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

3項目の御質問にお答えさせていただきます。なお、事務経過や係数などに関する点につきましては、それぞれ担当課長よりお答えさせていただきますので、私からは2項目めの3点目と駅前駐輪場の丸運側入り口の件と、3項目めの1点目と3点目の生活灯LED化の本年度計画と今後の対応策について、まずお答えさせていただきます。

まず、駐輪場の丸運側入り口につきましては、平成9年度の供用後に入り口が2カ所になると、駅前入り口からの管理・監視が行き届かないことが判明いたしまして、主に防犯上の問題から閉鎖して現在に至っております。

今後におきましては、設置から時間を経過して利用マナーも定着してきていることから、丸運側入り口の利用を一定期間試行的に実施した後、防犯など管理上の支障がないことが確認できれば、入り口を2カ所とすることについて前向きに対応してまいりたいと考えております。

次に、生活灯LED化に関する1点目と3点目の本年度の計画及び今後の対応策についてであります。本年度につきましては第1種生活灯158灯のうち3灯、第2種生活灯884灯のうち353灯の希望があったところであり、早期にLED化することにより事業効果の発現が期待できることから、今回の取りまとめ希望につきましても、本議会での追加補正をお願いしているところであり、これをもって本年度分の事業は終了と考えております。

また、今後の推進計画につきましては、本年度中に各町内会の実施希望の取りまとめを行いまして、残る2カ年で実施していく予定でありますので、御

理解を賜りたいと存じます。

以下、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥雅彦君） 9番中村議員の1項目めの住宅火災警報器の設置に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の火災報知器の普及率についてですが、上富良野消防署に確認しましたところ、ことし5月31日の新聞報道によります3月末現在の上富良野町の住宅用火災警報器の設置普及率は、議員の御質問にありますとおり、昨年11月14日までに実施した防火査察時と同じ57%で、広域連合消防本部が各市町村の消防署へ照会せず、古い情報がそのまま提供されたことによるものであったとのことであり

ます。町では、時同じくして、高齢者世帯等の住宅用火災警報器設置事業を実施していたところであり、当事業が完了した翌日の5月19日に上富良野消防署へ設置情報を提供しております。

防火査察時以後に本事業対象の自宅持ち家の設置、または自主設置予定が159世帯、第1次申請分設置完了時点の3月29日で202世帯、合わせて361世帯が普及率に算定されるべきだったと思われ、3月31日時点では63.77%の普及率になるようであります。

また、未設置者に対する普及促進については、上富良野消防署を挙げて対策が講じられることと思えますが、町といたしましても、防災無線や町広報紙、ホームページなどを活用した周知活動に協力してまいりたいと考えています。

次に、2点目の高齢者世帯等の住宅用火災警報器設置事業の実施状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、算出基礎としました世帯数についてであります。ことし1月の第2回臨時会における補正予算計上の際には、町で把握している昨年5月の高齢者実態調査をもとに、高齢者世帯のうち、自宅持ち家のひとり暮らし高齢者世帯288と高齢者世帯616を合わせた904世帯を積算基礎にしており、この904世帯に未設置率61%を乗じて、高齢者550世帯と生活保護10世帯を合わせた560世帯と見込んだものであります。

未設置率の積算は、消防署の査察時点の設置世帯と高齢者実態調査の世帯を突合し、その結果、高齢者世帯の設置率が約39%であることから、61%が未設置世帯と見込んで積算したものであります。ただ、昨年の査察時点以後に設置した世帯数がどの程度であるかわからず、予算積算の中ではこの61

%を用いて見込んだものであります。

未設置世帯数が560世帯と事業実施結果による284世帯の差については、既に設置、あるいは自主設置する世帯が合わせて159世帯、そのほか自宅持ち家でなく、借家、長期入院・入所、死亡、転出、65歳未満家族との同居世帯などが117世帯で、この差となっております。

この要因としては、1点目に、設置済みあるいは自主設置予定世帯が相当数あったことと、2点目に、算出基礎に用いた高齢者実態調査における本人の申し出による自宅持ち家が904世帯ではなくて729世帯で175世帯少なくなっており、これに未設置率61%を乗じると約107世帯の誤差が生ずることになったものであります。

本事業の予算を積算する段階では、昨年秋の査察時点以後の設置世帯数がわからない状態であったことから、わかっている情報をもとに算定しているものであり、積算と実績に差が生じましたが、対象となる方々に火災報知器を設置するという当初の目的は達成することができたものと受けとめております。

また、事業費に係る経過については、事業を実施する前に参考見積もりをいただき、地元経済が停滞する中、地元の電気店などの商工業者の経済活性化にもつながることから、設置事業者募集登録要領を設け、町で定める委託単価により、登録した業者と随意契約により業務委託する内容で定めたものであります。

設置事業者の登録については、2月に、広報、防災無線で登録業者を募集し、登録予定事業者を対象に事前説明会を開催して7社が登録されました。委託単価につきましては、登録事業者にも確認し、補正予算で計上しました6,000円で委託契約し、5月18日をもって事業の完了を迎えたところであります。

以上です。

議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の2項目め、自転車駐車場管理に関する長期駐車自転車についての1点目と2点目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の調査、管理等についてですが、通常の管理は高齢者事業団に委託し、清掃や自転車の点検整理業務等をお願いしており、その業務報告を受けて長期駐車自転車の調査を実施しております。

駐車自転車のうち、所有者が特定できず長期放置状態にあるものについては、1年に一度、所定の手続を経て廃棄処分を実施しております。

廃棄までの手続につきましては、まず委託者からの報告をもとに放置状態の自転車を特定し、担当職員が調査札をつけてから14日間経過後も調査札が残っているものについて、長期放置自転車として長期駐車自転車整理台帳に記載登録いたします。

次に、台帳登録自転車について、防犯登録や学校通学登録のあるものは警察署及び学校へ照会し、所有者が特定できたものは引き取り通知を郵送しております。

最終的に所有者未定の長期放置自転車の結果を得るまでには、2カ月前後の時間を要しております。

次に、当該自転車につきましては、14日間の引き取り告示、さらに60日間の処分に関する告示を行い、その後、クリーンセンターにおいて廃棄処分を行っております。なお、廃棄自転車のうち再利用可能なもの一部については、役場職員の事務連絡用公用自転車として使用しており、なお残るものについては、今後、公共の用途への活用を研究してまいります。

次に、2点目の長期駐車自転車処分台数及び費用につきましては、20年度において22台、21年度において19台、22年度において15台、この15台については口述のとおり未確定となっておりますが、22年度分は23年度分での再調査により、あわせて処分を予定しております。

22年度分の15台につきましては、自転車駐車場内での隔離が不十分であったため、利用中の自転車と混在するとともに、いたずらなどによって整理札が損失し、事務的な手続を中断しております。現時点において、廃棄対象として確認できた7台につきましては、駐車場奥に隔離し保管しているところです。

23年度は、降雪により自転車利用が激減する11月からの調査を予定しており、対象自転車の管理方法については、前例の轍を踏まないよう改善を図ってまいります。

なお、廃棄処分の費用につきましては、1台につき250円となっております。

以上です。

議長（西村昭教君） 次に、町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の3項目めの2点目、生活灯LED化による電気料負担の軽減額についての御質問にお答えいたします。

本年度の電気料負担の軽減額については、事業完了時期にもよるところですが、7月中に完了した場合、約70万円、8月中の場合は約61万円、9月中の場合は約52万円となる見込みであり、平成24年度1年間の電気料負担の軽減額は約105万円

程度になるものと試算しております。

以上です。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 第1点目の設置普及率の情報共有化についてお尋ねを申し上げたいと思います。

今、担当課長から、5月31日の北海道新聞の報道の関係で説明があり、広域連合消防本部と市町村との消防署に、言うなれば上富良野消防署に照会もしないで、昨年11月の段階の古い情報がそのまま出されたということで、やっている職員、それから協力した地域の人たちも、何だそのままの状況かということで、一体どうなっているのだということの御意見等も寄せられました。

それで、現実の問題として、平成22年10月の消防の報告では、世帯数4,730を設置世帯2,700で57.02%ということで、これは市街地だけの数字でございます。

したがって、この中に、例えば旭町というのは自衛隊官舎があります。それから宮町にも自衛隊官舎がありますけれども、昨年の11月22日の調査の段階では、これは未調整ということに終わっております。したがって、当然官舎でございますからつけていると思いますけれども、例えば旭町は、今、官舎の関係が除かれているということで、設置率は25.7%なのです。それから宮町は、宮町官舎が抜けているものですから38.44ということで、非常に低い数値になっております。したがって、私は、これらはある面で消防自体も確認をしてやるべきだなという感じがいたしますけれども、これらが入れば非常に数値が上がるのではないかなという気がいたします。

したがって、これは保健福祉課が担当ではないですけれども、消防と保健福祉課、広域消防本部との連携という、住宅火災警報器の設置がことしの5月31日までということが大きく報道されているにもかかわらず、それらの連携が非常にとれていないのかなという感じがしますけれども、まずその点で、上富良野消防署との連携というのはどういう形で、合同会議だとか、それとも打ち合わせだとか、そういうようなケースはどのような状況になっているか確認をしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥彦彦君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

この事業を実施する段階で、昨年の12月16日に、先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたが、設置の状況につきまして保健福祉課と消防の

ほうで確認がとれているところのデータだとか、そういったことについて打ち合わせを行った経過がございます。

今後につきましても、こういった事案だとかあった場合につきましては、それぞれ連携をとった中でお互いに情報交換しながら取り進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ある程度、私、広域連合消防本部の情報の発信の仕方が非常に悪い。それに基づいて、地元に行く、それからもう一つは、保健福祉課は今こういうことで高齢者等の設置業務をしているのだけれども、どういう状況になっているかということは、確認の作業は進めて情報が提供されるというようなことにしていかなければならないと思いますので、今、課長の言うように、今後そういう事案があった段階でということでございますけれども、そういう点で十分推進情報を心がけていただきたいと思っております。

それで、今、第1次申請設置完了時点、3月29日で202世帯と、あわせて自主設置159世帯で361という報告を受けました。実際、私、保健福祉課へ行ってお尋ねしますと、202世帯は3月11日の決定通知済みのものだと。そうすると、その後、70世帯が3月29日、決定通知を出したところだと。そうすると、私は、202ではなくて272ではないかなという感じがしますけれども、その点、課長いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥彦彦君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

第1次の設置につきましては、申請上がりまして、その決定は今議員が言われたとおりでございます。設置の決定をいたしまして、それから委託業者のほうに設置決定の通知をいたしまして、その1次分の設置が完了したのが3月29日ということでございます。2次以降につきましては、3月10日までに申請が上がったものを3月29日に申請者へ決定通知をいたしまして、その後に設置業者のほうに設置の通知をして、それから設置の業務に当たるといようなことでございますので、202世帯といようなこととなっております。

設置するのが、その通知を受けてから完了しているのが、3月31日から4月20日の間に設置してございますので、そういったことでございます。

失礼しました、202世帯につきましては、設置業者のほうに設置の通知をいたしまして、設置しましたのが3月29日までにその1次分、202世帯

は設置が完了しています。先ほどありました、70世帯以上と言った部分は2次ということで、2次の決定が3月29日で決定通知をしまして、それからの設置ということになりますので、3月29日時点では、202世帯は設置が完了していましたが、70世帯以降につきましてはその後設置になっているということでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） わかるのですよ。3月11日に202世帯、それは3月中に工事が完了したから202で算出したと。3月29日に決定通知書を出した70世帯については、工事は4月にあるから、その設置普及率には参入していないのだと。それは数値の取り方でございますけれども、私どもとしては、皆さん一生懸命やっているのであれば、それらも入れたほうがよかったのかなという気がしているので、これはあくまで工事が完了した段階での数値ということで基本的に考えているということであれば、そういうことで一応理解をいたしたいと思えます。

それで、3月31日時点で63.77%の普及率という数値の根拠、世帯数が何ほど設置数が何ほど何ほどになったかという点で、ちょっと確認をしたいのですけれども。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥彦彦君） 中村議員の御質問にお答えします。

全世帯数を5,249世帯で積算しているというように、消防のほうから伺ってございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 根拠というのは、世帯数が何ほど設置数が何ほど、そして63.77%になったということは、私は一つは2,700という消防の去年の11月が、一つは大きな土台になっているのかなという気がするのです。それに、今、設置事業でやった部分、それからもう一つは、調査した段階で159世帯ですか、もう設置済みだと、そういう情報等も含めて加算された、割った数が63.77%なので、その根拠の関係の、世帯数はわかりません。そうすると、2,700とその後の関係の数値をちょっとお聞きしたいと思ったのですけれども。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥彦彦君） 設置の基礎としています世帯数が5,249世帯で、設置済みが3,347世帯というようなことになるかと思えます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 時間がなくなってくるので

すけれども、3,347というのは2,700にどういう数値を足していったのかということがわかりませんか。これから言えば、647の差があるのですよ。3,347から2,700を引くと。そうすると、実際は361でしょう。だから、どういう数値が入っているのかということですが、もういいです、時間がないですから。残り30分のあれが出ましたので、ほかの関係があるのですけれども、いずれにしても情報共有がきちんととれていないと。ですから、けさ消防へ寄ってきまして、うちの23年6月1日の設置普及率は69.44%なのです。ちょうど聞きに行ったら救急車の通報があったのですけれども、現在は、6月1日で消防としては69.44%ということで押さえていると。ですから、恐らくこの情報も保健福祉課のほうには来ていないのかなという気がしますが、一応、事業展開の中でやったのであれば、それぞれ情報提供をし合うというようなことがあっていいのかなという気がいたします。

次に移ります。JR上富良野駅周辺の自転車駐車場の管理についてお伺いをいたします。

実際に私、6月8日に行ってみて208台が駐輪されている。それから、駅裏のほうにも36台が駐輪されている。いかに通勤・通学の皆さん方が利用されているのかなということで感じました。

それで、調査の関係で、確かに私、平成16年にこの問題について条例規則に沿ってやりなさいよということでやっておりました。その後ずっとされておりましたけれども、ただ、現実に調査札が平成22年10月14日付で添付をされております。言うなれば、この自転車は放置自転車ですよ、引き取りくださいというようなことで、それで、10月14日は何枚添付をしたのか確認したいのですが。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

当初添付した枚数は15枚でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） わかりました。

私も15枚を、不明のやつもあるのです。答弁の中にあった、いたずらされたのか、引きちぎられたり。しかし、荷札のひもが、張り紙が残っている分を含めると15台は確かにありました。

それで、札をつけて14日経過、そして長期駐車自転車整理台帳に載せる。そして、今度は確認をして、その後、14日を経過して引き取り告示を出す。さらに60日をして処分告示をするということですが、平成22年度の関係については告示等の行為は行っていないということで確認

してよろしいでしょうか。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほども御説明申し上げましたけれども、15台について添付した札は、事務を開始する途上で次々と紛失して特定することができなくなりました。事務を中止した関係で、告示事務の前段階で中止しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それで、現実に北海道警察に防犯登録、これが私が調べた関係では6件、それから学校の通学登録、上富中が3件、富良野緑峰高校が3件、それから山部中学校にいて上富良野高校に通学していたという、1台の自転車に2枚のラベルが張ってあるのです。そうすると、これは全部学校名と色、番号があるので、これによって学校へ照会すればわかるはずなのです。

それからもう一つは、防犯登録の関係は、私、以前、道警本部に照会したところ、防犯の関係があるから防犯登録は10年保存をしておきますよということで、何か役場等であれば照会いただければ報告できますよというようなことがありますので、実際にこれらの作業が、今、課長の言うように、引きちぎられても現実の問題として防犯登録のやつはそのまま着いているのです。だから、何とかそういうことで捜査ができなかったのかなという感じがいたします。

それから、できればそういうことでやっていただきたいと思えますけれども、次に、自転車の処分の関係です。20年、21年、22年と全部で56台、金額にすれば1万4,000円です。実際に22年度分の15台についてはそのままということでございますので、私は22年度分の15台は、23年11月に実施した状況ということになると、恐らくあそこ、一番奥と右側のほうと、今、長期駐車自転車でいっぱいなのです。ですから、そうすると、どこかに保管をするのか、22年度分については正式に告示手続をして処分をしたほうがよろしいのではないかと気がいたしますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

現時点で把握している台数、先ほど申しましたとおり7台のみが確定しております。ただ、痕跡が残っているものを数えれば、15台に近い数字が確認はできるのですが、ただ、それがいたずらによって移動されたり、警察が独自につけた針金つきの札

のものもあります。そこら辺がちょっと混在している状態でありまして、再度の調査が必要だという判断をしております。それで23年度にあわせて、再度の調査に含めたいという考えを持っております。

それから、狭隘化しているという現状が議員からお話がありましたけれども、管理を委託している高齢者事業団のほうから状況を伺いますと、現時点であふれる状況にはない、若干の余裕を持って利用されている状況にあるということ聞いておりますので、とりあえずは現行で把握している部分だけ、一番奥側にひもで竊索して、再度の混在が発生しないよう、今、保管しているところであります。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、平成22年度の15台というのは、これから告示して処分をしても、これ以上判明する手だてが、私が言ったあれをすれば、まずわかるところはわかるのです、持ち主。ですからその点は、22年度のは23年度の今の段階で手続をして処分をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それからもう一つは、ああやって置いておく自転車不法投棄の場所になっているのですよ。現実に、調査札ナンバー4を見ましたら、一般の自転車で幼児を乗せる座席が前にあって後ろにあるのですよ。子供がいる人だったら、あそこにあのまま放置しないのですよ、現実の問題として。そうすると、転出か何かで要らなくなったのかどうかを含めて、そのままあのナンバー4は放置をされております。ですから、そういうものを含めると、あそこに置いておけばということで、何とか役場が処理するのではないかとこのような傾向があるのかなという感じを受けますので、その点も十分調べていただきたいと思えますけれども、それは駐輪場の奥の左側にあります。色はレッドで子供用座席が2あるということになっておりますので、何とかその点も含めて検討をしていただきたいと思えます。

次に、生活灯のLED化の関係です。

今回、353灯の希望があったということで、町長が決断をされて、これを3カ年でやるということで、今回、補正予算1,332万5,000円を計上していただいたということで、地域の皆さん方がそれだけ期待をしているのかなというものと、もう一つは、町内会で負担の関係があるものだから一遍にできないというような感じもあるのかなと。

それで、先ほど課長のほうで第1種が3灯、第2種は844灯のうち353灯ということでございます。したがって、推進率から言えば35.5%なのかなという感じがいたします。したがって、当初予

算の60灯と23年の補正の関係を含めて、合わせて356灯ということで理解をしていいのか、その点確認をしたいと思いますが。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、含めての数字でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町内会からの申請状況を見ますと、あくまで相談、または申請ということだけでも、最終的にこの356灯を設置をするということで作業を進めているということで確認していいのですか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問ですが、おっしゃるとおり、今、要望のあったものを含めて、すべての数字で予算化をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それで、第1種生活灯と第2種生活灯と照明する環境が違うのですけれども、値段の関係は第1種生活灯は幾らで、第2種生活灯は幾らかという数字がわかれば教えていただきたいと思いますが。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問です。

第1種、第2種でそれぞれの設置単価が変わるものではございませんので、同じ値段で実施しております。ただ、生活灯の電気料の負担補助率というのですか、その差でございますので、設置に関しては差異はございません。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 僕は、第1種生活灯で、商工会、商業者のところということは、どちらかというと従来の白熱灯、蛍光灯でもワット数が高いものだから、それで値段の差が出てくるのかなという感じはしたので、それは同じということで理解してよろしいですね。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問です。

先ほどの答えは、同じワット数での差でありまして、それぞれ設置するワット数で単価は違いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そうすると、今、第2種生活灯の一般的なワット数と単価は幾らか。第1種生活灯の場合は、そういう点で幾らかということがわかれば教えていただきたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問ですが、今現在ほとんどが100ワットのを、それ相当のLED化をさせていただいているところであります。単価的には設置する業者で多少の差がありますので、この金額という状況ではちょっと示されないところがありますけれども、たまたま100ワットが100ワット相当のLED化をしているのですが、それ以下のものについては、100ワットにするものについては補助対象にして実施しているということで、60ワット、40ワット、20ワットのやつがあるわけですが、それについても100ワット相当のLEDにさせていただくということで、承認して実施するように進めているところです。

金額的には100ワットのあれをするのと同じなのですけれども、電気料の効果が、逆に60ワット、40ワットのを100ワット相当、おおむね20ワットぐらいの契約になるかと思いますが、その差が縮まるということで、電気料の効果というのは100ワットを20ワットにするのとは少しづつ差が出てくるのかなということで考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 基本的には、町に申請をしてオーケーが出れば、町内会と電気工事業者との話し合いになってくるということでは理解をしたいのですけれども、それで先ほど課長のほうから電気料金の関係で、23年度の7月に工事が完了すれば70万円、8月に完了すれば61万円、9月に完了すれば52万円と。今回の356灯を24年の4月から計算していくと105万円というようなことで理解をしているのですけれども、現在、生活灯で申請をされて、町内業者との協議によって7月完了予定というようなもの、8月完了予定、9月完了予定というもの、数字的にはわかりましょうか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問ですが、当初予算の部分につきましては既に決定し、実施もされているところで、まだ終了していない部分もありますけれども、決定済みが74灯で、予算の297万円に対して295万円の決定を

させていただいているところです。

その後の部分については、7月末、8月末、9月末ということで先ほどお答えいたしました、その事業計画のほうはまだ詰まっていないところがございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そうすると、一応申請をしたら決定通知書を出す。決定通知書は、今、全町内の356灯分は出しているのかどうなのか、確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、当初予算の範囲内の部分については交付決定させていただいておりますが、残りの部分につきましてはまだ予算がございませんので、交付決定通知は出しておりません。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） あしたの補正予算で決定されるから、それは出せないということはわかります。そうすると、297万円、当初予算60灯の分は、一応その予算措置で74灯をつけるということで理解していいのですか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 9番中村議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、当初予算297万円の範囲内で74灯の交付決定をしたところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私、当初予算60灯で297万円ということになると、1灯当たり4万9,500円かなということで理解をしておりました。しかし、今回そういうことで業者と町内会の話し合いの中で、最終的に74灯ということで、当初予算の60灯が14灯もふえたということではいいかなということで、そうすると、4万135円の単価割合にすればそうなのかなという気がいたします。

したがって、23年の補正予算の関係で296灯を割ると、1,332万5,000円を割ると4万5,017円だから、現実の問題としては、まだ予算的にはつける要素があるのかなという気がしますが、これは予算が決定していないからどうのこうのと論議ができませんけれども、基本的な考え方としては、まだ灯数はつけられる余裕はあるのかなということで考えているのですが、いかがでしょ

うか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算を100%お認めいただいた後、実は、最初のお答えでも申し上げておりますけれども、現在申請をいただいた部分で、一応、本年度の部分は完了ということで押さえておりますので、追加は24年度、25年度ということで予定をしておりますので、金額が圧縮される可能性はありますけれども、申請を新たにふやしていただいて、金額に達するまでというようなことは、今、想定はしておりません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） わかりました。それで、先ほど町長が僕の質問の中の、あっち飛びこっち飛びのところ、町長が先に答弁するということであれだったもので、自転車駐車場の関係の丸運側の入り口なのですけれども、今もずっと閉鎖されております。

それで、私は何回かこれらの調査札を調べると、自転車の調査に行ったら、朝早くから、それから夕方からということであれなのですけれども、現実に栄町のほうから来る人は回ってくる。そうすると、どちらかというと、特に通学の生徒は時間ぎりぎりであるものですから、あの前にどんだんと、言うなれば駐輪台に置かないで、恐らくそれが高齢者事業団の皆さん方がそれぞれ整理をされているのかなという承知をしているのですけれども、できれば夏期の期間はあそこをあけて、人間の動線というのは近いところから駅のほうへという形になってくるので、何とかそれらを配慮するような形ということで、検討していただくということで町長の答弁がありまして、ここをあけたらどうだといったら、私たちは助かるよというようなこと。帰りも駅からおりて、駐輪場で自転車を持ってあの裏口から出ていけるという体制があるものですから、最初はマナーの問題、管理者の問題ということで説明を受けたのですけれども、それらの関係、小さいことだけれども、そうするとあそこごみ捨て場ほどではないけれども、放置自転車の状況を、もうちょっと体制が変わってくるのかなという気がしますので、その点もぜひ実施をしていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 駐輪場の北側の出入り口の開放についての御質問でございますが、冒頭申し上げましたように、まずマナーが近年向上してきているということは何っております。私も、入り口から

覗いてみる程度のことしか知り得ていませんが、ただ、子供たちが非常に短い時間に一気に利用するというような実態も、それは理解しておりますけれども、何と申しましてもマナーがまた戻ってしまって、非常に乱雑に置かれたりするようなことになると不幸なことになりますので、少し試行的にさせていただきたいと思ひまして、その後に判断させていただきます。

以上でございます。

9番(中村有秀君) わかりました、終わります。

議長(西村昭教君) 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、10番和田昭彦君の発言を許します。

10番(和田昭彦君) 私からは、さきに通告してあります2項目5点について、町長並びに教育長の見解をお伺いしたいと思います。

まず1点目の農業の振興についてですけれども、一昨年、昨年と2年続きの異常気象の上に、今春の不順な天候によって春耕期の農作業が大変におくれ、出来秋が心配されている状況にあります。このように、異常気象が地球規模で起こって、この気象状態が恒常化しつつあり、我々、自然相手の農業者にとって、そして自然の恵みをいただいて生活している農業者にとっては、厳しい農業経営がこれからますます続いていくのではないかと心配しています。

また一方で、上富良野の農業後継者がいるということをお答えしている農家は30%にも満たず、また、後継者となるべき子供がいながら後継者として育てていない農家も多く、経営主の高齢化により農家戸数の減少がこれから加速されることが予測され、我が町の農業を取り巻く状況はますます厳しさを増しています。

このように、基幹産業としての農業を支えるために、平成21年に第6次農業振興計画が発表されたわけですけれども、その振興策がきめ細かく執行されることが、これからの我が町の農業にとって大切なことだと思いますけれども、今回は第6次農業振興計画に盛られていなかったことで、余り予算のわからない次の3点について推進してはどうかと提案したいと思います。

まず1点は、後継者不足から離農が予想されるわけで、当然、農地が流動化されます。流動化される農地が効率よい経営ができるように、交換分合、交換耕作を政策的に推進して農地の集積化を図ってはどうかということです。

第2点は、都会の子供たちとの交流をする農家民泊を推進することによって、彼らから逆に農業のす

ばらしさを学び、そのことで農村の活性化が図られるとともに、後継者の育成にもつながると思ひますが、どうでしょうか。

それから3点目に、このように厳しい農業経営を進めていくために、視野を広め客観的に農業を見つめることのできる後継者を育てるために、専門大学、農業系の大学への進学や外国への研修、あるいは国内の先進地への研修を奨励して、そのための奨学資金を無利子で貸与して、町に戻って経営に参画するようになってから返済する制度をつくってはどうかと思ひます。

次に、上富良野高等学校の振興について、教育長にお伺いしたいと思います。

上富良野高等学校は、昨年、定員オーバーする42名の新生が入学し、400名を超える野球部を応援する会などが設立されるなど、地域と学校が一体となって振興に取り組むすばらしい形が生まれて大変喜ばしく思っていました。しかし、今年度の入学者は27名で、一昨年までの人数に戻ってしまいました。

今年度、学力アップ対策として100万円の予算が計上され、一定の成果が期待はされるものの、今後も定員を満たない状態が続けばキャンパス校化して、やがては廃校という運命をたどるのではないかと思ひます。そのようにならないために、思い切った振興策に取り組むべきではないかと思ひます。

それで、まず1点は、上富良野高等学校教育振興会は、広く町内の関係団体の代表で構成されています。この会が資金的な支援だけではなくて、平成18年に統合反対の存続運動で集めた8,421名の署名と、今年度の入学者数27名のギャップを重く受けとめ、いかに定員を確保するか、それぞれの立場から議論を深めていくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、特色のある学校にするための一つの方法として、今、国が観光立国を目指して観光産業の振興に力を入れているのにあわせて、観光施設、業者等と提携して観光ビジネスコースを設けることを道教委をお願いしてはどうかと。

以上、町長と教育長から回答をお願いいたします。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、農業の振興に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

ことしの農作業等の状況は、行政報告でも申し上げたとおり、4月下旬からの天候不順により畑作物の播種期が5日から2週間程度おくれたことから、

今後の生育について心配しているところであり  
ます。

また、基幹産業である農業の後継者不足につま  
ましては、私といたしましても議員と同様に大変危惧  
をしているところでもあります。

まず、1点目の農地の集積化に関する御質問で  
ございますが、農地の集積化は農作業の効率化を図  
り、経営安定に向けて大変重要であり、これまでも  
町内各地区の農地利用改善組合が主体となり、農業  
委員とともに農地の売買及び賃貸借のあっせんの際  
に積極的に推進していただいております。

また、町といたしましても、基盤整備事業の中  
で引き続き換地事業を積極的に推進し、農地の集積化  
を図ってまいります。

交換分合や交換耕作による農用地の集積化は、  
耕作時間の短縮、作業効率の向上、大型機械の効率  
の利用など、省力化や生産コストの低減が図れるこ  
とは承知しております。

国の補助を受けて行う交換分合等の制度もあ  
りますが、これには一定地域の耕作者の半数以上の  
同意や農地価格の評価など課題も多くあることから、  
町が取り組みを行うことは現状では厳しいものと思  
っております。

次に、2点目の農家民泊についてですが、現  
在、町内においては修学旅行生等を対象に宿泊を伴  
う農業体験を受け入れる農家が1軒あり、昨年は述  
べ約320名の受け入れ、本年も約300名程度の受  
け入れを予定しております。また、日帰りの農業体  
験につきましても、昨年は12軒の農家が約350  
名の受け入れを行っており、本年は8軒の農家で  
600名の受け入れを予定している状況にあります。

これらの取り組みが後継者の育成につながる  
こととなれば幸いと思っておりますが、むしろこれ  
からの次代を担う子供たちに農業のすばらしさと  
上富良野の豊かな自然を伝えるとともに、農業の  
6次産業化や農村地域の活性化につながっていく  
ことを期待しております。

次に、3点目の後継者育成に向けた修学資金  
の貸付制度についてでございますが、まず、農業  
大学等へ進学される方への修学資金の貸しつけに  
つきましては、北海道が行っております就農支  
援資金制度の中で、教育研修資金として貸付限  
度額が月額5万円の就農研修資金を借りられる  
ことから、これらの制度を御活用いただくこと  
で、現時点において町独自で修学資金を貸し  
つけすることは考えておりません。

また、海外研修の奨励につきましても、本年  
度から実施をしている中山間地等直接支払制  
度における上富良野町営農推進事業の中で、  
農業研修事業として国外及び国内への研修に  
対する補助を行うことと

なっており、これらの制度を活用してまいり  
たいと考えておりますので、御理解を賜り  
たいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の  
2項目、上富良野高等学校の振興に関する  
2点の御質問にお答えをいたします。

1点目の定員確保についてでございますが、  
現在、町は上富良野高等学校教育振興会を  
介して、上富良野高等学校に対しさまざま  
な支援をしております。特に22年度から  
は、生徒が持っている目標・夢を達成す  
ることを目的に、生徒、保護者、先生に、  
メンタル面に対する指導・助言を行う上  
高ドリカムサポートシステム事業、学  
力の向上とクラブ活動の充実を図る目  
的で学校支援ボランティア事業を、今  
年23年度からは学力向上対策として  
VODシステム事業を、学校、教育振興  
会と協議検討を加え新規事業として支  
援をしているところでございます。

これらの支援事業により、生徒個々の  
目標・夢が達成されることで、上富良  
野高等学校に対する評価も変わり、一  
定の成果が上がると期待をしていま  
す。また、これまでも地元中学校は  
もとより、富良野地区の中学校に訪  
問し、生徒支援策を説明するなど、  
定員確保のため行動をしております。

今後におきましても、今まで以上に  
学校、教育振興会等の中で定員確保  
等に対し議論を深めてまいりたいと  
考えております。

次に、2点目の観光ビジネスコースの  
設置についてでございますが、職業学  
科等への転換については、富良野  
緑峰高校との関係、また、学校の  
施設機能の問題もあり、条件を満  
たすことは極めて困難ではないかと  
思っております。しかしながら、上  
富良野の子供が入学したいと思  
う魅力のある学校づくりのため  
に、今後においても、学校、教育  
振興会等において協議、検討を  
重ねてまいりたいと考えていま  
すので、御理解を賜りたいと思  
います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ござ  
いますか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 交換分合、  
交換耕作については、以前の定  
例会でも質問させていただいた  
のですけれども、第6次農業振  
興計画の中に盛り込んでほしい  
ということなのですけれども、  
時期的に無理だったのか、これ  
が引き継がれないで名前が振  
興計画の中に載っていなかつた  
ので、今回また提案させてもら  
ったわけなのですけれども、町  
長も十分このことについては重  
要だということ認識されている  
ので、ぜひそのように実行して  
いただきた

いと思います。

交換分合は、条件が必ずしも一致しないことが当たり前で、大変難しいのです。全く同じ条件だったら交換するというのも簡単なのですが、条件が一致しないことが多いので、成立させるためには間に第三者が入って、それを町が政策的に将来的なことを考えて交換したほうがいいのではないかと、いう指導を加えていってほしいということで、政策的に進めてほしいということを申し上げたのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の農地の集積等についての御質問にお答えさせていただきます。

交換分合、あるいは集積等のみを単独に行うというふうなことになりますと、さっきの答弁でもお答えさせていただきましたように、国の制度を用いて展開することも方法としては可能でございますが、議員も御案内のように、現実の問題としてまず評価を、それぞれ皆さん思い入れを持って耕作されている農地を評価して、そしてさらにそれを集積するという、それだけを単独に事業として行うということは、地域なり地区なりが相当の熱意を持って取り組むというふうなことになるれば、これは可能性はないわけではないでしょう。むしろ、私といたしましては、離農等のきっかけで農業委員会が中心となって行っております農地の集積がこれからも着実に進んでいくこと。さらには、基盤整備等を通じて行われる換地による集積、これらが着実に進んでいくことによって、町としての体制も徐々に整っていくのではないかなというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） そのように実施に力を入れていっていただきたいと思っております。

次に、農家民泊ですが、12月定例会では観光振興の立場からグリーン・ツーリズムを推進してはどうかという提案をさせていただいたのですが、今回は、農家民泊によるグリーン・ツーリズムの推進は、農村部を活性化させる大きな要素を持っているということで提案をいただいたわけです。

農業は、だれにも指図されないで自分の考え方で仕事ができるという、そういう点でいい点がある反面、ややもすると自分の殻に閉じこもるといって、閉鎖的になりがちで、そのことが農業の発展を妨げてきたということもあるのではないかと、いうふうに思うわけです。

それで、農家民泊で、都会の子供たちとの交流に

よって、農業が単に食料を生産する職業にとどまらず、人間性回復といいますが、人間教育の場としても大きな役割を担っているということ、彼らから必ずや教えられると思うのです。そういうことだと思ってしまうのですが、ところが閉鎖的な農家では日々の営農に追われて、農業の厳しさとか農作業のつらさとか、そんなことが前に出てしまって、それを見て育つ子供たちは農業はやりたくないということ、後継者が育っていかないということもあると思うのです。しかし、そういう都会の子供たちが来て、環境が変わって生き生きとしている姿を見ることによって、本当の農業のよさを知らしめられるという、そういうことの期待が多いにあると思うのです。そのことによって、後継者もそういう姿を見て農業をやろうではないかというふうな気持ちになってくれる子供も結構出ているのではないかと期待するわけなのです。

教えるということは大変なことなのですが、曲がりなりにも小さな子供たちに教えるということは、自分が学ぶことなのです。自分が学ぶということは、それだけ自分が高まっていくということになっていきますから、そういう姿を見せることによって、僕は農村というのは活性化していくというふうに思います。そういうことから、ぜひ農家民泊を進めていってほしいと思っております。

12月に旭川市で行われた農家民泊によるグリーン・ツーリズムの講習会に、農業振興班からたしか1人講習を受けに行っていたと思っております。彼がそういう前向きな気持ちで参加していたようなので、それに期待していたのですが、その辺どのように考えているか答弁願いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

このグリーン・ツーリズムが提唱されてから久しいわけですが、議員がお話になりました、特に農業者、一次産業の皆さん方、自己完結型職業でございます、と、かく内向きな部分があるのかなというふうなことは、以前はそういうイメージもあったというふうには理解しておりますが、ここ近年におきましては、後継者の方々、あるいは農業者そのものが非常に情報が豊富に収集できますので、以前のようなそういう内向きな部分はなくなってきているのかなというふうには理解しております。

農家民泊等につきましては、まず、民泊ということになりますと、農家のおたくに修学旅行生等に泊まさせていただくことになると、ある程度、準備等も当然必要でしょうし、あるいは、いろいろな規

則、決まりというものもクリアしなければならないということで、それなりのハードルもあるかと思えます。そういうことに先進的に取り組んでおります道内の市町村の方とお話しする機会もございますけれども、私が知り得る範囲内ですと、地域がそういう機運を持ちまして、地域として皆さんで支え合って取り組んでいるというような事例が、私といたしましては多いのかなというふうに理解しております。ですから、町内におきまして、そういう農家のおたくに泊まるということに必ずしも固執しない方法等がもしあれば、そこは町内のほかの業態の方とすみ分けしてということも展開できるかと思えます。

まず、それ以前に、私といたしましては、そういうことをまず体験していただくような、日帰りでも受けて、そして都会の子供たちと触れ合ったりして、農家の後継者等も新しい方々と接することによって、農業そのものをみずから見直すという機運も、きっかけもできるでしょうし、それらについてはぜひ普及していただくようなことを期待もしております。

私事で大変恐縮ですが、実は私の家で、ことしに入ってもう4度目が5度目の受け入れをしておりますけれども、非常に新鮮な感じで受け入れさせていただいております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 今、農家民泊を上富良野では1軒やられているということで、多分、東中の方だと思いますけれども、最初から10軒も20軒もというのではなくて、1年に2軒、3軒とか、少しずつそういうことに取り組む人が輪を広げていくように、町の農業振興班で、ぜひ枠組みをつくって奨励をしていただきたいと思うのですけれども、農家に泊まるといってもそんなに難しく考えないで、例えば子供が大きくなって町外に就職したとかでいなくなって部屋が一つあいたとか、高齢の年寄りも亡くなって部屋があいたとか、そういうことで新たに宿泊施設をつくるかそういうのではなくて、あいている部屋に泊まっていたかという、最初はそういうことから出発するので十分かと思っておりますので、ぜひ町のほうで音頭をとってやっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の農家民泊についての御質問にお答えさせていただきます。

農家民泊につきましては、単独で取り組む事業になり得るかどうかということは、まだそこまで上富良野町では成熟していないのかなというふうに理解

しております。しかしながら、今年度から取り組んでおります中山間地等の事業、そういった事業の中で勉強する機会もつくれますので、そういうきっかけづくりに町が情報提供していきなりということについては意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 次に、3点目の農業後継者の研修に対する融資なのですが、国などの融資対策があるということで、確かにそれを活用してもらうことも重要かと思えますけれども、この町で農業後継者にこれだけ育成に力を入れているのだということを示す意味で、ぜひ町で融資をしてもらいたいということで提案させていただいたのですけれども、これも融資ですから利息は取らないから、もちろんふえるわけではないのですけれども、看護師の獲得のような、職場について何年かしたら返済しないでもいいという、そういうような問題ではなくて、町から出してもらったということは、その分、真剣に勉強しようという気持ちにもなれますし、また、帰ってきてからそれを返すということは一つの励みになりますので、本当は町としてそういう制度を設けていただきたいというふうな気持ちなのですが、どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の後継者等に対します研修補助等についての御質問にお答えさせていただきます。

農業大学等への修学資金につきましては、北海道のほうで用意されております制度がございますので、私といたしましてはそちらのほうを活用していただくことがいいというふうに理解しております。

また、町独自では、現在、後継者等にサポート、応援する制度も設けておりますし、先ほどもお答えさせていただきましたが、中山間地事業の中におきまして、新たに研修等を行う方々に対しまして助成をする仕組みも設けておりますので、私は、今この推移を見てさらに改善の余地があるとすれば検討してまいります。今設けたばかりでございますので、この制度の行方を少し見守らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） それでは、2項目目の上富良野高等学校の振興についてお尋ねしたいと思えますけれども、これまで上富良野高校の存続を危ぶんでいる一人として2度ほど一般質問してきたのですけれども、町長、教育長がかわられたということ、向山町長はどのように考えておられるかお聞き

したいということで、今回、質問させていただいたわけです。

前町長からは、上富良野高等学校の存続は最重要課題であるという答弁をいただいたのですが、向山町長の考え方はどうなのか聞かせていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の上高の存続に関する御質問にお答えさせていただきます。

前尾岸町長の当時からの方針と私の方針とは、何ら差異もございませんし、むしろ新しい校舎を建設するなど、町民の皆さん方がしっかりと築いてこられたこの実績を私も踏襲して、さらにしっかりと存続が担保されるような、そういうことに汗をかいまいるたいというふうに考えておりますので、従来の方針をそのまま継続して実のあるものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 平成18年に2間口で40名に満たないで、特例2間口という措置がとられたわけなのですが、このとき町では統合反対の存続運動を進めて8,421名の署名を集め、その署名の最後に、私たちは地域の総意を持って上富良野高等学校を存続させていただきたく署名を、もって強く要望いたしますというふうに文書を高等教委に出しているわけなのですが、そのとき町長は議員としてこの嘆願書を議会で可決していたので十分御承知おきかと思っておりますけれども、この8,421名の署名とことしの2月の27名の数字のギャップをどのように町長は認識しておられますでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

当時、私も議員という立場で存続活動のお手伝いをさせていただいた記憶がございますが、上富良野高等学校を存続してほしいという、この町民の気持ちは、当時、相当熱い思いを持って町民がその意思を表示された結果が8,000名以上の署名につながったものだというふうに考えております。しかし、一方では現実には、北海道教育委員会の方針としては、やはり生徒数が減少する学校については、高校の適正配置という大前提がございますので、その中で生徒数が減少していく学校については、粛々とそういう計画に基づいて推進されているという実態も片方ではありまして、そういう中で、存続に向けてどのように生徒をしっかりと確保していくかということ、その現実と町民の思いというも

のには、やはり現実の問題がそこにありますので、ギャップがあることも承知しております。

今、町で取り組もうとしておりますのは、そのギャップを埋めるための方策でございますので、ぜひその点は御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 平成19年に、本来なら40名以上の入学者を獲得していたら1間口にならないで済んだわけなのですが、19年に26名の入学者しかいなかったということで1間口になってしまったのが返す返すも残念でならないのですが、いずれにしても今後とも上富良野高等学校を存続させるための最低条件として、やはり昨年のように定員以上の応募者を集めることだと思えます。

町長が行政報告の中で、5月11日に教育委員会とともに北海道教育委員会教育長を初め所管部局を訪問して上高存続の要請を行ってまいりましたという報告がありましたけれども、そこでどのような内容の話がされたか、感触はどうだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先般の5月に教育関係者の皆さん方ともども、北海道教育委員会のほうに高校の存続について要望させていただいたところでございます。その中で、高橋教育長等からもお話しいただきましたけれども、まず、皆さん方の地域の思いは痛いほどわかっていただいております。しかしながら、高校の適正配置という部分につきましては、これは教育長以下北海道教育委員会の方々の思いだけでは、心だけでは、なかなかそれはどうこうできる状態のものでございませぬので、ただ1点、存続に向けての取り組みに対して、教育委員会としてはしっかりと応援させていただきたいという言葉をいただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） そういう答弁をいただいたということで、ぜひ存続に対する取り組みを全町一丸となって進められるように、よろしく願いたいと思います。

2項目目の特色ある学校にするための一つの方法ということで、観光ビジネスコースを設けてはどうかということを提案させてもらいましたけれども、1間口の普通科課程ということで、それは職業課程に変えるということは、これは大変なことなのだと

いうふうには理解できるのですけれども、例えば普通科課程のままで総合学習の時間とかその他の選択科目などの時間を使って、近隣の市町村で観光施設で働いている人方を講師として呼んで勉強させていただくとか、中国語とか韓国語の初歩的な会話を3年間でマスターして、卒業するときには即戦力として観光施設や職場で働けるといふ、そういう卒業生を育ててはどうかということをお考えののですけれども、教育長いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には普通学科でございますので、その範囲のカリキュラム等の動き方になってくると思っております。今言われた観光に関しての語学研修、ある程度、部活ですとかいろいろの部分の対応はこれからの部分で図られていくというふうには考えはつくのですけれども、このカリキュラムの中で果たして高校がどういう対応をしてくれるのか、そういう動き方をこれから十分にお話をさせてもらわなければならないという状況でございます。基本的には普通学科でございますので、そういう動きの中で対応していかなければならないということが一つ条件になってくるのかなと思っております。

それと、先ほど町長もお話ししていたように、基本的に新たな高等学校に関する指針が19年に出されてございます。かなり1間口の厳しさというのは正直言ってございます。今の中で40名、定員をきちんと確保していかななければならないという状況でございますけれども、上川の南学区自体が正直言って人口減になってきております。プラス富良野地区もやはりなくなって、人数が少なくなってきている状況を踏まえながら今後も対応していかななければならないという状況でございますので、そんなことを含めながら高等学校との調整を図りながら対応していかななければならないというふうな今の段階で考えてございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番和田昭彦君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 開議

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番米沢義英君の質問を許します。

5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問いたします。

第1番目には、防災体制の強化についてお伺いいたします。

東日本大震災が発生してから3カ月が過ぎました。巨大地震と津波の上に福島原発事故の被害が加わり、多くの人たちが犠牲になり避難生活を余儀なくされているという状況であります。また、多くの地元の人たちが新たな復興に向けて、そしてまた、関係機関の協力体制が始まっております。

今回の震災においては、改めて防災とは何か、人の命をどう守るのか、地域のコミュニティーをどう育てるのかという点でも問われている、さまざまな課題も明らかになってきています。町においては、十勝岳等の噴火や地震、火災、また洪水などの自然災害に対するふだんからの対応の強化が改めて求められていると同時に、防災対策そのものの見直しも見直さなければならないと考えています。

物資の供給体制、あるいは電源が切断された場合の対応、また、飲食等の供給体制などなどさまざまな課題があると考えています。また同時に、一部の避難施設等においては耐震化、あるいは消防、庁舎を見ても耐震化が全くなされていないという状況があります。災害本部が倒壊しては、司令塔が倒壊してはその機能を発揮することができません。そういう意味では、きちんとした対応が求められていると考えられます。

さらに細かく点検すれば、多くの課題がまだまだあります。そういう意味では、災害に強いまちづくりをどうつくるのか、これが町にも求められており、防災対策、そして計画そのものも見直さなければならないと考えています。

一つ目に伺いたいのは、災害に強いまちづくりを推進する上で、一つ、災害対策本部となるべき庁舎や消防署、あるいは避難所となる小中学校及び公共施設、病院、福祉施設。二つ目には、ライフラインである上下水道や電力のバックアップ体制、通信体制、橋梁や堤防などの土木構造、これらの耐震化の再検討と今後の対応が求められていると考えますが、この点についてお伺いいたします。

二つ目には、今回の震災被害の教訓を受けて、上富良野町における災害対策の総点検を行い、また同時に、上富良野町の防災計画そのものを再検討する必要があると考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、消防力の強化についてお伺いいたします。

上富良野町においては、十勝岳などの噴火を想定した災害計画、あるいは地震、あるいは洪水に基づ

いた対策計画が立てられております。災害はいつ押し寄せてくるかわかりません。そのためには、ふだんからの備えが何よりも大切です。また同時に、初動体制のおくれがあつては、救出できる被災者まで救出できなくなるというおそれがあります。救助体制の強化のためには、何といたっても消防力の強化は欠かせないと考えています。

しかし、富良野圏域と上富良野町における消防職員数は、国の基準を大幅に下回っているという状況であります。

以上のことを踏まえて、消防職員数と消防車などの体制、国の基準数、町の消防職員数について、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、福祉施設について伺います。

自然災害等においては、高齢者や障がい者など体の弱い人たち、子供たち、こういう人たちをどう守るかということが求められてきます。そういう意味では、避難誘導と避難施設の確保は絶対欠かせない大きな問題であります。

上富良野町の計画では、この点の高齢者や障がい者、体の弱い人々に対する避難施設における明確な計画というものはまだ持っておりません。避難施設については、一時確保をしたとしても、その後の支援体制は明確に定まっております。各地では、福祉避難施設の指定も行っているところですが、上富良野町においては福祉避難施設の指定は1カ所もないというのが現状であり、早急にこの点でも整備と指定をすることが大切だと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、住民票の発行についてお伺いいたします。

住民票の発行については、公共施設等が基本となっております。一部自治体では、最寄りの公共施設や郵便局等、あるいはコンビニなども利用して、住民の利便性を考慮した中で住民票を発行する自治体も出てきておりますが、町において今後の対応についてお伺いいたします。

5番目に、公契約制度についてお伺いいたします。

この間、少なくない自治体では、貧困と格差の拡大や官製ワーキングプアが社会的な問題となった現状の中で、自治体と事業者、下請業者等の間における良質な仕事の確保や賃金の確保、地域での資材の調達などを目指して、町としての公契約制度を結ぶ条例をつくる自治体が出てきておりますが、この間の質問に対しては、まだ明確な答弁がなされておられません。どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、6番目には給食センターの問題についてお伺いいたします。

富良野圏域における給食センターの位置づけは、将来的には富良野の給食センターに統合するというのが計画に載っております。今、多くの自治体で食中毒や災害時における食料の確保、こういう問題をどうするかということが課題になっております。万が一、災害が起きた場合に備えて、1カ所という点になれば、またその被害のリスクは拡大し、必要最小限に食いとめるという点でも、給食センターの統合の見直しは絶対必要だと考えますが、この点に町長及び教育長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。なお、2項目めの消防力の強化につきましての御質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

まず、1項目めの防災体制に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の耐震化等に関する御質問ですが、公共施設等につきましては、平成21年2月に上富良野町耐震改修促進計画を作成いたしまして、学校など利用形態の区分ごとに面積や階層による一定の施設規模を超える特定建築物について耐震化を図るべく検討を行い、早期の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、上下水道等につきましては、更新計画による更新時には、耐震性を持った設備に切りかえを行っており、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

なお、電力や通信インフラ等につきましては、それぞれの事業者において対応されるものと理解しております。

さらに、橋梁等につきましては、今後調査を行った上、その結果に基づき検討させていただきたいと思っております。

また、これらの中には、町単独での取り組みにはかなりハードルの高いものも想定されますことから、今後、国などの制度活用や要望を行いながら改善が図られるよう努めてまいります。

2点目の防災計画の再検討につきましては、さきの議員にも答えさせていただいており見直しも必要と認識しておりますので、今後、研究検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の福祉避難施設についての御質問にお答えいたします。

まず、避難所の指定につきましては、災害時の住民等の安全を確保するため、現在、洪水、火山、その他の災害に応じて町内5カ所を避難所として指定しております。町でも、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等で避難所での生活に

支障を来すため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々がふえてきていることを認識しております。

福祉避難所について、その指定には一定の条件や機能が必要でありますので、当面すべての要件を満たさないまでも、それに近い機能を有すると思われるラベンダーハイツ、保健福祉総合センター、また社会教育総合センターにおいてそのような対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の公共施設、コンビニ等での住民票発行に関する御質問にお答えいたします。

就労、生活形態などの多様化に伴いまして、住民票を最寄りの公共施設やコンビニなどで交付できるシステムの導入は、住民サービスの向上にもつながるものであると理解をしております。しかし、その初期費用及び維持管理費用は極めて多額であり、今後の研究課題とは思いますが、当面は窓口サービスの向上について実現可能なものから取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の公契約制度についての御質問にお答えいたします。

公共工事の入札及び契約に関しては、談合事件や収賄事件等が後を絶たない現状を受け、より入札の透明性の確保や公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底などが強く求められております。このような背景の中で、公契約制度は議員御質問にもありますように、自治体と事業者間で良質な仕事の確保や労働者の賃金確保のために契約を締結する制度であり、全国の一部自治体において公契約条例を制定している現状にあります。

町といたしましては、現在のところ条例制定の考えはありませんが、公契約の趣旨を尊重し、上富良野町発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱を平成21年12月1日から施行し、関係業界にも周知するなど、公共工事における適正な労務管理について指導を行っているところであります。

また、特に労務提供型の委託契約につきましては、最低制限価格を引き上げるなどの配慮を行いながら、過度なダンピングが生じないような措置も講じているところであります。

今後におきましても、指導要綱の徹底に加え、労働契約の基本となります労働基本法、最低賃金法、建設業法などの関係法律の遵守について適切に指導してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

給食センターにつきましては、教育長のほうからお答えさせていただきます。

議長（西村昭教君） 防災担当課長、答弁。

防災担当課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の2項目目、消防力の強化に関する消防職員数と消防車両台数についてお答え申し上げます。

上富良野消防署に確認したところ、平成23年4月1日現在、消防職員数は国の基準で245名でございます。富良野広域連合といたしまして245人、現有人数につきましては122人、充足率は49.7%でございます。上富良野消防署といたしましては、国の基準77名、現有人数28名、充足率36.3%でございます。

続きまして、消防車両台数について説明申し上げます。国の基準では、富良野広域連合24台、現有台数は20台、充足率83.3%でございます。上富良野消防署といたしましては、国の基準6台、現有台数3台、充足率50%でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の6項目目、給食センターに関する御質問に私のほうからお答えをいたします。

議員御承知のように、平成21年4月1日から、上富良野、南富良野、富良野地区の三つの給食センターが広域連合に移行し、安心・安全でより充実した給食の提供を基本として運営を始めて3年目を迎えているところでございます。

給食センターの今後の対応についてであります。移行期の平成20年1月に策定した学校給食を広域連合に移行する基本方針に基づき、平成25年度までに施設の一本化に向けて富良野広域連合において協議、調整を進めているところであります。このことから、現在のところ再検討に対して回答する状況に至っていないことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 防災の体制についてお伺いいたします。

防災といっても広くありますが、まず、きのうの質問でもありましたけれども、上富良野の消防本部、その庁舎等は耐震化の構造に至っております。そういう意味では、また同時に避難指定されている施設もあります。そこもよく見ますと耐震化になっていない避難施設であったりだとか、そういうところもたくさんあります。そういう意味では、耐震化促進のための計画をきちんと全体で見直すということが必要になってきているというふうを考えます。

そういう意味では、この点、町長は今後の計画の中でどのように位置づけられて実行計画を持とうとされているのか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の防災に対します、特に耐震化についての御質問にお答えさせていただきますが、このたびの3.11の大震災の状況を見るにつけ、防災計画のあり方、とりわけこの地方におけまして想定できることといたしまして、耐震化等については非常に重く受けとめなければならぬというふうに理解をしております。現在、促進計画を持っておりますけれども、今の現計画のままでもいいのかどうかということは、これはしっかりと検証しなければならない課題だというふうに理解をしております。

そういう意味におきまして、今、防災計画全体の中も含めまして、特に避難場所と指定をしているようなところを重点的に、今後どのように耐震化に向けて取り組んでいけるのか、検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう耐震計画を見直すということが、今回の震災等において大変大きな課題になってきております。そういう意味では、いつまでにこれをどういう方向で実行するのかという詳細な計画を早期に立てる必要があるというふうに思いますが、今、答弁の中にはそういうものも含めた計画をいつまで持つのかという点では、そこら辺はどう対応されるのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、促進計画を見直し、さらに、実際、実施計画をどのように持つかということにつきましては、この場で時期を明示することはできませんが、いずれにいたしましてものんびりと構えておられるものではないという認識は持っております、加えて、それらの計画を促進するに当たりましては、財政計画がしっかりとあることが前提となつてまいりますので、総合的にしっかりと皆さん方にお示しできるようなものを見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） やはりライフラインと電力も含めて通信体制もあります。消防での本部体制をとった場合に、いろいろな通信等の電力源が必要になってくるかと思いますが、この点で問題だと考えているのは、消防にある電力源では十分賄えないと

いう実態があるというふうに思いますが、この点はどのようにお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

電力の確保につきましては、現在、自家発電装置を消防のほうで設備しておりますけれども、これは役場の本庁舎のほうに供給するというようなことを想定されていないことから、消防の部分についての電力供給は確保されるものかと思いますが、本部機能は、現在、消防のほうに設定することを想定しておりますので、本庁舎のほうにどのような必要があるのかということは、実務をしっかりと詰めて、今後のあり方についてまた検討して、皆さん方にそのあり方について御説明させていただく機会をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いっつき電力が足りなくなったという話も聞いておりますので、そういうことも含めて、やはり現状のシステムの洗い直しというのがどうしても必要だというふうに考えています。

例えば、避難施設の指定になっている老人ホームや、医療で言えば病院などがありますが、病院で言えば7時間余りだそうですが、老人ホームでしたら4時間余りの電源確保。そのほかに避難施設はありますが、そういった非常電力源がないところもたくさんあります。これはどうするのかということも含めた中での検討というものも当然必要だというふうに思います。万が一、富良野圏域で地震等が起きた場合、そういうことも含めて防災計画の中には地震も起きると。しかし、確率としては低いけれども、震度5から6ぐらいの地震も起き得るのだということが書かれております。そういうことも含めた自治体ですから、万が一に備えたこういった体制づくりというのは当然必要だというふうに考えておりますが、この点、もう一度明確に答弁していただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の防災についての御質問にお答えいたします。

公共施設等の対応につきましては前段お答えさせていただきましたが、今お尋ねいただきました避難所の電源確保、これらにつきましては、避難所の中には公共施設ではない民間の施設もございまして、それらの電源の確保状況がどういふふうになっているかということは、今、私の知り得る範囲内では把握できているかどうかお答えしかねますが、しか

し、想定の中では、きのうは想定の話も出ておりましたけれども、仮に大きな災害が起きて、この地で、この富良野エリアで被災がなくても、途中の送電システムにトラブルが起きれば、当然ここも電源供給が絶たれるわけでございますから、そういう場合もあり得ますので、この電源の確保等につきましては、残念ながら今まで十分な経験を持ち合わせていないことから、今回の地震を教訓にしっかりと上富良野町でどうあるべきかということを詰めていきたいというふうに考えております。

また、通信等のインフラにつきましても、通信の確保につきましては、我々素人ではなかなか取り組めるものではございますので、ただ、消防の関係だけについて私が思い浮かべる範疇で申し上げますと、例えば衛星を介しての携帯電話だとか、そういったことの備えは、今後、検討課題になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町の防災計画全体は、確かに風水害や地震も十勝岳の噴火も書かれておりますが、総体的には上富良野町だけで起きた場合の想定であって、町長おっしゃったように、富良野圏域や近隣の町村で起きた場合の被害の想定というものは余り明確にされていない部分があり、そういう意味では、いつどこでどういう災害が起きるか分かりませんので、過度にそういう問題を広げて心配するというではないにしても、そういったバックアップ体制や人の命を守る、この点からの災害に対する対策というのは絶対必要だと思います。

この防災計画を見てもみましたら、給水の確保はどうするのかという問題、食料の確保はどうするのか、医療の確保はどうするのかという問題で、町立病院に薬品の備蓄があるのかといたら、ありませんという話で、ほかの薬局などでもそういった対応が本当になされるかという問題があります。

給水においても上下水道班が確保するということになりませんが、この班がまた現場に出向いた場合、そういった体制がとれるかという問題があります。

きのうもありましたけれども、福祉協議会が物資の供給体制を振り分けするということになりまして、そういった福祉協議会の位置づけがどういう位置づけになっているのかということも、この防災計画には出てきておりません。そういう意味では、そういうもろもろの計画の見直しというのが、当然図らなければならない課題がたくさん、今回改めてお互いに課題の共有を指摘したいと思うものですから、こういう質問をしておりますが、この点はどういうふうに認識しているのか、もう一度確認したい

と思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の防災対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭申し上げておきますが、防災計画の見直しが必要であるということは、まず申し上げておきたいと思っております。その中で、防災計画を見直す中で、今、議員からお話ございました日常生活を確保するための方法、あるいは電気、水道、そういったインフラの部分もあります。さまざまな課題となるであろう、対処しなければならないであろうというもの、それぞれ現場計画を見直す中で、いろいろな想定できるものを拾い上げて、それが緊急に対応を要するもの、さらには近年中に対応しなければならないもの、あるいは将来の備えとして一定程度の時間をかけながら整備をするもの、そういったものをしっかりとまず現実を見つめ直して、将来に向けてどうするかということの組み立てがまだなされておられませんので、議員がお話のような部分を含めました見直しを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひそういう体制を早急に見直しして、着手していただきたいというふうに考えております。

次に、消防力の強化という問題についてお伺いたします。

今、担当課長も答弁しましたが、富良野圏域の消防職員数は49.7%です。上富良野町の消防職員数はさらに低くて、77人に対して現員数が28人という形になっております。これは何をあらわしているかということになれば、1人2役も3役も5役も6役もやっているという形になります。

確かに財政力の問題があって、なかなか充足できないという問題もあるかというふうに思います。また同時に、富良野圏域の連合体ということもありますが、しかし、自賄いという形もっておりますので、その中でどれだけ消防力を高められるかどうかということも、各自治体では今問われているというふうに思います。北海道全体の消防力、消防職員の状況を見ましたら、下から数えたほうが早いという、そういう職員数になっているというのが現状です。

私は、こういうときに、町長は今後、ただ財政がないというだけではなくて、地域の安心・安全を守るそういう立場からも、こういった広域連合全体の見直しとあわせて、この上富良野町の消防職員数や消防車両数の見直しというのは、課題の一つとして

上げて当然しかるべきだというふうに考えておりますが、この点、町長どのように考えておられるのか。全く不足だというふうに私は思いますが、この点どういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の消防力についてのお尋ねにお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど担当課長のほうから充足率等について、上富良野署、さらには広域連合の数値をお示しさせていただきましたけれども、国が示しております基準につきましては、議員御案内だと思っておりますが、これは全く無視するものではございませんが、国が机上でそれぞれの係数を用いてはじいた数字が、今ここで述べられております車両数であり、人数であるわけでございまして、特に充足率というものの定義につきまして、これを満たさなければならない、あるいは充たす必要があるというような、そういう定義づけられたものではないというふうに伺っております。できれば高めてほしいと、高めることが望ましいというふうに理解していただいているということで、消防のほうからはお話を伺っているところでございます。

であるから軽んじていいのかということとは全く別でございまして、限られた財政の中で住民の安心・安全を守るということは、すべてに超越して優先されるべきものだというふうに理解しております。そういった財政の状況と、一方では十分な体制を整えなければならないというようなことから、広域連合というものができてきたというふうに理解しております。そういうお互いに補完し合うことによって、3分の1でありましても、3分の1が3カ所集まることによって100になるわけでございますから、今後そういうようなことで、広域連合の本来の意義を、役割をしっかりと果たすことによって、国が示しております充足率に近づけるような、そういう努力はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 国の基準で机上の論議だということにはならないことで、町長おっしゃいました。

私が述べたいのは、広域連合の49.7%よりも低いのですよ、町長。全道的には71%平均ぐらいになっています。それからも低い。先ほども前段で述べましたけれども、活断層だとか災害が何らかの感じで一気に起きた場合、これはどうするのかという問題になります。自分たちのところで避難、誘

導、あるいは被災者の支援体制がやっとならなくて、それでは手が回らないという話があります。それで、上富良野町は自衛隊だとか近隣の計画も立てているけれども、これとて分散される可能性もあるわけですから、そういうときにどうするのかということは、必要最小限自賄いでできる防災体制の強化というのは、町長必要だと私は考えています。そういう意味では、もっと充足率を早目に引き上げるべきだというふうに思いますが、この点どうですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

充足率にこだわるわけではございませんが、十分な体制を整えるということは、これは永久の課題であると思っております。現在、上富良野町の中において、上富良野署の中において現有の人数で災害時に対応できるかということの理解に対しましては、これは先ほども申し上げましたように、広域連合等が一つの組織として動くわけでございまして、あるいはそれを補完していただく自衛隊の方々の部分、あるいは消防団員の機能と、そういったものを重層的に組み立てた中で、さらに十分な上富良野の町民の皆さん方の安心・安全を保つために、不安を抱かざるを得ないような状況だということが、今後さまざまな機会を通じて検討していく中で生じてくるようなことがあれば、これは皆さん方に充実をしていくような方向に向けての御相談も申し上げますが、今まだそういう検討に入っている段階でもございませぬし、それらの推移につきまして、今、断定的に申し上げられませんが、今後そういうような議員からお話ありましたようなことに、地域として、地区としてこたえていけるような体制になっているかどうかということは検証させていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 全く物事を正面から見ない態度だと私は思うのです。

福島原発においても、そういうことは起き得ないということでは起き得るわけですよ。そういう意味では、いつ何どき自然災害というのはどういう形で起きるかわかりません。そういう意味では、きちんとした早急に消防職員数を引き上げるということは絶対必要です。

例えば、これは総務省の消防庁の消防力整備指針というのがありまして、その第1条の趣旨の中には、そういった災害予防、緊急業務、人命の救助、こういったものに対応した消防職員数の人員が定められているのだということが大まかに掲げられております。そういうことからしても、やはりこういった消防職員数をふやすということは、私は何ら問題

はない、災害時に備えた体制力をふだんからつけておくという点でも絶対必要だというふうに思いますが、36.3%ですよ、普通だったら平均で50%ラインなのかなと思いますよ。だけれども、36.3%でどういうふうな初動体制がとれるのかという問題です。

確かに近隣住民の防災組織なども活用するでしょう、消防団なども活用するでしょう。だけれども、やはり基本は消防職員の初動体制がきちんととれるかどうか、それによってそういった体制を動かせるかどうかとも決まってくるわけですから、阪神・淡路大震災でもこういう問題が大きくクローズアップされました。この点、もう一度考えなおして消防職員の充足率を早急に引き上げるべきだと思いますが、これは拒否されますか、どうですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

消防力の整備につきましては、整備率が高まれば高まるほどいいということは、これは全くそのとおりでございます、何ら違う考えを持っているものではございません。しかしながら、現実の対応といたしましては、今日に至るまでの過去の経験等も非常に重要でございます、そういう中から今の上富良野の消防体制、消防力が、数字だけではなくて、現実に住民の安心・安全のために必要最小限の備えになっているかどうかということは常に検証しておりますので、議員がお話のような課題が、今後、現場等から寄せられてくるようなことが生じれば、それは検討してまいります、今のところ早急にこれを見直すというような状況にないということだけは御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番、米沢義英君。

5番（米沢義英君） 現場から上がってくるかどうかという論議以前の問題ですよ。現場は、広域連合等で経費の節約をしなさいと言われてるので、なかなかそういったことを思っても言い出せないのではないですか、町長。いつも町長おっしゃっているように、子育てにしても何にしてもトータルなのだ。トータルだから、どれ一つを欠けても子育てはできないのだということを言っていますよね。それと同じというふうにはいかにしても、こういうものもすべてそれぞれがきちんと一定の消防力や安全対策を施してこそ、消防力や住民の安全を守れるわけですから、この点、町長は全く無視されるおつもりですか。もう一度、答弁をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答え

させていただきますが、幾度もお答えさせていただいておりますが、現在の消防体制の中におきまして、とりわけ効率的な消防活動ができるようにということで、せっかく広域体制がしっかりと組まれて、それに実が上がるように努力をしている最中でございます。そういったことにこれからはしっかりと対応してまいります、上富良野、あるいは富良野圏域の安心・安全がトータルでしっかりと守られるようなことが、今、私がすべきことだというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 前段の防災計画の見直しと消防力の強化というのは、全く統一されていないですよ、ばらばらですよ。こういう中で防災計画の見直しをやるといったら、とんでもない話ですよ。こういうものも見直してこそ、防災体制の全般的な見直しの部分ですから、当面、やはり50%以上、全道平均で70%ぐらいの、道の資料を見ましたらそうなっていますので、そういったところまで最低基準を引き上げるべきではないですか。この点どうですか、町長。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、充足率を一つの数値として押さえて、それを前提にして、この上富良野消防署の体制をどうするかということは、今、想定はしていません。何度も申し上げております。ただ、富良野圏域の中の上富良野の地域として、しっかりと消防体制が組まれているかということについては、これは常に検証するということは申し上げておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 消防職員の防災計画も含めてなのですが、検証するのであればきちんと検証してくださいよ。そうしたら、何のための総務省が示した消防力の整備指針というものがあるのかという問題ですよ。これは全く言葉だけの論議で書かれたと、机上の議論で書かれた問題だから、これはさほど大したものではないというふうな判断に私は聞こえるのですが、この消防指針というのは町長どうふうにお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、消防庁で出ております指針等についてということが書かれているかは、今、知り得ませんが、いずれにいたしましても先ほどから申し上げておりますように、住民の安心・安全を守る大きな仕組みとして消防があるわけでございますので、それについて住民の皆さん方に不安などを与え

ることのないような実態の仕組みづくりに私はしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 全く答弁らしい答弁ではありません。そして、能動的な思考ではないのです、これは。単に広域で応援してもらうからいいのだというだけの、そういった防災計画を立ててしまえば、これは元も子もありませんよ。上富良野町がどういった防災計画をしっかりと持つのかということがあって、それに対する近隣の支援体制がどうなのか、消防職員数はどうするのかということも含めて、私はきちんと町長やるべきだというふうに考えます。そういう意味では、逃げることなく、こういうものに対する消防職員の充足率の引き上げをやるという、考えていないということに全く等しいと思いますが、それでは上富良野町の安心・安全というのは言葉だけに終わってしまうというふうに私は考えておりますので、この点、町長の答弁自体が全くおかしいと思います。

次の項に移らせていただきたいと思っております。

福祉施設の問題ですが、この点については一定の条件の整備が、機能が必要だということで書かれておりますが、これをラベンダーハイツ、保健福祉総合センター、社会教育総合センターにも対応を図りたいということなのですが、それなりの施設ということになる以前に、構えとして、指定場所としてきちんと位置づけるということが前提ではないかというふうに思いますが、これはそれに伴った整備というのは当然必要だと思いますが、この点はどうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の福祉避難場所についての御質問にお答えさせていただきます。

町といたしまして、福祉避難場所として特化した施設は持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたような、ラベンダーハイツ、あるいはかみん、あるいは社教センター等につきまして、福祉避難場所となり得るような、そういう整備につきましては、これは防災計画の見直しの中で含めまして整備を必要とするものについては、これは整備を図ってしっかりと体制を整えていかなければならないと考えておりますので、この点につきましてはしっかりと、住民に安心していただけるような福祉避難場所としての機能を持ち合わせられるような、そういうことに一歩でも近づくように努力してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 少なくとも、こういう避難

施設という形で、福祉センターにしても、ラベンダーハイツにしても、一般の被災者も避難してくるというような施設にもなっております。どこへ避難するかというのは、指定はありますけれどもそれぞれの判断にゆだねられる部分があります。そういうことを考えたら、ここに避難してきた場合の体制づくりだとか、場所が狭くなったりだとか当然します。そういった場合の場所の確保も、当然一定部分、そういう避難施設ということであれば必要な部分が出てくるのだらうと思いますが、そういうものも含めて、器材も含めてなのですが、検討する必要が早急にありまして、そういう意味では、ここここは最低必要というふうにきちんと備えて、そういった器材も整えようという指定施設というのは早急に指定すべきだと思いますが、この点確認しておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、福祉避難所の必要性につきましては、これは議員がお話のように私も考えを同じにするものでございます。

きちんとした形で定義づけて、ここが福祉避難場所というような位置づけ、形にこだわるものではなくて、福祉避難場所につきましては、題して二次的な避難のときに初めてその機能を求められるというふうに理解しておりますので、今、仮に福祉避難場所として申し上げましたようなところが、実際そういう役割を果たし得ない状況だとすれば、それはそういう状況にこたえられるような、整備をできるような防災計画の中にしっかりと位置づけて、早い整備のものに区分けしていくような、そういう認識を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 一次避難であったとしても、防災計画の中ではそういう弱い人たちを早急に想定される場合は、早急にそういう場所に避難させますよということが明記されているわけですから、二次避難も当然そうですが、そういうことも含めた避難施設の確保というのは絶対必要ですし、町長もおっしゃっていますように早急に整備したいということであれば、ここここについては必要最小限確保して、それで足りない場合はどこどこを対処するのかということまで含めた計画が必要だというふうに述べて、早急にこの点改善していただきたいと思っております。

次に、給食センターの問題についてお伺いいたしますが、給食センターは御存じのように今までの流

れの中で、震災あるいは食中毒等が起きた場合に、リスクを必要最小限に食いとめる。それでもなおかつだめな場合もあるかもしれませんが、しかし、行政と考えなければならないのは、今、計画では25年までに施設の一本化に向けた調整を図りたいということで述べております。

この防災計画の中には、万が一、災害が起きて食料が調達できない場合、学校施設を初め給食センターを活用するということがきちんと書かれています。こういうことも含めた場合、そこに給食センターがないとした場合、この防災計画そのものが全く役に立たない、無意味だということになるわけです。

今後、見直すということで、そういう問題解決を図ろうとしますが、今すぐこういう問題に対処できるような位置づけとして、必ず上富良野町にも給食センターを存続させるという方針を、広域連合の問題ではありますけれども、何よりも町の方向性としてもきちんと持つ必要があると思いますが、この点、まず町長からお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の給食センターにつきまして、私のほうからまずお答えさせていただきますが、議員お話のような給食センターの防災上の観点からの視点につきまして、当然そういったことも、今後、広域の協議の中で課題として浮上してくるものと類推できますが、そういったことをこれから検討しようという途上でございますので、検討の経過を踏まえた中で、今後、上富良野町独自として個別の計画を持つ必要があるのかどうかということは、その次の段階での検討になるかと思えます。現在まだそういうような状況に立ち至っておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 米沢議員の御質問でございますけれども、今、町長が申し上げましたとおり、今後の対応として25年、一応、位置づけしてございますけれども、今そういう心配も広域連合の中で、これからの一つの状況判断の中で進めていかなければならない部分がたくさんあるかというふうに思います。

いつ災害が起きるかかわからないという状況もございますので、事務レベルでどういう形で進めるかというのも、早急にもう一度こちらのほうで提起させていただきながら対応していきたいということで、今の段階で質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

### 日程第3 議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））の専決処分を行いました要旨について御説明申し上げます。

本件は、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災に伴い、その被災者の方々の受け入れのため教員住宅10戸、公営住宅6戸をもって対応することとしたため、その住宅の整備費、また、被災地の支援のために職員の派遣経費、合わせて884万円を予算措置することとし、その財源を予備費から充用することで補正予算を調整し、4月1日付で専決処分を行ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ御報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を順次朗読しながら御説明をいたします。

議案第1号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。処分事項。平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年4月1日。上富良野町長向山富夫。

次ページに移ります。

補正予算の概要につきましては、議決項目の部分につきましては説明をし、予算の事項別明細書につ

きまして省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1、歳出。2款総務費884万円、12款予備費884万円の減。歳出合計はゼロ円であります。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求め（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第15号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第15号専決処分の承認を求め（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第15号専決処分の承認を求め（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））の専決処分を行いました要旨について御説明申し上げます。

本件は、6月10日から11日の集中豪雨により、道路、河川等に被害が発生いたしましたことか

ら、緊急に対応するために災害復旧費1,150万円の予算措置を講じ、歳入の財源全額を特別交付税として補正予算を調製して、6月11日付で専決処分を行ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ御報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を順次朗読しながら御説明をいたします。

議案第15号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。

記。処分事項。平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年6月11日。上富良野町長向山富夫。

次ページに移ります。

なお、補正予算の概要につきましては、議決項目の部分につきましては説明をし、予算の事項別明細書につきまして省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,050万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1、歳入。10款地方交付税1,150万円、歳入合計は1,150万円であります。

2、歳出。13款災害復旧費1,150万円、歳出合計は1,150万円であります。

以上で、議案第15号専決処分の承認を求め（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い

申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第2号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第2号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、平成22年度の各会計の決算確定に伴います繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計における実質収支では、1億9,337万3,000円となったことから、当初予算の繰越金の計上額等を差し引いた1億6,337万3,000円を補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度へ繰り越しの手続をとることに伴い、一般会計が繰り戻しを受ける必要のあるものについて予算を計上しております。

2点目は、昨年度、敷設した携帯電話伝送路について、一部北電柱及びN T T柱の貸し付けを受け強化しているところですが、今般、同地区において通信設備事業者が光ファイバーケーブルを敷設する計画があり、その結果、北電柱及びN T T柱が強度不足により、立てかえが必要となったところであります。それに伴いまして、本町分の伝送路についても敷設がえの工事が必要となり、その経費については共架契約等により、借り主である上富良野町が負担することになっていることから、所要の経費を計上するものであります。

3点目は、緊急雇用創出事業についてですが、当初予定しておりました保育士の未就職卒業者雇用事業について募集を行ったところ、対象者がいなかっ

たことから事業の廃止を行うとともに、今般、北海道より追加募集があり、かみふらの定住移住促進事業を新規事業として採択されましたことから、所要の経費を計上するものであります。

4点目は、乳幼児等の医療費助成の対象者拡大についての補正ですが、現在、3歳未満の乳幼児等に対して医療費の助成を行っているところですが、その制度が本年9月末をもって時限を迎えますことから、新たに対象者を就学前児童までに拡大するとともに、2カ月間前倒しをして実施することとしたため、所要の経費を計上するものであります。

5点目は、省エネ型生活灯設置補助についてですが、当初、60灯を予定して予算措置をしていたところですが、各町内会より要望をとったところ、昨今の省エネ意識の高まり等により、予定を大きく上回る356灯の設置希望があったことから、当初の設置目標を上方修正し対応することとしたため、増額補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源の調整を図った上で、財源的に余剰となる部分につきましては、今後の財政需要に備えるため予備費に留保することで、補正予算を調製したところであります。

それでは、以下、議案につきましては議決対象項目の部分につきまして説明をまいります。

議案第2号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,939万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,989万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税277万円、14款国庫支出金35万円、15款道支出金556万7,000円、17款寄附金4万9,000円、18款繰入金728万4,000円、19款繰越金1億6,337万3,000円、歳入合計は1億7,939万3,000円であります。

次ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費628万5,000円、3款民生費40万6,000円、4款衛生費2,254万8,000円、5款労働費336万8,000円、6款農林業費173万9,000円、7款商工費1,380万円、9款教育費3万円、12款予備費1億3,121万7,000円、歳出合計は1億7,939万3,000円であります。

以上で、議案第2号平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 15ページの乳幼児医療費の関係で、今回、就学前までの医療費の助成という形で、予算化された部分があると思います。

そこでお伺いしたいのは、久しく乳幼児医療費の問題については、改善を図るという形で今回の経過に至ったわけですが、今、私たち署名運動を行っておりまして、中学校までの医療費の無料化ということで、大変反響を呼んでいるところです。せめても小学校6年生ぐらいまでは、医療費無料化にしてほしいというそういう声が、またたくさん寄せられています。

今回、この予算を見ますと、就学前という形になっております。そうしますと、やはりそういった要望から、ちょっとかけ離れている部分があるのだろうというふうに思います。大変前進面では、改善された部分では大いに評価したいというふうに思いますが、今後、こういった問題に対して今回で最終的な打ち切りにするのかどうなのか、この点、もうこれ以上改善されないのか。

それと、もしも小学校6年生までの医療費の無料化を拡大した場合、この資料によれば町の負担と自己負担を合わせれば、単純に対象年齢が655人で、受診件数は60件という形で、医療給付見込みが200万円。そのうち、100万円、100万円がそれぞれ自己負担と町の負担というふうになっております。単純に計算しましても、6年生までの入院費を無料にした場合に、当然財源も圧迫することなく、そこまで改善できる予算を十分改善できて、大いに喜ばれると思いますが、そういうものも含めて今回改善の対象として十分な審議されたのかどうなのか、あわせてお伺いしておきたいと思えます。

予算上で言えば、そう多くない、若干その年度に

よっては変動するかというふうに思いますが、21年度聞きましたら46件でしょうか、その前は38件で、インフルエンザとかいろいろな変動があれば、当然上がったたり下がったりしますが、そう大きく変化はしない状況があるというふうに思います。

この間、私は何度も言いましたけれども、高学年になれば一定免疫力もついて、抵抗力もついて、受診回数も減るということが、町の資料から見ても明らかになっておりますので、こういった部分も含めた対象年齢の小学校6年生までの拡大というものも検討されてみてはどうかというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

議長(西村昭教君) 副町長、答弁。

副町長(田浦孝道君) 5番米沢議員の乳幼児の関係の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

委員会等で申し上げましたので、繰り返しになるかと思いますが、町長におきまして、子育て支援の分野で医療費の助成というか、無料の措置をどうあるべきかということ現場のほうに指示をして、改善検討を加えてきたわけでありまして。

また、特に現行制度の医療制度関係につきましては、9月いっぱいまで時限期間の3年を経過することから、検討については昨年より着手をまいりました。

町長の思いはできるだけ、今、議員からお話ありましたように、小刻みでやることはいかがなものかなという思いも持っていたようでございますので、現場におきましてあらゆる角度から検討をしました結果、就学前の幼年期につきましては、非常にまだ体の状態といえますが、まだ成長の初期の段階でございますので、受診機会が非常に多いと。体調を崩す機会も多くて、受診機会が多いというようなことを念頭に、そういう期間を対象にして、受診機会を十分に与えるということで医療費の無料化を恒久的にやりましょうという現場の提案を受けて、町長を交えて議論をした結果、町長も決断に至ったということでございます。

今後の改善については、これで終わりかということの御質問あったかと思いますが、今、申し上げましたように、町長におきましては段階を経ていくという思いがないようでございますので、状況なり実態が大きく変わらないとすれば、これが一つの節目かというふうに思っているところでございます。

ただ、就学前までのそのラインで、今、前段申し上げましたようなことが果たして実態として変化がないのかについては、現場としては少しそういう動向をしっかりと見きわめることが、行政としての課題だなという認識を持っているところであります。そ

ういう観点で、関係条例も上程していますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 署名集めていましたら、やっぱり情報は早いので、中富良野町や比布町でもやっている、上富良野町でぜひやってほしいという声が多いですね、やっぱりね。そういうことも含めて、今回、政策的にきっちり思い切った政策をとって、そういう人たちの要望にこたえる必要があったのではないかと。確かに、就学前まで拡大したという点では、一定の評価はありますが、しかし、まちづくりの子育て支援だとか毎回言っておりますが、そういうものを含めて思い切った政策の中にこそ、そういう人たちが引きつけられて上富良野町に住んでみたいとか、いろいろな形で単純にはいきませんが、思いになるというふうなのは実際あります。

そういう意味で、もう一度確認しておきますが、住民要望がこれからまた出てくると思いますが、そういった今、改善されてすぐどうのこうのという話にならないにしても、そういった要望に対して今後対処し得るということも考えておられるのかどうなのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の乳幼児医療に關します御質問にお答えさせていただきます。

私の思いといたしましては、すべてのあらゆるテーマに対して、事象に対しまして手厚くしていつてあげられることが、これは望ましいことは申すまでもございません。しかしながら、行政運営の中で限られた貴重な財源を用いての施策でございます。医療だけではなくて、さまざまな子育ての分野に限って申し上げまして、さまざまな方々からさまざまな思いを寄せられております。そういったことを総合的に勘案して、行政効果が高まるような施策は何かということで判断して、今回御提案させていただいておりますので、また、将来諸般の情勢が変わったような違う環境になった段階では、それは断定できませんが、その時々行政課題に対して適切に対処するのが私の役割でございますので、そういう認識は常に持っているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第3号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第3号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成22年度会計の決算により、平成23年度会計への繰越額が6,222万1,000円と確定したことから、当初予算の繰越金3,500万1,000円に2,722万1,000円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成22年度の一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の2,631万4,000円を予備費に充当し、平成23年度会計の不測の事態に対応しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,722万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,113万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款繰越金2,722万1,000円、歳入補正合計は、同額の2,722万1,000円であります。

2、歳出。

10款諸支出金90万7,000円、11款予備費2,631万4,000円、歳出補正合計は2,722万1,000円であります。

以上で、議案第3号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第4号

議長(西村昭教君) 日程第7 議案第4号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第4号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成22年度会計の決算により、平成23年度会計への繰越額が33万1,000円と確定したことから、当初予算の繰越金1,000円に33万円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成22年度の保険料の精算に伴う広域連合納付金及び一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成23年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億144万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金33万円、歳入補正合計は、同額の33万円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金18万2,000円、3款諸支出金14万8,000円、歳出補正合計は33万円であります。

以上で、議案第4号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第5号

議長(西村昭教君) 日程第8 議案第5号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（坂弥雅彦君） ただいま上程されました議案第5号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の要旨を申し上げます。

1点目は、本会計の平成22年度分の精算を終えて、23年度会計への繰越額が確定したことから、歳入歳出既決予算額に2,220万4,000円を追加し、予算総額を7億9,740万3,000円にしようとするものであります。

2点目には、繰越額のうち平成22年度に町一般会計から繰り入れを受けた給付費の負担給与費、事務費の精算によって確定しました355万1,000円を町の一般会計へ繰り出しますほか、平成22年度に既に納付を受けた後に減額が確定いたしました介護保険料を還付することと、精算に伴う臨時特例基金6万6,000円を当該基金へ積み戻すよう、それぞれの科目へ計上するものであります。

3点目には、平成22年度の給付にかかります国及び道支払基金交付金の概算払いに対する精算額が9月ごろに予定されることなどを含めまして、今年度の介護保険会計運営の安定対応に資するため、予備費として1,854万8,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読いたしまして説明いたします。

議案第5号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,740万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金2,220万4,000円、歳入合計2,220万4,000万円。

2、歳出。

5款基金積立金6万6,000円、6款諸支出金359万円、7款予備費1,854万8,000円、歳出合計2,220万4,000円でございます。

以上、議案第5号平成23年度上富良野町介護保

険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第6号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第6号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成22年度会計の決算に伴う収支の精算差額を平成23年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものとなっております。差額の内訳につきましては、収入では使用料の増を主要因とする収入合計12万1,000円の増額と、歳出側では電気料、修繕費、量水器購入費などの執行残63万2,000円の合計額である75万3,000円となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,959万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをごらんください。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰越金75万2,000円、歳入合計75万2,000万円。

2、歳出。

3款繰出金75万2,000円、歳出合計75万2,000円。

以上、議決項目のみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第7号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第7号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、平成22年度会計の決算に伴う収支の差額を平成23年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。支出差額の内訳につきましては、歳入の下水道使用料を主要因とする78万9,000円の増額と、歳出では職員給与費や修繕費、予備費などの執行残113万8,000円の合計額192万7,000円となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成23年度上富良野町公共下水道事

業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,705万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをごらんください。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金192万6,000円、歳入合計192万6,000万円。

2ページへ参ります。

2、歳出。

3款繰出金192万6,000円、歳出合計192万6,000円。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第8号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第8号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ただいま上程されました議案第8号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）

につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、平成 22 年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金が 1,491 万 1,000 円と確定いたしましたことから、当初予算に計上している 300 万円との差額 1,191 万 1,000 円を繰越金に補正するものでございます。

2 点目は、同額を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして事業の収支状況を見きわめ、基金への積み立てを検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 8 号平成 23 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 23 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,191 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,404 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5 款繰越金 1,191 万 1,000 円、歳入補正額の合計は、同額の 1,191 万 1,000 円でございます。

2、歳出。

6 款予備費 1,191 万 1,000 円、歳出補正額の合計は、同額の 1,191 万 1,000 円でございます。

これをもちまして、議案第 8 号平成 23 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 8 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 9 号

議長（西村昭教君） 日程第 12 議案第 9 号上富良野町表彰条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第 9 号上富良野町表彰条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町の表彰は、表彰条例同条例施行規則及び運用方針の規定に基づきとり行っているところであります。現行の表彰は、自治功勞表彰、社会貢献賞、善行表彰、勤続表彰の 4 種類となっておりますが、勤続表彰につきましては、対象者に上位表彰の道が確保されていることや、町長以外の任命権者からの表彰等があることなどから廃止をしようとするものであります。

なお、各表彰の表彰基準や基準在職年数等の統一化とともに、多額の金品の寄附者に対しては、金額の多寡にかかわらず感謝状に統一するよう、規則以下の改正をあわせて行う予定であります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第 9 号上富良野町表彰条例の一部を改正する条例。

上富良野町表彰条例（昭和 58 年上富良野町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、善行表彰及び勤続表彰の 4 種類」を「及び善行表彰の 3 種類」に改める。

第 4 条中「行政の各分野」を「まちづくりの各分野」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条中「前 4 条及び第 11 条」を「前 3 条及び第 10 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「、第 5 条及び第 6 条」を「及び第 5 条」に改め、ただし書きを削り、同条を第 7 条

とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項及び第2項中「し、併せて記念品を添えて授与」を削り、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

附則。

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第10号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者の負担の軽減を図る等のために、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布、同日施行されたことにより、上富良野町税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、個人住民税において、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失額を平成22年分の総所得金額等から、雑損控除として控除するものであります。また、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができない場合においても控除対象期間の残りの期間について、引き続き当該控除を適用するものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する

条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）。

第22条、所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2、前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が、平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3、第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4、第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5、第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)。

第23条、所得割の納税義務者が、前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読みかえて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは、「法附則第45条第2項の規定により読みかえて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読みかえて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読みかえて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定(附則第23条に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第11号

議長(西村昭教君) 日程第14 議案第11号平成23年度上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険税における中低所得者の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を見直す必要の事項について、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、基礎課税額に係る課税限度額、現行50万円を1万円引き上げ51万円に。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、現行13万円を1万円引き上げ14万円に。介護納付金課税額に係る課税限度額、現行10万円を2万円引き上げ12万円とするものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附則。

施行期日。1、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

適用区分。2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今回、国保税の一部を改正する条例ですけれども、これは中低所得者の負担軽減を図るために、課税限度額を見直しをするということなのですけれども、今までは低所得者層とかということだったのですけれども、今回、中所得者ということなのですけれども、中所得者層というのはどれぐらいの所得の層を指しているのか。例えば、低所得者だと200万円ぐらい以下かな、高だと700万円ぐらい以下かな、その中間かなとは思っていますけれども、一方で滞納者が結構、医療関係で2,233万円、ことしの4月30日現在で繰越滞納額ですけれども、前年より5%ぐらいふえておりますし、医療のほうでは330万円、これも2%ぐらいふえております。それから、支援金のほうでは298万円、これも滞納額がありまして、今回見直しをされた一番の要因というのはどういうことなのでしょう。

また、滞納者の所得層はどのようになっているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。これで反対するものではございませんけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 2番村上議員の御質問に答えたいと思います。

まず1点目の所得階層の区分でございますが、議員先ほどおっしゃいましたように、200万円以下が低所得者だとか700万円以上は高所得者だとかというお話でありましたが、具体的に幾らが高所得者で幾らが低所得者という定義というものは、具体的には明示はされていないのですけれども、おおむねそのような、例えば今回の限度額を超えるところに係る人は高額というか、その部分に入ってくるのかなと。また、当然、その限度額からかけ離れているような世帯区分につきましては、中所得者以下なのかなということ判断しているところでございます。

また、滞納繰り越しの話であります。今、4月末の数字であったかと思いますが、先般5月31日で会計を閉鎖したところでありまして、現年課税分につきましては、昨年より0.9%、9ポイントほど徴収率は上がっておりますし、また、滞納繰越につきましても5%近い、4.5ポイントほど上昇しているところでございます。全体的にも昨年の滞納繰越金額よりも200万円ほど、減額となっているところであります。

3点目の限度額の見直しの関係でございますが、これにつきましては、国におきまして限度額を超える世帯数が全体の5%を超えた場合に、限度額の再

算定をいたしまして、引き上げ額によってその5%を切るようにということで、今般、再計算の結果、1万円引き上げることによってその5%を下回ることになる。介護だけが1万円では5%を下回らないことから、2万円の引き上げということになっておりますので、そういうことでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 滞納者の中のこれは後で結構でございますけれども、どういった層が滞納になっているのかなというような感じするのですけれども、今あれだったら後でお示ししていただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（北川和宏君） 先ほども申し上げましたように、5月末をもって22年度会計を閉じたところでございますが、今現在、分析の最中でありまして、具体的な内訳はわかっておりませんが、いわゆる限度額を超えるような世帯というのは記憶にないところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今、担当の課長もおっしゃったように、所得の多いか少ないか、あるいは低所得者かそうでないかというのは、金額的にはそういう形になるのだろうというふうに思いますが、しかし、経済の売り上げの状況だとか経営状況見ましたら、確かに高額な売り上げをしていてもやっぱりそれにかかわる経費だとか、いろいろ問題ありますよね。そういうことを見た場合に、必ずしも高額ではないような状況があって、結局、所得に対する課税がされて、かなり課税が負担になるというような実態も見受けられます。

もう一つ言いたいのは、今、国がいわゆる中低所得層の軽減という形でおっしゃって、今回の改正に至ったわけなのですが、しかし、必ずしも今回の税条例の改正見ても全国的に見てもそうなのですが、中所得者の軽減につながっているのかどうなのか。その経済実態から見た場合に、かなりそうではない部分があるというふうに私は考えているところで

す。そういう意味で、今回の税条例の改正で高額だということで引き上げられるわけですが、果たしてそれが高額だという範疇の中で応分の負担になっているのかということ言えば、不公平ないわゆる感じになっているのではないかなというふうに私自身考えております。そういう意味で、今回の条例改正は、大きな疑問もありますし、それ以前に国が国保

会計に対する国庫負担率の改定をやったことによって、昔の基準でやれば上富良野町も4,000万円からそのぐらいの収入、国庫負担が入ってくる計算に私なりの試算でなるので、そういったところを抜本的に見直していただいて、そういうことによって国保税の一般会計からの実際の負担も繰り入れることによって軽減されるのだと思いますが、そういうものも含めて見解についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問にお答えします。

今、担当課長のほうから申し上げましたように、国保税である目的税につきましても一定のルールで、そういう制度が設計されてございます。特に今回、トータルで申し上げますと、現行73万円の限度額が4万円アップして77万円になると。担当から申し上げましたように、これを上げないとその相当分が、またそれ以下の中間層に所得割として再課税になるということで、非常にいびつになることがさらに進むということがありまして、一定程度の割合をもってそのキャップをまた上げるということで、負担の公平感を是正するというそういう機能が果たされているというふうに認識していますので、我々としてはそういう制度の中でしっかり軽減の十分発揮できる階層に、そういう機能が発揮できるようなそういう税率構造を念頭に置いて、今回も税率を適用させていただいているところであります。

今、議員からも申されるように、国費の投入のあり方については、これは公的医療制度がたくさんございまして、そういう中で一番国保制度は地域保険として基盤になっていますけれども、非常に脆弱だということで我々も地方六団体含めまして、国に十分な働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号

議長（西村昭教君） 日程第15 議案第12号 上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案の要旨を申し上げます。

平成20年10月から平成23年9月までの3年の期間、3歳未満児及び就学前幼児で非課税世帯の場合は、本人の負担がなくなるよう初診時の一部負担金を、町の独自助成として実施してきたところがあります。この町独自の助成期間について、本年9月末の期限を迎えることから、子育て支援対策の一層の推進のため、受診頻度の高い乳幼児の早期受診を促し、治療の助長を図るため、また健全育成と子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前幼児に対する医療費の負担がなくなるよう町独自助成として拡大実施に必要な事項について、関係条例の条文の整備をするものであります。

改正の内容につきましては、受給者が就学前幼児の場合、医療費の自己負担がなくなるよう拡充して、町の単独事業として助成するものであります。

また、現行の施策期間は、平成20年10月1日から平成23年9月30日までの3年としていたるところであります。受給者証の一回定期更新が本年の7月末であるため、対象乳幼児世帯受診医療機関の混乱及び更新事務手続の煩雑をなくすよう拡充施策を2カ月前倒して、平成23年8月から実施するものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第12号上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例。

（上富良野町乳幼児等の医療助成に関する条例等の一部改正）。

第1条、上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例（平成6年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される」を「額として次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)受給者が満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額。

(2)前号の受給者以外の者にあつては、一部負担

金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額。

附則第3項中「9月30日」を「7月31日」に改める。

(上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療の助成に関する条例の一部改正)。

第2条、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、受給者が満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者にあつては、基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

附則第3項中「9月30日」を「7月31日」に改める。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(一部負担金等に関する経過措置)。

2、改正後の上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例及び上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成23年8月1日以後の医療費について適用し、平成23年7月31日までの医療費については、なお従前の例による。

以上、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号

議長(西村昭教君) 日程第16 議案第13号財産取得の件(除雪ドーザ)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いたしました議案第13号財産取得の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在は、2台の除雪ドーザを保有しておりますが、このうちの1台につきましては、当時、建設省が所管する雪寒事業により、平成7年度に購入したものであります。しかし、使用年数も既に16年を経過して老朽化に伴い、維持、修繕費用が増嵩しているため、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、更新するものです。

除雪ドーザの概要につきましては、13トン級、車輪式でございます。購入に当たりましては、北海道内で納入実績のあります4者を指名いたしまして、6月20日入札の結果、北海道川重建機株式会社旭川支店が、1,247万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1,309万3,500円となっております。参考までに2番札は、コマツ建機販売株式会社の1,320万円でした。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第13号財産取得の件。

除雪ドーザを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、取得の目的、除雪ドーザ。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、1,309万3,500円。

4、取得の相手方、旭川市永山2条9丁目1の33、北海道川重建機株式会社旭川支店、支店長日野泰次。

5、納期、平成23年11月30日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号

議長（西村昭教君） 日程第17 議案第14号  
上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に  
関する協定締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程され  
ました議案第14号上富良野町公共下水道根幹的施  
設の建設工事委託に関する協定締結の件について、  
提案の要旨を御説明いたします。

上富良野町公共下水道事業は、昭和54年に基本  
計画を作成し、昭和57年度から整備事業に着手い  
たしました。平成3年度には、浄化センターが完成  
したことから一部供用を開始し、順次、区域を広げ  
ながら現在に至っております。

現在、稼働中の3系列の処理設備のうち、初期稼  
働の2系列は供用から20年を迎えるに当たって、  
老朽化の激しい部分について、長寿命化を基本とし  
た年次計画により改修更新を行ってまいります。こ  
の施工及び管理につきましては、地方公共団体が  
行う公共下水道事業を受託代行する目的を持って、  
都道府県と人口8万人以上の市が出資し、国が補助  
する地方共同法人として発足した日本下水道事業団  
に委託しようとするものであります。

地方自治法施行令第167条の2第1項が適用さ  
れる国又は地方公共団体との契約を準用できるた  
め、随意契約によるものであり、さらに本年度当初  
予算において設定しております平成23年度から2  
4年度の債務負担行為に基づくものとなっております。

なお、契約の内容が地方公共団体の業務の代行、  
支援であることから、委任契約の性格を基本にしな  
がら、公的団体間の取り決めとしての協定という形  
式がとられております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第14号上富良野町公共下水道根幹的施設の  
建設工事委託に関する協定締結の件。

上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託  
に関する協定を次により締結するため、議会の議決  
に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条  
例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野町公共下水道根幹的施  
設の建設工事委託。

2、建設の場所、上富良野町基線北24号983  
番地の2。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、2億7,200万円。

5、契約の相手方、東京都新宿区四谷3丁目3番  
1号、日本下水道事業団、代表者理事長曾小川久  
貴。

6、契約締結年度、平成23年度。

7、支払の方法、予算の範囲内において年度資金  
計画による。

8、完成の期限、平成25年3月29日。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、議決賜りますようよろしくお  
願いします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質  
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いた  
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第1号  
議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程いただきまし  
た発議案第1号議員派遣の件について、議案を朗読  
し、説明といたします。

発議案第1号議員派遣の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2  
項の規定により提出いたします。上富良野町議会議  
長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。同じく、  
谷忠。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び  
会議規則第122条の規定により議員を派遣する。  
記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び  
先進市町村調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会議員の資質向  
上に資するため。

(2)派遣場所、札幌市、江別市。

(3)期間、平成23年7月5日から7月6日の2

日間。

(4)派遣議員、全議員14名。

以上で、発議案第1号の説明といたします。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決したいと思います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 農業委員会委員の推薦の件

議長(西村昭教君) 日程第19 農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は、上富良野町議会運営に関する先例により1名とし、本職より推薦したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本職より、日新地区の白井一宏君を推薦したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は、白井一宏君を推薦することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

町長 あいさつ

議長(西村昭教君) ここで本議会は、現議会議員の最後の定例会でございますので、町長よりごあいさつをいただきたいと思っております。

向山富夫町長。

町長(向山富夫君) 一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきますと存じます。

まず、今第2回定例会におきましては、皆様方大変御協力を賜りまして、上程させていただきました全議案可決をいただきましたこと、まずもお礼を申し上げます。

ただいま議長のほうから御紹介いただきましたように、皆様方におかれましては、本任期中におきまして最後の定例会となったところでございます。私も町長に就任させていただきましてから、約2年半の間、皆様方大変御支援をいただきまして、また御指導をいただきまして、行政推進に皆さん方大変背中を押していただきまして、今日まで町民の生活

の安定のために頑張ってくることができました。ひとえに皆様方の深い御理解の賜物と感謝申し上げる次第でございます。

御案内のように、先ほどの3月11日の大震災に象徴されるように、非常に世の中先行きが見通せない状況でございます。そういう中で少子高齢化、さらには人口減少時代と、地方自治を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。しかしながら、いつときの歩みをとめるわけにもいかないのも実態でございます。そういう中で、皆様方が大変温かい思いを持って御支援いただきましたことを重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

どうかそれぞれ皆さん方思いを持って、これから臨まれることだというふうに思います。願わくば、また皆様方とここで、まちづくりについていろいろ熱い思いを語りたいたいということで、思いを持っているところでございます。また、それをなし得るためにもどうか健康に留意されまして、ますます御活躍いただきますことを心から念じまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

議長 あいさつ

議長(西村昭教君) 私のほうからも、一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。

本定例会で、議員の任期の4年が最後の定例会ということで、一言お礼を申し上げたいと思っております。

4年前に、皆様方の温かい御支援によりまして、議長という大きな役割を担わせていただきまして、時がたつのは早いもので、4年がもう経過しようとしておるところでございます。

振り返りますと、私のようなものに皆さん方の期待にこたえられるかどうか不安の中で、その任を継いだわけでありませけれども、この4年間思い返しますと、皆様方のいろいろな温かい言葉、あるいは愛情のある厳しいお言葉をいただきながら、何とかその任を果たしてこれたものと、皆様方に心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

なかなか経験のできない立場の議長職ということで、本当にいろいろな形で勉強になったことを今何となく、頭の中をよぎってきたところでありますけれども、やはり議会の役割というのは、住民の代表機関、行政のチェック機関として、その機能をさらに頑張って高めていかなければならない一つの機構として、大変重要な役割を果たしているものと痛感したところであります。

これから地方分権という言葉がなくなって、地域

主権、あるいは地域の主体性をもって、これから地方自治のあり方が問われるという時代になりました。地方自治法も議会にかかわることも、非常に改正がこれからどんどんあるかと思えます。やはり議会の役割、住民の代表機関としてのその機能をこれから遺憾なく発揮するためには、議員個々の皆さん方の住民に求められる責任は、非常に大きいものがあるのかなと思うところでございます。

この4年間、理事者各位にもまた大変な御迷惑をかけながら、私の議長としての立場に大変な御協力とまた御支援をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げますとともに、それぞれ皆さん方これからまちづくりに向かって、また、住民の代表として、その熱意を持ってまちづくりに臨まれる方々、あるいは立場を変えて、また違った視点からまちづくりに臨まれようとされる方々さまざまでございますけれども、その熱意だけはひとつなくさないで、このまちづくりの発展に御検討をいただきたいと思うところでございます。

8月の一つの期間を終えて、またそれぞれ新しい顔ぶれも入りながら、まちづくりに向かう機会ができることを私自身も希望するところでございますし、さらに住民の期待にこたえるよう頑張っていける議会になればいいのかなと思っておるところでございます。

理事者を初め、役場職員の皆さん方には、議会としては大変いろいろな形でお世話になり、あるいはいろいろな配慮をいただきながら、大過なく私の任も務めさせていただきました。あわせて、議会に温かい配慮をいただきましたこと厚くお礼を申しあげまして、甚だ簡単でございますけれども、議員各位に心から感謝を申し上げながら、議長の最後のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

#### 閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成23年第2回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時43分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年6月22日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 佐 川 典 子